

子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

紀 要 No.16 (2018)

- 発刊にあたって..... 川崎二三彦
- 論 文 ・ 思春期に現れる乳児期来の諸問題 小倉 清
- 研修講演
より
- ・ 講義「『大人の発達障害』の理解と、子育て支援・児童虐待防止のポイント
—発達障害は急に大人になってから現われたものではありません—」… 志村 浩二
 - ・ 講義「母子生活支援施設における
ジェネラリスト・ソーシャルワーク」..... 芹澤 出
 - ・ 講義「証拠となる心理所見」..... 藤田 香織
- 実践報告
- ・ 乳児院における里親との協働
「乳児院の強みを活かした里親支援機関事業の取り組みと里親支援」… 長田 淳子
 - ・ 子どもと家庭の支援における地域の役割
～豊橋市の取り組みと市区町村の立場からの実践報告～ 北村 充
- エッセイ
- ・ 子どもは未来である 山澤 重美
 - ・ 児童福祉領域における人材育成
「～人を育てることの本質論について～」..... 橘川 英和
 - ・ ブカレスト・ベルリン街歩き 川松 亮
- 事業報告
- ・ 平成29年度専門研修の実績と評価
 - ・ 2017年度に行った研究等について
 - ・ 平成29年度の専門相談について



子どもの虹情報研修センター紀要第16号発刊にあたって

子どもの虹情報研修センター長
川崎 二三彦

子どもの虹情報研修センターは平成14年に設立され、皆さま方のご理解、ご協力を得て、研修事業をはじめ研究事業や専門相談事業、また専門情報の収集と提供などの事業を進めてまいりました。おかげさまで現在17年目を歩んでおり、そうした取り組みの一つとして、ここに紀要第16号を発刊することができました。センターの各種事業にご協力くださった皆さま方には、この場を借りて厚くお礼申し上げますとともに、多忙の中、快く紀要原稿の執筆をお引き受けいただいた先生方には、あらためて心より感謝申し上げます。

さて、児童虐待をめぐる動向に関して本年（平成30年）を振り返る場合、3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の虐待死事件を忘れることはできません。6月に両親が逮捕され、「ゆるしてください」など書いた女児の「反省文」が公表されると、このような虐待、また虐待死を起こしてはならないという世論が大きく巻き起こりました。

政府はすぐさま、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、「目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う」として、翌7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を打ち出しました。

ところで、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択されたのは1989年（平成元年）です。また、平成2年度からは、国として児童虐待にかかる統計を計上するようになり、10年後の平成12年には、議員立法で提出された「児童虐待の防止等に関する法律」が全会一致で可決、成立しています。そして、平成28年に改正された児童福祉法は、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が挿入されたことに象徴されるように、児童を権利の主体者として位置づけました。

こうして考えますと、平成の時代は児童虐待問題が社会の注目を集め、子どもの権利を確立していく取り組みが進められた時代だと言えるかもしれません。とはいえ私たちの社会は、目黒区の事案を防ぎ得なかったように、児童虐待を克服していく上では、まだまだ多くの課題を抱えていると言わざるを得ません。

平成最後の発刊となる本紀要では、センター設立当初から企画評価委員としてセンターの発展に多大な貢献をしていただいた小倉清先生に巻頭論文をご寄稿いただきました。平成から次の時代へと続く節目にふさわしく、多くの方に目を通していただければと思います。また、平成29年度に行った各種研修の中からいくつか選り出し、整理した上で掲載させていただきました。やむを得ず聴き逃してしまった講義録を読ませていただくと当日の様子が目に浮かぶようですし、一度お聴きしたのものも、あらためて文字として読ませていただくと新しい気づきが得られます。実践報告やエッセイなどと併せて、是非ともご一読いただければ幸いです。

平成に続く新しい時代を前にして、私ども子どもの虹情報研修センターは、子どもを権利の主体者として尊重し、児童虐待を防止していくため、現場で援助に携わる方々をはじめとして、多くの皆さま方のご期待に応えられるよう、引き続き職員一丸となって力を尽くす所存ですので、今後ともご支援、ご指導をよろしく願います。

子どもの虹情報研修センター紀要 No.16

目 次

発刊にあたって		川崎二三彦	
論 文	・ 思春期に現れる乳児期来の諸問題	小倉 清	1
研 修 講 演 よ り	・ 講義「『大人の発達障害』の理解と、子育て支援・児童虐待防止のポイント —発達障害は急に大人になってから現われたものではありません—」	志村 浩二	13
	・ 講義「母子生活支援施設における ジェネラリスト・ソーシャルワーク」	芹澤 出	28
	・ 講義「証拠となる心理所見」	藤田 香織	42
実 践 報 告	・ 乳児院における里親との協働 「乳児院の強みを活かした里親支援機関事業の取り組みと里親支援」	長田 淳子	54
	・ 子どもと家庭の支援における地域の役割 ～豊橋市の取り組みと市区町村の立場からの実践報告～	北村 充	64
エ ッ セ イ	・ 子どもは未来である	山澤 重美	72
	・ 児童福祉領域における人材育成 「～人を育てることの本質論について～」	橘川 英和	79
	・ ブカレスト・ベルリン街歩き	川松 亮	85
事 業 報 告	・ 平成29年度専門研修の実績と評価		88
	・ 2017年度に行った研究等について		98
	・ 平成29年度の専門相談について		105

思春期に現れる乳児期来の諸問題

小 倉 清

(クリニックおぐら)

1. はじめに

私たちの精神活動は早期の胎児期から始まっており、年余を経て老齢に至って生命を終えるまでの間、それら各年齢相応の様々の課題との様々な闘いは中断なく続くものと考えられる。しかも年齢を重ねてゆきながらそれら多くの課題の痕跡はずっと、いくなれば未決のまま積み重ねられてゆくものであって、決して十分に乗り越えられることはないままに、どこかの時点でどのようにしてか、様々の型をもって精神的な乱れとして立ち現われて、再検討をせまられることになったりするるのである。

それは起こるべくして起こるのであって、結果として何人も完璧な人格をもつことはない由縁ともいえるのであろう。しかし同時に私たちは誰しもが人格的には個として「私」であるのであって、終生そんなに大きく変化することはないのが一般であるといえよう。

思春期それ自身の課題としてもいくつかのことが指摘されるのだが、ここではそれにはあえて直接にはふれないで、様々の問題が起こってくる由来をめぐって考察してみる。

なぜそんなことに挑戦するのかといえば、思春期に至るその前の時期において、すでに私たちは人生におけるあらかたの基本的課題に直面し、かつそれらはいかにも過大なものばかりが集約しているために、人はそれらに圧倒されてしまい、結果として思春期にはもう十分に傷ついてしまっているのが一般であるという事情があるからである。しかしそんな挑戦がどうして可能なのかということについては、かく申す私自身の些少の体験や観察があること以外に、産科医・小児科医・看護師・心理師など周産期以来、そしてその後は乳児院・保育園・幼稚園・児童養護施設などで働く人々の観察や臨床経験などの大きな集積があるからである。学校教育の場からのそれらも重ねて重要であろう。もちろん親たちの様々な体験報告も重要である。それらの情報をざっとおさらいしてみると以下に述べるごとくであろう。

2. 胎児期

従来、胎児期は赤ちゃんがもっとも安心していられる安全なものと考えられてきたかもしれないが、超低体重児（200gとか）をめぐる直接観察や臨床経験の集積からして、そういう神話が崩れ、人は胎児期からもう人として様々のきつい体験をしていることが知られるようになった。2-4歳のほとんどの人はその時期について大体一致した記憶を細かく語るものであるし、お母さんたちの多くも合い重なる報告をしている。思春期の人はもとより、成人でもそういう記憶をはっきりもっている人は少なくないし、また精神科の臨床でも重症な人ほど鮮やかな記憶をもっているのである。あるいは彼らは語るものとして、それ以外の何ものもないという風であったりする。ただそういう陳述を自らする人は、相手を選んだ上で慎重に語るものであるのは重要なことといえよう。また一般に私たちは時として訳の分からない、とても恐ろしい夢をみて不安にかられて眼がさめる体験をもっているのではなかろうか。

3. 周産期から乳幼児にかけて

妊娠も末期になると、胎児は出産に備え始める。お母さんのお腹がもうせまくなり窮屈に感じ始め、やがて産道を回転しながら出口に向かう。そして急に明るくなって眼をパチパチさせたという趣旨の記憶を語る。帝王切開の場合には回転がなくて、いきなりパッと明るくなりびっくりしたという。これらの言葉は2-4歳くらいの人が「あんな苦しいことはおぼえてはいられないよ」という言葉があつてのことである。それほどに苦しい体験だったということになる。

生まれてすぐの赤ちゃんは「赤い」のではなく、むしろ「紫色」をしていて、ブルブルふるえているのが普通であろう。出産の過程はそれほどに苦しい体験なのである。人間の不安の根源は出産時の体験にある、という学者がいる程なのである。

産まれてすぐの赤ちゃんはお母さんのお腹の上におかれて、そこから自らの力でお母さんのオッパイに向かって動いてゆくのだが、それは生まれてから30分位の間までのことであつて、あとはもうお母さんにしっかり抱かれて静かにじっと憩うかのようであり、その間に母子共に身体的な様々の重要な変化が次々と起こっていく。お母さんもここで様々の思いを体験されることだろう。そしてそれらの思いをお母さんはその後もずっと忘れることはないのが普通である。

産まれてすぐの初乳を断固拒否する赤ちゃんとか、赤ちゃんを拒否するお母さんもいることはあるが、それはもうそれなりの歴史的背景があつてのことなのであつて、一般には母子二人はお互いをよく知り、認め合える関係を作ることにまずは専念する。最初の1か月位はその作業は試行錯誤の日々になり、母子ともにやや不安定になるのかもしれない。日本では大体は母親の実家で生活し、まわりからの様々のサポートを必要とする。これが例えば、夫の仕事の関係で異境の地での生活で、まわりからのサポートが殆どないような場合には、母子共に大変にきつい日々になるのかもしれない。

様々の状況や事情がからむことだろうが、2か月をすぎ3か月にもなると、大体はお互いに相応の見当をつけられるようになり、やっと余裕をもてるようになるものだろう。そして赤ちゃんもお母さんをお母さんとして認識し、そこで初めていわゆる「3か月微笑」をみせることになるのが一般である。この微笑は人としての精神的な発達しんの標となるものといえよう。母子の間でお互いに相手が何を考え、何を思っているのかが、言葉を介することなく、大体は見当がつくことになる。

しかし3か月を過ぎても、お互いに何を考え感じているのか見当もつかないという場合には、恐らくその後もそれがずっと長い間、時には一生を通じて継続する場合さえある。信ずるということは絶対的なものであつて、そこに理由や理屈は存在しない。「3か月微笑」はその点、絶対的なものと考えられる。

ある著名な思想家は生まれて3か月の頃、「どうしてこの人(母)は自分にオッパイを与えるのをいやがるのだろうか」という思いをもったという。それでその後も、ずっと生涯を通じて「なぜ?」と思い、深く思索する習性を身につけたという。あるアイルランド出身のフルート奏者は「私は生まれてすぐからもうフルートを手にもっていた」といわれ、ある別の音楽家は、1歳になる前から音・リズムにいたく興味を示し、こだわっていたという。習性と才能というべくして、それらは生まれて数か月以内にはすでにして明らかになっていて、まわりの人からの注目を集めていたということになる。

3か月位になると首がすわり、大体130°位の角度で左右を見ることができるようになる。それ以前はお母さんとの関係性に大体は埋没していたのが、もっと広い視野で物事を実によく観察できるようになるのである。このことは成人においてはもはや殆ど不可能になることを考え合わせると、非常に重要な意味をもつ。まわり130°のものだけではなく、赤ちゃんの鋭い観察力はお母さんについても、しっかりとみられるのである。お母さんという人はそのまわりの人々とどんな性質のやり取りをしているのかも見ているのである。

ある3か月半の男の子が、次のような行動を示した。このお母さんは産休中だったが、ある日職場の皆さんに3か月半の赤ちゃんと共に挨拶に上がったその場での出来事である。お母さんは職場の玄関のドアをあけて靴をスリッパにはきかえようとした。部屋の中には10人ほどの人々がいた。それに気付いた赤ちゃんは、パッと両眼をつむって寝たふりをしたのである。このお母さんは大きな笑い声で、皆の歓待に答えていた。するとこの赤ちゃんはまず細くうす眼をあけて人々の様子をみた。そして状況からしてここは安心できる所だと判断したのだろう。うす眼はだんだんと開いてやがてパッチリとした眼になり、母親やその場にいた人々を見ながら満面の笑顔になったのである。この赤ちゃんはまず狸寝入りをして、まわりの様子を確かめ用心深く、うす眼からだんだんとパッチリ眼になったというわけである。いうまでもなく、この赤ちゃんはお母さんとの間で、いい関係をもっていたのである。

人によって異なるかもしれないが、4か月から6か月位になると「イナイイナイバー」を楽しむことができるようになる。それは世界中どこでも見られる遊びの一種で、その前半の「イナイイナイ」は本当を言えば少しこわいことなのだが、しかしそのあとに必ず「バー」があると知っているからこそ可能な遊びとなる。大体、楽しいことや面白いことにはいつもそこに恐怖の気持ちを伴っているものである。たとえば自動車レースや激しいスポーツでは、現実には大きなけがをする可能性がある。バンジージャンプやジェットコースターなども悲鳴をあげるほどに楽しいものであるらしい。「イナイイナイバー」もその類なのである。しかしこの場合はあまり何度も繰り返すことはできないものであろう。泣き出す赤ちゃんもいる位なのである。自分は本当に親から愛されているのだろうかという疑問がどこかに隠されているのかもしれないのである。

「人見知り」という言葉は大人の場合にも使われるが、本来はこの時期の赤ちゃんが示す行動としてのそれであろう。お母さんとの関係が特に意味あるものとして認知されていて、そして「人見知り」があるのであって、もしこの年齢で「人見知りが無い」ということになれば、お母さんとの関係が赤ちゃんにとって、なんらの意味もないことになる。「イナイイナイバー」と「人見知り」とは、この時期に相携えて重い意味をもった現象と考えられるのである。しかしかといって、「人見知り」が余りにも激しくて、母不在ではもうどうにもならないという場合には、母にくっついたままで夜も日も明けない状態になりかねない。日本人は一般に「人見知り」の人が多くといわれてきたが、昨今、若い人の中ではむしろ人に対して無関心である人がより多くなっている感じがあって、病理が更に重いように思われる。殺人者が「誰でもよかった」と述べる事件が時々起っている。

個人差が大きくあって、一人で歩くようになるのが早い人だと8か月くらいのこともある。ハイハイから始まって、つかまり立ちをすることになるが、このつかまり立ちではそれ以前のいうなれば次元の世界から、二次元の世界になる訳でもう物事は非常に異なって見えることになる。この大きな変化の体験を成人になってもハッキリと憶えている人がいる。

もっとしっかり歩けるようになれば、今までより幅広い世界に入ってゆくことになる。700万年とか前に人は四足歩行から二足歩行になって、そこから大きな展開が始まったことを考えれば、その深い意味も理解されようというものである。

とはいえ歩き始めて自分の思い通りに行動しようとするすると危険が伴うことにもなる。そこでまわりはある制限を加えることになる。ここで起こる葛藤をめぐって、まわりの人々がどのように対応するかが問題になりうる。危険はある程度は自分で対決し、解決することが望まれるといっても、それはいくらかの苦い体験を経た上でのことになるのかもしれない。時と場合によってはまわりの人が断固とした態度を示すことに不安があることもありうるわけで、そういった体験がそのまま思春期における体験に影をおとすことはありうることを考えられる。

これも個人差があって様々になるのかもしれないが、離乳食と断乳ということがある。昔とちがって現在で

は様々の離乳食がビン詰めなどで販売されているので、赤ちゃんの好みにしたがって選ぶことができる。お母さんの考え次第では、ご自分で様々の味のものを調理する場合もあろう。そうなるところは実にvarietyに富んだ状況が展開されることになって、母子の關係に様々の影響を与えることになるのかもしれない。成人の食生活のあり方の基本がこの辺にある場合もあろう。断乳については様々の場合がありうるわけであって、要はそれまでの母子關係がどのようなものであったかに大きく依拠する。ごく簡単に終わる人もいれば、3歳をすぎてもおっぱいに手を当てたままよそを見つづけて、必死に我慢しようとする人もまたいる。弟とおっぱいを取り合うような人もいるだろう。

排泄の問題は身体的な意味合いの他に、もっと別の次元の問題をも示すことになる。一般に赤ちゃんは便秘をすることは少ない。むしろゆるい便はひどく力むことなしに排泄できる点、赤ちゃんにとっては楽なのだろう。しかし場合によっては、硬くなってなかなか排出できないこともある。それはどんな場合か。なかなか排便がないとお母さんはとても心配するし、あればお母さんはとても喜ぶ。それをみて赤ちゃんは排泄によってお母さんを喜ばせることが出来ると思う。そうなる排泄を道具としてお母さんをいくなればコントロールすることができると思う。つまり時と場合を選んで排便するか否かを自分で決めることができるということになる。ここは自分を出して喜びを共にするのか、あるいは自分をひきこめて、まずはまわりをよく観察するのか、ということになる。相手を信じきれぬのか、あるいは用心した方がよいのかを判断しようとするのかもしれない。自分をよく表出することが身につけば、自ずと将来の職業選択にはそれが現れるのかもしれない。

排便に似たものとして言葉がある。おしゃべりの人と口が重い人と両極端になったりするの、いろいろな事柄も関与するのだろうが、この年齢で身につくものといってもよいのではなからうか。言葉をよく使うかどうか、自分をどんどん出すのかどうか、逆にひっこめるのかということになる。

自閉症の診断は他のいろいろの事象もあいまってのことだろうが、この年齢でなされたとしても不合理ではないだろう。また重い精神病状態の人が排便や発語について特にこだわったり、大変難しいことになったりするの、よく理解できることといえるだろう。対人關係のあり方の源流ともいべきものは、この辺りにあると考えるとよいのではないか。

4.1 歳半位から4歳位まで

保育園や託児所などへ一定時間通ったり、預けられたりする体験をもつことはままあることであろうが、母親を離れても何の支障もなく、落ち着いているかの様子を見せる人もいるし、いつまでも母から離れることが出来ない人もいる。母親は自分から見える場所にはないと不安でいられないというわけである。ある1歳6か月の男の子は弟が生まれて、母親が5日間入院した時に、どうしても母と一緒に病院で寝るといってひどく荒れた。夜は赤ちゃんは別の部屋で寝るといので、看護婦さんのはからいで一晩だけ大部屋にいる母のベッドで過ごした。そして次の日からは母の実家で過ごすことになったが、とても落ち着かず大泣きもなかなかやめられなかった。

母がいなくても母の愛を信じられるのかどうかということ、つまり眼には見えないものでも信じられるかどうかということが問われているわけで、宗教教育を考える場合、この幼い時期にこそ本来的な宗教心が育つのではなからうか。

2歳をこえるとその観察力はより鋭くなる。自分が話せる以上に、周りの人の言葉や状況の理解もすすむ。ある2歳2か月の男の子は、ある日、「お父さんはお母さんのことを本当に愛しているの？」ときいた。父はそれを聞いてびっくりし、ドギマギしながらも「そりゃ愛しているよ」と答えた。するとこの子は「そう、それを聞いて安心した。これで夜もよくねむれる」と言ったのである。この時点で父母はよく口論はしていたけ

れど、離婚までは考えていなかったというが、6か月後には離婚となった。この子はそれを予知していたことになる。

ある2歳半の男の子は、ある小グループの小旅行に母親と共に参加した。一泊して翌朝のバイキングの食事の時に、この人はこの小グループとはちょっと離れた場所で子ども用の特別の椅子に一人で座り、実に悠然とマイペースで、落ち着いて食事をしていた。忙しい、落ち着かない雰囲気^{せわ}に邪魔されることなく、ゆったりと食事を楽しんでいた。この人は余程、安心して親のことをしっかりと信じていたものと思われた。

ついで自分が男なのか女なのかという意識の問題がある。今はLGBTの時代で、あえて性別にこだわるのは歓迎されないことかもしれないが、自分のあり方の根源はこの年齢辺りの意識の問題であろう。脳には男女の違いがはっきりとあるとのことだが、それは人が成長してゆく段階で、様々な事柄が関与する結果としてそうなるのではなからうか。この年齢では文化や習慣、まわりの人々の思惑などがあって、それらに応えようとするということもあるのではないだろうか。

三島由紀夫はその自伝的小説（「仮面の告白」）の中で、生まれてすぐに二階に住んでいた父方祖母につれ去られ、実の親に育てられることはなかったと述べている。祖母は孫を女性として育てたくて、女性の着物を着せ、女性の言葉（というのが昔はあった）のみを話させ、外出するとバイ菌をもらってしまうというので部屋にとじこめていたという。それで二階の窓から外を眺めるのみの日々だったという。小学校に入って男の子とつきあうようになって、自分は「男なのだ」という納得は得られなかったという。それからあとに起こった一連の事柄は、衆目の一致するところであろう。

物心がつく、つまり自分という意識が出来るのは人によって異なるだろうが、大体2歳から3歳の頃をさしているのではなからうか。それはまだ大雑把だろうが、時間の感覚を持つことを意味するだろう。「朝」とか「夜」とか、「明日」「お正月」「誕生日」という言葉を使うことは出来る。しかし「来週」とか「来月」とか「来年」ということはまだ把握できないだろう。

2歳から4歳の人は胎児の時の記憶を語るのが一般である。「せまい所」にいて、よく「でんぐり返し」をしていたという。「まわりが暗い時も明るい時もあった」という。「いきなりボンと当たってきたことがあった」ともいう。「だんだんとせまくなってきたので、まわりながら出てきた」「あんな苦しいことは覚えてはいられないよ」「急に明るくなって眼をパチパチさせた」などという。2歳以前ではまだ言葉が十分には話せないだろうし、4歳をすぎるともうとても大変な日々が続くだろうから、「そんなことは憶えていない」というしかないのだろう。

人によっていくらか違いがあるだろうが、3-4歳の人は死について考えるのが普通である。それは祖父母の死に出会うことがきっかけになるのかもしれない、幼い弟や妹が亡くなったりということがきっかけになるのかもしれない。昆虫やペットの死という場合もあるかもしれない。死を語るといっても「ボクはなんでここにいるの?」「ボクはいつまで生きるの?」「死んだらどうなるの?」というのかもしれない。「人は生きていて、どうして机は生きていては言わないの?」という場合もある。「人はウソをつかねば生きていけない」という人もいる。こういう問いを発する人はまだしも健康なのかもしれない。どうせ大人は満足な答えをしてはくれないだろうと考える人の方が多いのだろう。だからのち思春期になって深刻に死を考えることになるのかもしれない。「ささいなこと」をきっかけとして死を選ぶ場合もありうるだろう。

死をめぐるいろいろな考えを述べるのに並んで、3歳-4歳の人は自分が赤ちゃんの時にどんな風であったのかを聴きたがるものである。それはたまたまずっと以前の写真をみつけて、そこに祖父母とともに写っている自分を見て、ある種の感動をおぼえ、様々な質問をすることになるのだろう。祖父母がいて、両親がいて、そして自分がある。「不思議だなー」という人もいるし、ただ感動しているだけの人もいる。そういう状況が展開される時に、まわりの大人はどう対応するのか。特に何も言葉は必要なくて、ただ一緒に感じ入るだけで

■ 論 文 ■

も十分かもしれない。具体的な情報を言い伝える方がよいと判断される場合もあろう。

のち思春期になって、同じような状況が再現されることはよくあるものと思われる。ただそれは家族としてのまとまりやつながりがちゃんと子どもにも感じられている場合のことであるという認識は重いものであろう。

5. 5歳から7歳位まで

「かくれんぼ」は世界共通の子どもの遊びで、幼稚園から小学校低学年位でみられるだろうが、日本では昨今余りみられなくなったように思える。むしろ日本ではごく幼い子と親との間で少しみられるだろうか。でもそれはむしろ「イナイナイバア」により近いだろう。「かくれんぼ」は「3か月微笑」「イナイナイバア」「人見知り」「言葉の獲得」などをまず問題なく通過した人、つまり母親との基本的な関係がうまく出来上がった人でないと楽しめないはずであろう。「かくれんぼ」では一人が鬼になって、皆がかくれる。その鬼の役目を果たすのも、それから一人でしばしの間どこかに身をひそめて、みつげられるまではじっとしている、などは気持ちの上ではなかなかこわいものである。でもこわいから楽しめるという具合なのだから、このこわさに耐えられない人は楽しむことはできないのである。一人でいるこわさに耐えられず、自ら鬼にみつげられるようにする。鬼になった人もこわくなって泣き出してしまい、親のいる所へと逃げていったりすることになる。

そういう人は思春期になって、同輩や異性との間での様々なやりとりの「こわさ」を楽しめなかったり、そういう状況にしっかりと向き合えないのかもしれないのである。

またこの年齢群の人は、自分の家族との関係性を深く考察して、何か満足が得られないなあとか、何か疑問をもったりして、それでいとこの家族はどのように機能しているか、いそこはその親とどんな種類の関係をもっているかに興味をもったりするのである。法事などがあって、そこで親戚中が集めた際には、観察の眼を鋭くして様々のことをみている。親との関係に安心感をもっている人たちは、親に向かって観察した様々の事柄を報告し、質問するのかもしれない。それは親戚の人々への関心からそうするというよりも、この自分は一体全体どういう人間であると考えればよいのか、どんな風であることをまわりの人々は期待しているのかということを思慮しているのである。

更には幼稚園の先生なり、小学校1年の担任の先生などとのやりとりも非常に大きな事柄で、様々の影響をうけることになるし、また様々の考察をすることになるはずである。私たちは幼稚園の先生や1年の担任の先生の事を鮮明に記憶しているのである。その後の中学・高校・大学の先生たちからも何か影響をうけるかもしれないが、もっと幼い時に会った先生たちからのインパクトの方がずっと大きく、大体は一生忘れないものであろう。

そんなわけで大体は6歳前後で、私たちはもう「私」「自分」であると考えられる。余程のことがない限り、この「自分」は根本的には変わらないのが一般であると考えられる。でもそれは余程の幸運に恵まれた場合のことであって、いくなれば原則論的にそうだということであり、実際には様々の困難や不遇に出会うものだから、人生はむつかしいことになるという訳であるし、私たちの性格の基本はこの年齢で決まってくるものと思われる。精神科における予防的な治療は、これ位の年齢の時にこそ止めを刺すと考えられるのである。

のち精神科の治療の対象となるものの大本は本来はこの辺りにあるのであって、助けを求めてくる人たちにとっては、ずっと昔の事柄のゆりもどしというか、あるいは再現であるのが一般であると考えられるのである。

6. 10歳までの時期

前項まで、つまり7歳位までにはずっとみてきたように、人の基礎となるものは大体は出来上がっているの

であって、その人の個性はすでにもう誰の眼からみてもはっきりしているといっても差し支えないだろう。もしそうではないとなると、それなりはかなり大変な背景が存在していると考えねばならないであろう。成人してから自分の昔をふり返ってみれば、あるいは同級生たちの姿を仔細に考えてみれば、そのことは十分に納得できるのが普通であるはずである。そんな作業は面倒くさいし、やる気にもなれないという場合は、多分自分の人生を半分位は投げ出してしまっているということになろう。ここで10歳までの時期と釘を刺したのは、そういうことを含めて考えているからである。10歳位からの時期を前思春期といって特に区別する位のことなのである。6-10歳でも顕著なことが様々の型で出現する。

これまで幼稚園・小学校1-2年の担任の先生との関係、校長先生との出会い、友人との様々のやり取り（時として小学校の同級生と結婚することさえある）、色々な教科を学ぶ、好き嫌いや、得意・不得意がはっきりしてくるなどの延長線で「自分」という意識がはっきりしてきて、やがてある日、突然「ボクはボクだ!!」という強烈な意識が生まれる。「この広い世界でこの自分はこの自分しかいない」という強烈な思いをもって、激しい衝撃にうたれ茫然自失の状態になるのである。これはいうなれば一種の精神病様の状態ともいえるのであって、生涯で恐らくただ一度だけの経験になるのかもしれない。しかしこれを体験しかつそのことを生涯、忘れないでいられる限り、人は本物の精神病にはならないですむのかもしれないほどのことである。

評論家の森本哲郎もこれに似た体験をされたようで、「人は6歳ですでもう「自分」になりきっているものだ」と述べている。同じようなことを亀井勝一郎も述べている。石川達三には「私ひとりの私」という随筆集がある。

精神科の治療は、そんな訳だから、6歳までになされないとそれ本来のものにはならないということになる。

私が小学校の3年（1941年）の秋頃の事だが、紀州の果ての新宮という城下町に、あるオペラ歌手がやってきた。それまで山猿のようだった私は姉につれられ、その場にいた。この方は牧嗣人^{つぐんど}というお名前で、大柄で肥った老齢の人だった。太く低い声で全身を激しく動かしながら朗々と歌った。私はすっかり感動し圧倒された。しかし何を歌っているのか私にはさっぱり分からなかった。それで姉に「あんな風に歌うものなの？」ときいた。すると姉は「ああいうのが本当の芸術というものだよ」といった。私はそういうものかと納得するしかなかった。しかしこの時の感動はその後ずっと私の中に残り続けた。今でも私は「オペラとはものすごいものだ」という感覚をもっているのである。

10歳前後の人は親との関係がそれまでにどんな性質のものであったにせよ、一旦、親とは離れた所での自分というものを強く意識するものである。つまり家出の幻想をもち、親を離れて一人でどこか遠くへゆくことを空想したりするのである。実際たった一人で外国に在住している家族とか親戚を尋ねたりするのである。あるいは夜遅くまで友人たちとプロ野球戦を見にいて楽しんだりもするし、親には内緒のままゲームセンターやカラオケにゆく人もいる。お年玉などをかなりの金額を貯めておいて、秘かに様々のことに遣ったりするのかもしれない。

もらい子幻想もこの時期のものである。今一緒にいる親は本当の親ではなくて、どこか知らない所にいるのではないかと空想するのである。つまり今の自分は親以外の大人たちと、どこまでつきあうことが出来るのかと空想し、試みを行っているのである。

更には自分は将来、どんな職業につく人間になるのかと思いをめぐらす。そして具体的な職業につくことを夢みるのである。しかもそういう空想の職業を後年、約30%の人は現実のものにするというから空恐ろしい位のものである。

1930年頃のことだったか、Charles Lindberghというアメリカ人は太西洋無着陸横断飛行を単発のプロペラ機で成功した。その時パリの空港に集まった新聞記者の中の一人が「あなたはいつこんな冒険をなぜやろうと

決めたのか」と質問したのに対して、「私は幼い頃、背が低くて皆からいじめられたのです。そして10歳の頃、自分はいつか背の高い人になろうと決心したのです。そして今、ご覧のように長身です」と答えている。彼はその後、悲劇的な事件にまきこまれてアメリカを嫌悪し、イギリスに逃れ、更にはナチスの行動に共感を覚えたりした時期を経て、やっと戦後になってアメリカと和解する決心がついたのであった。

作曲家のサンサーンスは10歳の頃、ベートーベンのピアノソナタ32曲の全てを暗譜するぞと決心したという。

300年位前に提出された数学の難しい定理をみて、あるアメリカの8歳の少年は「よし、この難問をいつか自分が説いてやると決心した」という。そして30歳代になって、九州大学の大学院の学生が全く別の難問題を解いた、そのやり方からヒントを得て難問を解いたという。

人は6-10歳の間にこのような考えなどに一人で懊悩し、激しい衝撃を受けて、殆ど精神病的な状態になることがあるものなのである。後年、臨床の場で年齢を問わず、6-10歳頃の体験を今更のように熱を入れて語るができるようであれば、その人はその後スムーズな臨床経過をたどることが多いだろう。

7. 小学5年から中学生くらい

小学5年に先立つ小3～小4はどちらかという、やや夢想的、空想的、あるいは哲学的になるものだが、小5～小6の人は一転して現実的、身体中心、社会的にならざるを得ないという点が目立つ。それは中学受験の問題が眼前にあるとか、新入生や下級生のお世話をする、時には何かの役員になったりするからであろう。なかんずく身体的な変化が顕著になり、男女でやや違いがあるものの性ホルモンも動員されてきて、生真面目にあるいはやや恐れながらそれらの事柄に対して相反する複雑な気持ちを味わったりすることなどが入り交じるからであろう。

一般には女性の方が成長が早いものの、スポーツに熱心な男子の場合には、例外的に成長がとても早くなる人がいることだろう。声変りをする人もいるし、大人っぽい物腰の人もいる。つまり個人差があって、それはそれなりに種々の問題を提起するのかもしれない。

小学校から中学校にかけて、特に親しい友人をもつことは並はずれて重要なことになるものと思われる。親との関係はもちろん続くわけだが、それはさておき、親にはいえないこともあって、親友との間でのみ話せるという関係であることが大切になる。そういった関係は生涯つづくものであって、他にはその類のものはないのが一般であろう。

先述したある思想家が、生まれて3か月の頃に「どうして自分の母はオッパイを与えるのをいやがるのだろうか？」と怪しんだという人のその後であるが、結局は幼少の頃から母になじまず、弟がまもなく生まれたということもあってか、大袈裟に言うとかげっばちになって、物事に集中できずボンヤリしていたことが多かったという。そして小学校に入ってもずっと晴れ晴れしない日々を送っていたという。ところが小5の担任が「君は本当はもっと出来るんだのになあー」と嘆いて述べた時、激しい気持ちにゆり動かされて「そうなんだ。これではいけない」と思って、それ以来ものすごく本を読み勉強に熱中するようになったという。これには後日談があり、この方がもう70歳位になられた頃、この昔の担任が年老いたが今もお元気でいるということを偶然知り、どうしてもお会いしたくて、遠い田舎町まで出かけられたという。担任だったこの老齢の方は何十年前も前の昔の生徒のことをよく憶えておられて、再会に涙を流されたという。小5になるまでは半分人生をあきらめていたような人が、担任の一言によって生きる喜びを強く感じられるようになったという点がすごいことであるし、その上にその後何十年もの間、このお二人がお互いにずっと記憶しておられたということもまた感動的なことだと思う。

私も小5の夏、ある大きな体験をした。その頃、太平洋戦争が激しくなり、毎日空襲があった。それでどの

家でも防空壕を作ることになり、私の家でも一階の八畳間の床下に大きな穴を掘った。そして何日間か大工さんたちがやってきて壕を作る作業をした。私は毎日その作業ぶりを眺めていた。そして坂地さんという大工さんに「そうやって毎日、同じことをやっていて、飽きることはないの？」と聞いた。するとこの大工さんは忙しい手を休めて、私の前にやってきて私の眼をじっとみつめていった。「それが人生なんだよ」と。その時、私はものすごい衝撃を受けてもうぶっ倒れそうになった。「人は毎日同じことをして生きる。あなたも将来、毎日同じことをするようになるよ」という。私は「これは大変なことになった。毎日同じことをするのならば、余程気に入ったことを見つけなくてはならない」と真剣に思った。「のんびりただ勉強していても駄目なんだ」と思ったのだった。こういう体験は、生涯忘れることはないものであろう。

日本の中学生は昔からいたずら好きで通ってきているように思えるのだが（「坊ちゃん」など）、そればかりでもないだろう。最近では中学生の年齢でオリンピックの選手に選ばれたり、秀でた成績を示す人もいる。その他、将棋とか小説の世界でも活躍する人もいる。他方、臨床の場面ではそれまではまだはっきりとはしていなかったのが、不登校が始まってやがてひきこもり、家族との関係が希薄になったり、かと思うと激しく興奮して暴力的にさえなって、家族の手に余る事態になったりもする。何か特定のことに殊更にこだわり、気を使って自ら強く悩んだりするのもかもしれない。身体を清潔に保つことがむづかしくなり、だらしなくなったり、部屋の中が乱雑になったりするのかもしれない。人との関係にも敏感になり、なかなかスムーズにいかなくなるのかもしれない。あるいはまたゆううつな状態が前景に際立ち、改めて「死にたい」といったり、自分を傷つけたりする人もいるだろう。

人生をうまく生きることが身につけていないと、自らもそれを悩み、落ち着かなくなったりまわりの人に迷惑をかけて、それに気配りが出来なくなる人もいるかもしれない。

しかしはっきりと精神病様状態になる人は他の年齢群よりもやや少ないのではないかと思われるのだがどうだろうか。仲間との間で支えあったりするのだろうか。あるいは勉強にひどくうちこんだり、読書なりスポーツに熱中したりすることで、なんとかやりすごそうとするのだろうか。そういう場合には、まわりもその不自然さに気がつくのだろうか。教師との関係が支えになることは少ないかもしれないが、なくはないだろう。おじいちゃん、塾の先生、スポーツコーチなどとの関係で救われるという場合はありうることだろう。やたら自分の肉体のすぐれた所を誇示したがつたり、昨今では女性と早くも深い関係に入る人もいるのかもしれない。

他方、この年齢群で極端な場合には、赤ちゃん返りをして母親にくっつき離れなくなって、ハナを鳴らす状態になる人もいる。また自分が赤ちゃんの時はどうだったかを、しつこく母にせまって聞いたがつたりする。母がいやがっていい加減な答えをすれば怒ったりする。ずっと昔のことをよく記憶していて、それが正しかったかどうかと母に迫ったりする。幼稚園時代に住んでいた土地を訪ねたがつたりするかもしれないし、その頃にあった何かの出来事の詳細を知りたがつたりすることもあるだろう。3-4歳の頃に亡くなった祖父母の更に個人的な側面を知りたがつたりするのかもしれない。昔の古い写真をひっぱり出して何回も眺めたり、何かを確かめたりするのかもしれない。

8. 高校生からあと

ここは思春期から青年期へと進む年齢群だろうが、精神年齢はまた別の次元のことだろう。この年齢群の特徴なり精神的な課題はそれなりに指摘されようが、要するに冒頭からずっと述べてきたことのすべてが今、ここでの背景をなしているといえよう。

この年齢群で体験する事柄は誰でもが記憶しているはずで、現在の年齢の如何を問わず、そういった記憶の数々を反芻しながら日々を送っているはずである。しかしそれはなかなかむづかしい作業となるので、人はえ

てしてそれを避けたい気持ちになるほどのことであろう。この年齢は疾風怒濤の時期といわれる由縁である。それというのもこの年齢群では、生まれて以来の様々な事柄を体験してきた挙句に、もう成人と言われる時期を目前にして、本当を言えばもうのっぴきならぬ所にきているのである。社会人と呼ばれる手前で「子ども」の時期を否が応でも終了すべく期待されている。まだ幼い部分が残留していることを自ら自覚するにつれ、二進も三進もいかないどん底の心境なのである。そうではあってもというべきか、そうだからというべきか、一応大人のような所を示すべく努めねばならぬ。しかも必ずしも強がりではなく、むしろ自然態であって力みがなく、ある余裕をもっていることが望まれる。一応は自分なりの人生観なり価値観を持っていなければならない。しかも外側の自分と内的な自分との間に余り大きな違いがあってはならない。

そして異性との関係も一方的ではなく、お互いに納得のゆくものでなければならない。友人たちとの関係もまた、相補的で安心ゆくものでなければならない。親との関係はなかなか複雑だろうが、一定の距離が必要だろう。

自分という意識は従来に比べてより確かなもの、そしてまわりからもそれと認められるような程度のものであらねばならず、一人よがりには許されない。しかしかといって変わり身の早さが求められる場合もまたありうるのである。

しかし実際にはそんなにあれもこれも、うまく身につけているわけもないのだからむつかしい。そこで誰しもが同様だろうが、赤ちゃん以来、未解決のままである部分のどれかがこの時期に表面化する、という次第なのである。

一般にこの年齢で精神科の病気が「発病する」ということになっている。しかし私に言わせれば「発症」のチャンスはずっと以前にすでにあっただけであり、そのことに誰も注目せず（したがらず）、本人はただひたすらに耐えに耐え、何とか生きのびようとしてきた歴史があるものなのである。しかしもうこれ以上はもたないということになって、もはや素人の眼にも明らかな状態に陥って、やっとそこで警察なり救急外来なりに運びこまれて、そこで晴れて「発症した」ということになる仕来たりとなっているのである。「子ども時代はもうすっかり狂った状態になるしかなかったんだ」と述懐する人たちが多いのは嘆かわしいことである。正確に言えば、ここで「発病した」のではなくて、ずっと以前に発病していたものが、何かをきっかけとして「増悪した」状態というべきなのである、現実の話、精神科の治療はSSTにしる、デイケアにしる、薬物療法にしる、認知療法にしる、すべてリハビリにすぎない。火事でいえば初期消火がなくて、ひどく燃え上がってからでしか、消防車はよばれない。これも現実の話なのである。

一般社会において活躍していて、成功者とみなされている人々の中には、精神科医の眼から見れば随分と病気がすすんでいるような人々はいくらでもいるといってもよいだろう。もちろん逆にいって、長い間治療を受けているような人の中には、人として立派な方々はいるものである。

ここである女性について述べる。私の所に来られたのは15歳の時だった。この方は10歳位から不登校、引きこもり、不眠、やたら泣き続ける、訳の分からないことをいう、とのことで何人かの精神科医やカウンセラーに診てもらってきたという。私の所に見えた時はもう症状は進んでいて、言葉もうまく使えない状態にまでなっていた。「こっちにいるというから、そっちの方へゆくと誰もいなくて—でも声はするから、そっちを向いてもやはり誰もいないし。大切なことだというから、そう思っているけど本当は何も起こらないから、もう訳が分からなくて」といって激しく泣く。それで「それじゃあ、まるで赤ちゃんの世界にいるようなもんだねえ」というと「もう訳が分からない。どうしよう。どうしよう」といって泣き続けるのであった。「自分は何か大変な事をしでかしてしまっ—」というので、「たとえば折角飲んだオッパイを吐いてしまったとか、ウンチを沢山もらってしまったとか？」という、更に大きな声で手放しのまま泣き続けるという風であった。

段々と分かってきたのだが、この人の両親はこの人が予定外で生まれてきたので、この人のお世話は何人か

の人に頼んでしまったという。そして実際この人が13歳の時に、両親の居場所は不明になったという。以来、彼女は福祉のお世話をうけることになった。10歳の頃に初めて精神科医に会ったが、よく分からない状態だと言われたという。そこでかなりの量の薬が処方されたが変化はなかったという。入院の話はなかったという。ただこの人は絵を描くのが大好きで、ピカソのような絵を描くということだった。実際、絵を描く時は独語をしつつ、いかにも楽しげな様子であった。しかし途中で激しく泣いたりもした。私が「赤ちゃんみたいだね」と言ったのがうれしかったのか、ひどい状態はおさまってゆき、数年くらいのうちにはまあ並みの精神病状態にはなっていた。そして驚いたことにきれいな女性になってきた。ごく少量になっていた薬ももう飲まなくてもいい状態になり、22歳の時にいきなり結婚することになった。その男性はパンを作るやさしい方のようにみえる。その後はもう写真つきできれいな文字の年賀状だけがくるようになった。「今年こそ会いに参ります」と書いてある。私からの年賀状はきまって「お元気でね」だけ。現在もう30歳に近い年齢だと思う。お子さんは今年小学校に入学するかわいい女の子である。

今の大学生たちについては私はよくは分かっていないのだろうと思う。というよりもまるでよく理解出来なくて、とてもついていられないという感じである。今、大流行の発達障害とかアスペルガー症候群の人が数多くいるというよううわさ話もきくが、そういうラベルをはってみたいところで彼らをよく理解できるわけもないだろう。ともかく彼らは彼らなりに個有の世界をもっていて、その中から一歩も外に出ず、他人との関係については一顧だにしないということだろう。人とではなく、様々な器械といつも一緒にいるようである。物事について歴史的にみるとか、考えを深めるといような知的な作業には興味をまるでないようにみえる。動物の一変種として生きているのかもしれない。

それでもごくたまには不安を自覚して、「これからどう生きていいのかわからないから」とか「自分って一体何なんだと分からなくなる」といって面接に来られる人もいる。それらの人々に共通してみられるのは、自分の父親や母親の年齢を知らない、学歴を知らない、職業を知らない、兄弟が何人いるのか、祖父母については殆ど何もしらない、ということである。いそこはいるのか、何人か、どこにいるのか、など全く知らないという具合。多くは本当の親友はいないという。直接会う事もないような人々と、ネット上でだけ会話をするとかという話なのである。大学で尊敬できる先生もいないというのは分かる気がしないでもない。本や新聞を読まないというのも際立っていることであろう。

そんな風では、自分のことも、将来のことも分かってなくて当たり前だ、と私はいう。しかし家族といっても、皆時間がバラバラで一緒に食事をすることも、会話をするチャンスもない。ただの同居人にしかすぎず、家族としてのつながりとか憩いを感じることもないというのである。必要があれば同じ家の中にいても、ケータイ電話を使って話すだけだという。

母親に来てもらっても、自分はずっと働いていたから子育ては何人かの人をお願いしたので、赤ん坊の頃のこと何もしらない、手がかからなくておとなしい、いい子だった位の話しか出ない。学校から帰ってきても、時には7～10位の習いごとや塾に行ったりして、結局は親と一緒に過ごした時間は余りなかったというくらいの話なのである。

要するに人間としての発達にまるで眼が向いていないという歴史がそこにあるのである。そしてさらに学校教育をめぐる問題がある。この国における学校教育は一般的に考えられるような勉強ではなく、極めて独特な種類の受験だけを目指したものであり、その道をただひたすら突き進むことに自らを埋没させるしかない、ということになっているのである。

大学生たちの生態 (mode of life) にはその他、様々の状況があるのだから、それぞれ社会文化的、経済的、情緒的、そして精神的な背景が深く関与しているのだろう。しかしそれらを全体的に眺めてみるのは、相当大

■ 論 文 ■

変なことになるだろうから省くしかないし、老人の練言を述べるのも控えたい気持ちになる。

そこでこの論説のしめくくりとして、二人の著名な人の言葉を以下に引用して終わることにしたい。まず最初に第二次世界大戦後にドイツの初代統一大統領だったワイツゼンガー（Richard von Weizsäcker）がドイツ敗戦40年記念会で述べた言葉で、政治的な発言かもしれないが、精神科治療に通じるものがあると思う。「過去に眼を閉じる者は、現在に対しても盲目になるだろう（1984年）」（大辞林：三省堂より）

そしてもう一人はフランスの哲学者メルロー・ポンチの評論の言葉で、「何から何まで奪い取られても、全ての望みをかなえられても、われわれは破滅する。個人は生まれてすぐ歴史にどっぷり侵され、その外に立つことも、上空に浮き上がることもできない。たまたま生まれ落ちた歴史の渦中で生を始める他はない」（平井啓之訳：朝日新聞、「折々のことば」2016.6.6. 鷲田清一）これは運命論的で悲観的に見えるかもしれないけれど、真実をつき、かつ現実的な論評であると思うが、いかがであろうか。

*本稿は、日本思春期青年期精神医学会発行の「思春期青年期精神医学」27巻2号に掲載された論文「思春期に現れる乳児期来の諸問題」に加筆・修正し、転載しております。

講義 『『大人の発達障害』の理解と、子育て支援・児童虐待防止のポイント —発達障害は急に大人になってから現われたものではありません—』

志 村 浩 二

(浜松学院大学短期大学部)

* 平成29年度「保健職員研修」での講演をまとめたものです。

皆さま、こんにちは。浜松学院大学短期大学部の教員で、臨床心理士の志村です。私は、現職に就く前の20数年間、ずっと児童相談所や家庭児童相談室で、相談支援の現場をやってきました。メインはずっと子どもで、それに関連して親・保護者の支援とか、関係機関のサポート（スーパーバイズやコンサルテーション）をしてきました。

また私の専門は「嗜癖行動学」、簡単に言うと〇〇依存症のことです。アルコールや薬物はもちろん、買い物やギャンブルでもそうなる場合があるし、若い女性ですと摂食障害やリストカットも「やめられない・そればかりにとらわれる・やめているとかえって心理的に不安定になる」意味では嗜癖に入りますが、すべての依存症は、考えようによっては人間関係にさかのぼります。生きづらさへの誤学習されたその人なりの自己回復のしかたとも言えます。

今回は嗜癖の話ではないですが、発達障害の子どもや親の支援現場にいると、親の人生とかその人の生きづらさに触れていくことが多いです。今日はそういう点も含めて発達障害の話をする中で、子育てや虐待・DVというものを考えたいと思います。

ただ、発達障害がある保護者が子どもを育てるといっても、その発達障害の方が急に大人になって、いきなり子育てに入る訳でもありません。当然、子育てをする親の側が「元々持っていた発達特性」のために、どれ位しんどい思いをして幼少期から現在に至って、たまたま子育てというライフイベントに出くわしたか…と、そんなストーリーで考えたいです。そこで発達障害の特徴・症状論を、実践（体験）をしながら進めたいと思います。

そこで、私がもう一つの専門にしている「神経心理学」の立場から、本日は発達障害の症状を追ってみたいと考えます。発達障害が「脳の機能障害」と定義される以上、神経心理学や高次脳機能障害学的に言えば、(局在論的) 機能不全部位と行動特徴との因果関係が探れば、発達障害の理解と対応が進むはずで。ところが…大人の神経心理学的問題は「後天的・中途の」障害が多く、脳血管障害なども「損傷部位と症状との関係」が見やすい。けど子どもの発達障害は「先天的・生まれつきの」障害故に、機能不全が起きた前後が比較できないし、どこが機能不全とも特定しにくい。確かに、児童期の高次脳機能障害は、一見、発達障害と似た行動特徴を示す場合もありますが、詳細かつ継続的に見ると、何か異なる。そもそも子どもの場合、広範囲に脳が損傷されていても、大人よりかなり補償が利きやすい。

この補償を踏まえると、子どもの発達障害も適切な関与をすることで、補償がなされ、生きやすさをもたらしやすい。反対に大人になってからだ補償が難しい…。

さて本題に移ります。お二人（参加者から任意に指名して壇上に出てきてもらう、以下順にアルファベットで記す）前に出てきていただいて、この机（聴講用の3人掛けの長デスク）の幅程度、離れて立っていただけますか。

(志村が持参した学術雑誌を示し) この本を使います。

(Aが読み手、Bが聴き手) お好きなページ開いていただいて、3～4行それを(Aに)読んでいただき、それを(Bに)聴いてもらった後に、(Bには)

その聴いたところ・書いてあった3～4行を一言一句たがわず復唱していただく課題です。(B苦笑と困惑)

一つ負荷を加えたいと思います。それは、こちらの皆さま(参加者全員)に、このお二人のやりとりの邪魔をしてもらえますか?

スタート!(Aが本を3～4行読み、1メートルほど離れた位置でBが聴いて覚えようとしている。それを邪魔するように、会場の参加者全員が大きな声を出して騒ぐ)読み終えた後

(志村) どこ読まれました?

(A) ここを読みました。(読んだ箇所を指さす)

(志村) (Bに) さあ、お答えいただきましょう。何と書いてありました?

(B) 最初が全く聞こえなくて…、「経験はないだろうか」という部分だけ…。

心理学をしている方だと聞いたことがあるかと…「カクテルパーティー現象(効果)」です。「選択的注意」や「選好」とも言われます。

「注意」力と言ってもいろんな注意があります。まず「持続的注意」と言うのがあります。例えば、張り込みをしている刑事さんが、アパートの2階に住む被疑者を、階下で部下と一緒に牛乳片手にあんパンをかじりながら待ってるシーン…飲食・会話しながらも、被疑者の出入りには注意がずっと持続している。だから食べてる最中にでも、被疑者が下りてきたら、注意は途切れていないので、さっと逮捕に向かえる。

あんなふうに長い一定期間、いろんなことが間にあっても続いている注意が持続的注意です。今体験してもらったのは、少し違って「選択的注意」と言う状態です。

では聞いてみたいと思います。

(Bに尋ねる) 聴力に問題はありますか?

(B) はい、器質的な意味では聴力に問題ありません。

(志村) 聴力そのものに問題ないのに、なぜ聞こえなかったんですか?

(B) 周りの声が大きくて…。(笑)

(志村) 周りのノイズが大きかったから聞こえな

かったんですよね。聴力に問題がなくても聞こえないのは、周りのノイズが大きいとそうなる。

実は選択的注意は聴覚にも視覚にもあります。今は聴覚の選択的注意をやったのです。聞こえないのは、耳の問題ではなくて周りのノイズです。本当は私が話をする時、他の音も聞こえてるはずですが、空調の音も外を通る車の音もあります。その中で大事な音だけを拾って、そうでない音は聞かないように脳の中でちゃんと選び分ける働きが「選択的注意」です。合コンやパーティなんかに行くと、お目当ての異性の声だけがちゃんと聞こえて、そうでない、どうでもいい人の声は聞こえない(笑)。あれも選択的注意です。

今の実験は、選択的注意が働きにくいレベルまで周りのノイズを上げたことで、聞こえにくさを体験してもらいました。子どもの中には、この脳の働き：大事な音とそうじゃない音を選び分ける：が、元々持って生まれて弱い子がいます。「持って生まれて弱い」と言うことは、別に親のしつけや愛情不足の問題等でないと言うことです。

そうすると、毎日、(Bが) 体験したような(雑音に晒された)世界で毎日生きている。こんな時、人は「気合いと根性で聞きなさい!」と、つい言います。ところが、聴こうと思っても、周りのノイズまで拾ってしまうので、ますます聞こえにくくなる。この特性の子(聴覚の選択的注意が弱い子)を含め、今回話題の、発達に何らかの凸凹や、特性上の弱さがある子は、50人に2～3人ぐらい、つまり1クラスに必ず1人か2人はいる計算で、誰にも気づかれず悩んでる子も決して少なくない。ではこのように「話の聴けない子」が、小学校ではどんな苦難に出くわすか? 今度は後ろの列の方に出てきていただき、1分間のプチ講座をお願いできますか?

(C) では甲府の紹介をさせていただきます。甲府の人口は大体19万人で…(中略)…秋にはいろいろ観光がありますので、ぜひ来ていただければと思います。

(Cの代わりに後列の座席にいる志村に向かって) 何でした、分かりましたか?

(志村) 分かった！分かった！“ブーン”で言っとった！

(C) はい…。(困惑と苦笑)

(志村) 私も真剣に“うんうん”と頷いて聴いてました。にも関わらず、答えた内容が、「“ブーン”で言っとった！」と、全然ちがう答えになった。「ふざけんな、このやろう！」という感じでしょうが、そもそも、この“ブーン”とは何だと？

後列の方に来ていただいた意図は…これだけ(座席と舞台までの)距離があると、この間には(C)の声だけじゃなくて、空調の音・外を通る車の音・男性が多いと貧乏ゆすりの音や、いびき(笑)…そんな時、普通に選択的注意できる人は、今話してる志村の声だけが耳に届き、そうでない音声は入らぬよう脳が機能している。ところが、今回の特性のある子どもの場合、たまたま大好きな車のエンジン音が耳に飛び込み、そちらに反応して「“ブーン”」と答えた。もしそんな結果が度重なったとしたら、どういふ評価になるか？「授業中、話を聞いていない。質問しても違うことを答える。」と、いわゆる問題児になります。小・中学校でこういう特徴が出ている訳です。

その子がさらに幼少の時期、園ではまた違う行動で現われています。年齢や発達段階による症状や行動の違いが出てくる。これも連携上の現実課題です。

私(志村)、下の名前が浩二(コウジ)と言いますので、この位の距離(志村の後方1メートルほど)から、「コウジくん」と呼んでもらっていいですか。

(C) コウジくん、コウジくん。

(志村) まず、彼らは1回か2回呼んだぐらいじゃ反応しない。なぜなら、今の私を呼んだ声は、外を通る車の音とか空調と同じレベルにしか聞こえてないから、いちいち反応しない。

じゃあ今度は5回。5回目の声かけは大きな声で、怒鳴ったように呼んでもらえますか。

(C) (普通の声でやさしく4回呼んだ後で、怒鳴ったように)コウジくん！

(志村) (5回目の声に反応して)なあに？

コウジくんはこの5回目の声が初めて耳に入った。声が大きかったから…5回目の声で初めて呼ばれたと思い、「なあに？」とにっこり振り返った。そしたら先生の側は、既に5回も声かけていたから鬼の形相(笑)。

問題はこのギャップです。この子は感じている。「園の先生が普段他の子に接している時は、優しい声で笑顔でにこにこなのに、僕(コウジくん)に接する時だけは、どうしていつもこんな怒った顔してるの？なぜ怒鳴ったような声なの？」と思う。子どもにすれば、大事な大人に自分だけが嫌われてると思うほど辛いものはない。

そうなる、虐待を受けた子どもでもそうですが、そもそも親の側に問題があって虐待しているにも関わらず、大事な大人に嫌われてることに直面するのが、子どもにとって一番怖いですから、「自分が悪い子だから先生は叱るんだ…」と言うように心を反転させる。

すると…(C)には、今度は5回目の声だけ(大きな声で怒鳴るように)お願いします。

(C) コウジくん！

(志村) うざいんじゃ！ポケっ！バカ！(会場笑)

既に園児にして問題児です。年少の後半頃からすっかりトラブルの元になってます。

重要なのは、この反応自体は元々の発達特性元来の一次的問題ではなく、そこから積み重なる副次的な情緒障害です。よく二次障害とか言われます。「自分は大切にされていない、自分は嫌われるようなヤツだ」と言う、そんな生き方の核みたいなのが作られてしまう。多分こういう成り立ちです。

このタイプの子どもに出会った際の支援方法は…ポイントは、「目と耳をセットにする」ことです。

目と耳をセットにするとは、こうやって(コウジくんの背後に立って)、後ろから「コウジくん」と声をかけるのは「耳だけ」です。目と耳のセットとは、「コウジくん、あら何読んでるの？(コウジくんの前に回り込んで、手を軽く振って話しかける)」感じ。耳からの情報が、「どこからで・誰からかを、コウジくんの目にも分かるよう」に示すスキルです。このタイプの子どもはコミュニケーション

の入口の処理が苦手な例が多く、そこをカバーする。つまり情報の入方を配慮して、耳だけでなく目からも同時に入力する。それでうまく入れば、後のやりとり（コミュニケーション）自体が変わります。（Cと志村の役割交代する）

（先生役になった志村）あらっ！コウジくん、何読んでるの？（コウジくん役のCの前に回り込んで大きめに手を振って声をかける）

（コウジくん役のC）ゾウの本。（会場笑）

（志村）インドゾウとアフリカゾウの違いって何？（会場笑）

（コウジくん役のC）うんとねえ…。

（志村）先生も、とっても興味あるから、また一回読んで教えてくれる？

子どもは、自分への肯定的な関心を感じると、不適切な防衛反応や二次障害が減少します。子どもに「努力と根性」を課すより、周囲が意識して配慮と工夫をちょっと始めるだけで、ずい分その後が違ってきます。

発達障害の診断名や診断技術も今より乏しかった過去は、このような特性とそこへの配慮に気付かれないまま、「こらコウジ！ちゃんと聞かんか！」と叱られ、「努力と根性」で対応され、しんどさを背負い続けたまま、大人になってしまった今の世代って、案外少なくない。つまり、診断こそされていませんが、大人の発達障害の一例です。

例えば、「はい、34ページ開いてね！」と一斉に言いながら、ペラペラとその子の本のページをめくってあげる。あるいは、「はい、今日漢字の勉強しますからね」と全体に話した際に、指で該当箇所を指して、「今日は、ここだよ」と小声で伝えてあげる。それだけでかなりの副次的な情緒反応を防げる。ひいては大人の発達障害悪化の軽減につながる。ただ、そのために支援者は、その子が日頃から先生の近くに座るような環境構成から支援計画に入れる。この意識があるかないかが大きな差を生みます。そこで追加実験（前述のAとBに再登場願う）を…。

さっきと同じページを、今度はA Bが横に並んで、「(Aは) 読んでるところを指でなぞりながら、(Bは)

見ながら聞いてもらう」実験です。つまり「耳だけで聴いて記憶してもらっていた」のを「見ながら聴いてもらって記憶する」に変え、他の条件は変えないので、会場の皆さまには「もう一度大きな声で騒いでいただく」と…。（会場笑）

（※結果、当初の「聴く」だけの情報提示の場合よりも、3倍程度の言葉の暗記がみられる）

我々でも、こうやって「目と耳をセットにする」と情報の処理が上がる。発達にアンバランスがある子には、とりわけ効果が得られやすい。やはり、こう言った積み重ねが支援のエッセンスではないでしょうか？

これが視覚（の選択的注意）に現われるとどんなことが起きるか？

（次に会場から指名された参加者が登場する：D）

（志村）では、私にいろいろコミュニケーションを図ってもらっていいですか。

（D）（Dはいろいろと志村にあいさつして話しかけようとするが、ところが志村はキョロキョロそわそわ動き回って、場内の様々なものに触りにいくので、コミュニケーションにならない…）

（志村）コウジくんは、あっちこっち行って動き回って…気分はいかがでした？

（D）もう！ふざけるな…と。（会場笑）

たかだか1～2メートルくらいの距離でも、今みたいに相手を見てやりとりができるためには、実は、顔だけじゃなくて、花や床も、椅子や電気も、そして時計も、本当は様々なものが目に入っている。そこに、選択的注意と言うのを視覚に働かせ、顔だけが前面（図）に出て、そうでない床とか椅子とか時計等は「見えてても見ないよう」に、背景（地）に退けるような、脳の働きがあり、顔だけがちゃんと見えてそこに集中したやりとりになる。ところが視覚の選択的注意が働きにくいと、本人は顔を見ているつもりにも関わらず、花が目飛び込む訳です。その花を見ているうちに、あそこの時計に目が行ってしまう、さらに時計を見ていながら、今度は筆箱に目が行くと…そうすると他の子にちょっかいかけ

たりする結果になる。大体、最後は窓の外・扉の向こうは刺激の宝庫なので、室外に飛び出してしまう(笑)。すっかり用語は普及していますが、今の状態がまさしく「多動」です。

多動の問題は、動きの多さは原因ではなく結果のことが多い。特に小さな子どもの多動は、身体統制の弱さが動きが多いことにつながっている子もいますが、視覚の選択的注意が悪くて、結局いろいろ動き回っているタイプの子もいます。その子どもに、「はい、ちゃんとここに来て座んなさい!」とか言います。一旦戻って来て座る。でも、座るとまたいろいろなものが見えるので動き回る。結果的に1限で数回は注意される。その意味で多動傾向の子は「叱られやすい」傾向、二次障害へのリスクもある。

また、中には多動とは言えないが、キョロキョロソワソワ・あちこち見回してちっとも集中や落ち着きのない子もいます。そうすると、今(DSM-5)だと「注意欠如」と言われる。すると、この「注意」の英語から(Attentionなので)頭文字A。「欠如」はDeficitで、頭文字はD。そして「多動」は英語でHyperactiveで頭文字H。そして秩序とか一定の手続き:Order、私たちが一般的に許容する幅ですが、それを「外す」意味の接頭語:Disが付いて、秩序や一定の手続きや許される範囲とかを外れている意味でDisorderで、この頭文字がD。頭文字を順番に読んでいくと、ADHD。注意欠如・多動症の診断になります。視覚のアンバランスがあって、大事なものとそうじゃないものを見れない選択的注意の弱さがある。それが行動や動作に現われると、いわゆる多動系の問題になりやすいし、キョロキョロそわそわして視線や注意が定まらないと注意力障害になる。

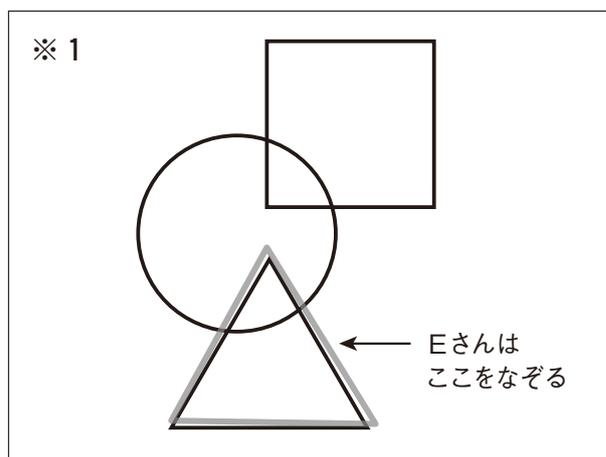
少しまとめます。①視覚や聴覚の器官的な異常はないのに、②発達のアンバランスが先天的にあることで、大事なものが見られない・聴けない特性が出てしまうことで、③社会的には注意力の弱さや多動とされる不適応が生じる。それがADHDの症状学です。

案外、生来のアンバランス自体はそんなに大きな問題ではないとしても、後天的に大きく社会的不利が膨れ上がってくることもある。「一緒のことがで

きない・普通にすることが困難だ」と、小さい頃から注意されたり叱られ続けたりすると、元来の特性(弱さ)以上に、「自分ってアカン奴なんや」・「どうせ自分なんて価値がないんだ」・「自分は生きていてもしかたない人間なのではないか?」と言う否定的イメージが、いつの間にか内面化されていく。ここが、大人の発達障害を考えるポイントです。

では…話題を換えて、視覚のアンバランスを、別のアングルから捉えてみます。認知面、いわゆる思考・判断・推理するところに出ると異なる症状になります。(会場から別の参加者に登場してもらう:E)

(※1で示した図形を志村板書して)赤色で、この形の中から、三角形を一つなぞって描いてもらっていいですか。

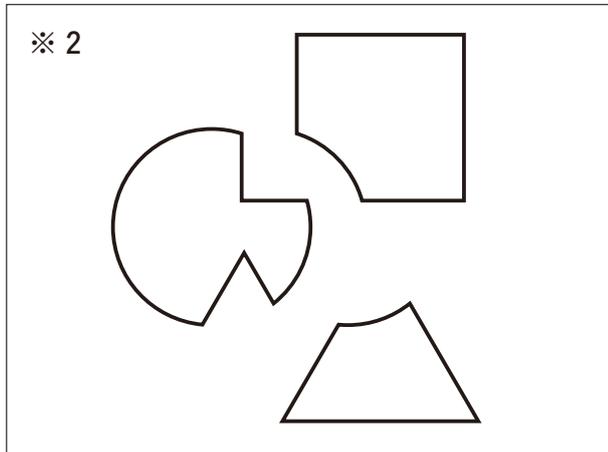


(E) はい。(と言って、即座に三角形を赤色で抜き描く)

(志村) (会場のほとんどの参加者が「簡単だった」に挙手)

この図形(※1)は、丸と三角と四角(○・△・□)の集まりです。今、この順番で言いました。そのこと自体が、その瞬間に、0.何秒ですけど、「選択的注意」してるってことです。0.何秒差でまず丸を見て、次に三角を見て四角を0.何秒ずつ選択的注意している。だから丸と三角と四角と順番でおっしゃったわけです。つまり視覚にアンバランスがないと言うのは、この形を見たときに丸と三角と四角の集まりだと分かる。選択的注意ができていいるから、図形の錯綜が理解できる。視覚のアンバランスがある子どもは、小さいときに多動の子もいますが、小

学校以降に異なる症状で出てくることもあり、彼らは、この形をどのように見ているか？実は、○・△・□の集合ではなく、こんなふうに見えている。(志村、※2のように板書する。会場驚く)



こうだとしたら、そもそも三角形が見えていない。だからなぞれない。すると子どもは、苦し紛れに適当にどこかをなぞる。でも大人には、それがかえってふざけているように感じる。そして注意して叱る。「何してるの！三角形なぞってと言ったのに、何でたらめなことしとんの！」と…それでもできないと、他児との比較まで飛び出す。こうなると「できないこと」への客観的指導ではなく、ふざけている（ように見える）ことへの大人の側の感情的反応です。

その子なりにプライドがある…「みんなが簡単にできること、明らかに自分だけが分かっていないこと」は分からないと言えない…大体、本当に分からない時って、自分が「何が分からないかが、分かっていない」です。自分だけが何かを分かっていない。

苦し紛れに対処する子どもも少なくないが、これが大人から見れば「適当に済ませた」ように感じてしまう。これが大人の感情を逆撫でします。ポイントは…この形(※1)の理解には、視覚的选择的注意が必要なことを支援する側が知っていることです。それが苦手な子どもには、○・△・□には見えず、こっち(※2)に見えてる子がいる。結果として、図形に苦手さが出る子もいれば、数に現われる場合もある。一般的な子どもなら同じように見えている、同じようにつかめている形やブロックが分からないことで、図形や計算におそらく落ち込む=算

数の障害が出てくる。

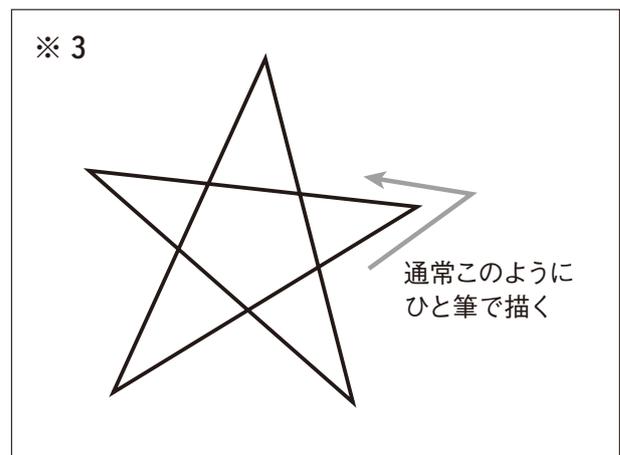
しかも、授業の約40分間、今みたいに自分だけ分からない。描いたら描いたで怒られる、描かなかったら描かなかったで注意される。この時間は、トラウマに匹敵します。大体トラウマとは、ある言葉やある事象に反応して甦ってくるから、この場合なら「図形」という言葉です。すると3日後、(Fに)「今日も図形の勉強をしますね。」って、コウジくんの先生になったつもりでクラスに言ってもらっていいですか。

(E) 今日●●形の勉強します。

(志村) (間髪入れずキレル!) 面白いんじゃない! お前の授業は。つまらんのじゃ! あっち行け、ボケ!! (会場笑)

授業中キレル子です。この数年、小3、早ければ小1半ばまでの間にキレル。しかも国語とか算数等で選択的にキレル。で、他の授業はそこそこしてて、かつ休み時間は友達とサッカー等して遊べるようなタイプが増えている。苦肉の策で先生が個別対応する中で掴めてくる。図形をなぞり描きたり模写したりする際に、ここまで述べたような選択的注意の弱さみたいなのが浮き彫りにされてくる。

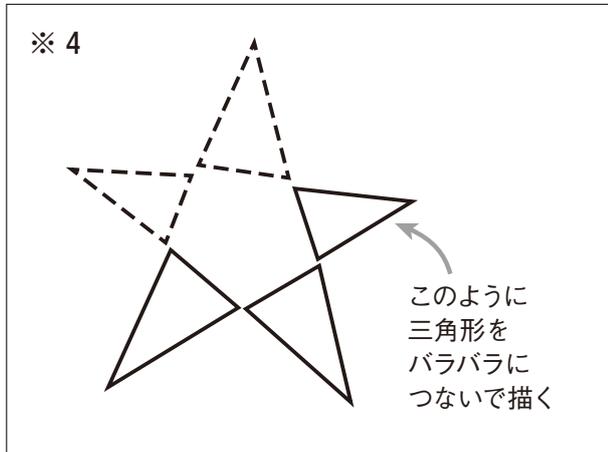
例えば、そのような特性のある子の見分け方の一例です。(※3)



(Eに)これを模写してもらっていいですか。(E、ひと筆描きで難なく模写する)

この形(※3)を手の動き・描く軌跡を、空中に大きく描いてください。(E、空中にひと筆描きして、参加者に手の動きを示す)

ところが、こうやって描く子がいる。(志村実演、ひと筆描きではなく、端からバラバラにつなげていく：※4)



描いた結果だけ見れば、時間もかかる上に出来上がりも下手…神経心理学的な視点を踏まえると、描くプロセスで、明らかに全体と部分の関係が見えてない。部分部分から継ぐように描く。「統合型失認」と言います。この症状があると、形の間連が脳内に紡げず図形が描けない、頭の中にブロックができて上がらないので計算に支障を来す。つまり「限局性学習症(学習障害：LD)」の中の算数障害が出やすい。

今度は、この特性が国語に現われる場合を体験します。(新たに会場から参加者の1名に登場してもらおう：F)

その子(コウジくん)、先生に好かれたくて、頑張っ



(F) につきょう…ですか？

実は何を書きたかったか。景色の「景」です。ところがこういう子、偏と旁(へんとつくり)が妙に離れてたりとか、上下のバランスが悪かったりとか、そんな字になる。本人は一生懸命書いてるけど、全体と部分の関係をうまく捉えられない。

次に行きます。(志村「木」「寸」を離して板書して、Fに)

(F) むら…ですよね？(会場も頷く)

(志村) これは「き・すん」って書いたんだよ！(会場爆笑) 冗談、「村」で正解。

もう一つバリエーションです。独特のつくり字をする子もいます。(志村、「視」をかなり崩した字を書く：※6、そしてFに) じゃあちょっと読んでくれますか？



(F) 視覚の「シ」ですか？

そうです。これは「視」です。ここに本来ある1本がこっちに移動し、この2本が見てるうちに3本に見えてる…こういう独特の造字を書いたりします。もちろん漢字テストはバツ(×)。でも本人は一生懸命でこの結果です。結果的に書字障害が出ることになります。

もう一つ余談も含め…それは「書き順」です。このような特性の子に書き順なんて最悪です。(会場笑)

そもそも書き順は何のためにあるのか？もし、10人いたら大体8人位が上手に書ける手順だとすれば…10人中1人か2人はうまくいかない子もいるはず。書き順指導にこだわるのって何でしょうか？その子なりの「(書く順ではなくて)全体形」で漢字をマスターできる子もいる…。

では…「読む」面に出る例もあります。文章を書いてみます（浜松駅・改札場と2列に書く（※7））

（別の参加者に登場してもらおう：G）ちょっと読んでいただいでよろしいですか。

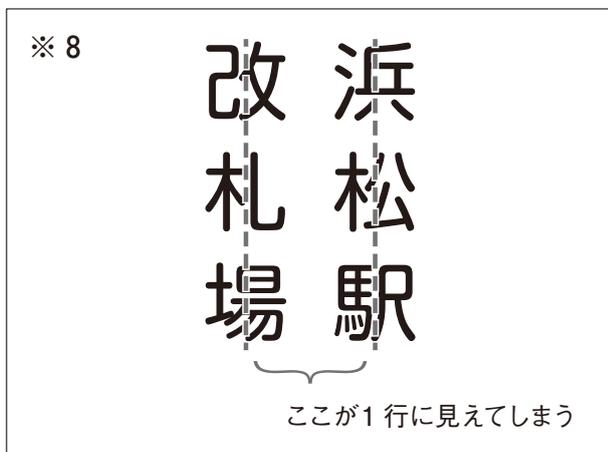


（G）はままつえき・かいさつじょう…ですか？

（志村）正解です。

（Gに）この文章を「はままつえきかいさつじょう（ば）」と読めるために必要な脳の働きは？（呆気にとられているGを尻目に）実はこれがちゃんと読めるために必要なのは、やっぱり選択的注意が必要です。（「浜松駅」でこれが1行で、「改札場」でこれが1行と言うように、選択的注意が働いて1行がどこかきちんと見られると文章として読める。ところが子どもの中にはここが1行に見える子がいるみたいです。（※8のように区切って見てしまう）

（Gに）では、この区切り（※8の）で読んでみてください。



（G）う～ん、読めません。

これが、視覚のアンバランス＝選択的注意の弱さ

が読字障害に現われたケースです。

こんなふうには1行が分かりにくいタイプの人いますが、見えにくさはいろいろあるみたいです。文章が揺れるように見える方もいる。また別のタイプは、文と文と間の行間、つまり空白部分に目が行ってしまう。いずれにしても読むことに困難が伴う。視覚のアンバランスで、選択的注意が働きにくいと、行動面だとADHD系の問題になってしましますが、認知系に出るとLDぽくなります。つまり知的な遅れはないのに、「算数・読字・書字」のいずれかかいくつかに困難を引き起こす。DSM-5では限局性学習症、これまでのLDや学習の特異的発達障害とかが該当します。

そこで、留意すべき実務的なポイントの一つ…今は連携とか引き継ぎとかよく言われます。言葉では簡単ですが、実際には難しいです。よくあるのは…園の側が「コウジくん」を小学校に情報交換＝引継会をする。「あのコウジくんね、多動傾向で大変でした。今度、小学校でもよろしくお願いします。」と情報共有を図る。それで小学校の先生は、園の情報を聞いて、今度入ってくるコウジくんは多動・衝動的なんだと思い、支援・指導計画を考える。ところが、動きが多かったそのような子の中には、一般的に10歳過ぎになるとさほど多動が目立たなくなってくる例もあります。それで、小学校の先生は何を思う？「園の先生、多動だと言ってたが、そんな大したことないし、他に気になるもつといるぞ…」みたいな話になる。しばらくして、小学校の先生は、多動とは異なるコウジくんのある事実気付く…それは、「それよりも、園の先生、何でこんな大事なこと気付かないんだ！コウジくん、全然字読めないじゃないか！」となる。

つまり小学校に入った時には、言われていた多動はそれほどでもなく、小学校の先生からすると、もつと気になる（字が読めない）ことがあったのに、何でその傾向を園の時点から見抜けなかったのかとの指摘があります。せつかくの引継会が、かえって不信感を招く。

もし引継会をコーディネートしなければならなくなった場合、十分に留意いただきたい点、それは、

小学校の先生や園の先生が悪い訳でもないと言うことです。問題の本質…成長途上にある子どもは、根っ子の病理は同じでも、より幼少期で現われていた事象が、次の発達段階や年齢に入った時に同じように表現されるとは限らない。今のライフステージで現われている問題が、次のステージに行ったときにどういう形（症状）で起きてくるだろうことを知っておかないと、本当の情報共有はできない。園の先生は、ひと言付け加えれば違って来る。「ひょっとして小学校では、LDぽいところが出てくる可能性もあります。」と…これだけで引継会の質が全然違ってきます。反対に、小学校の先生が気を付けるべき点は、読字とか書字そして算数に落ち込みある子に
関与した際には、そこだけを問題にするのではなく、「ひょっとしてこの子は、小さい時に落ち着きがなく、叱られたりする経験が結構多かったのではないかと」と、二次障害に思いを馳せることで、その子への理解が深まります。

繰り返しですが、医学的診断として別個のADHDとLDは、根っ子の神経心理学的症候が共有のこともあります。もちろん幼少期から自閉症状オンリーやひたすらADHDみたいなケースもありますが…併発例が多いのも事実です…ライフステージをまたぐと症状が異なって表現される可能性、そこを知って情報共有に取り組まれないと考えると考えます。

ここまでが、いわゆるADHDとかLDとかと言われる状態ですけど、自分だけが分からない・できない体験のしんどさが10年・20年いやそれ以上に続く…自分に自信が持てず、自分のことは誰にも分かってもらえない、そして自分を大事に思えない心理状態で、つまりこれが「大人の発達障害」の一面でもあります。

発達の一部がうまく機能していない状態を「発達のアンバランス、つまり発達に凸凹」がADHDやLDです。ところが、発達が広く質的な相違があることからうまくいっていない状態が「発達の特異性」、その代表的なものが、ASD（自閉症スペクトラム（障害）もしくは自閉スペクトラム症）です。以前で言う広汎性発達障害の大部分が該当します。

（志村、「どんより」と板書（※9））。この前後に言葉を入れて文章を完成させる問題です。

※9

どんより

（会場から別の参加者に登場してもらおう：H）

（Hに）「どんより」という言葉の前後に言葉を入れて文章を完成させてください。（H、「今日の天気は『どんより』曇っている」と書く）

もうちょっとこうポエムな感じだとどうなりますか？（会場笑）

（H）（「私の気分は『どんより』している」と書き、声を出して読んでもらう。（※9の①）

※9-①

Hさんの答え

今日の天気は
「どんより」曇っている
私の気分は
「どんより」している

（志村）「どんより」とは、天気かもしくは気分が曇っている様子をあらわす言葉ですので、大体どちらかの文章になったと思います。

「ど」と「ん」と「よ」と「り」は、元々何の意味もないひらがなの集まりです。ところがなぜ、「どんより」という言葉の固まりになっただけで、曇っている様子をあらわす言葉だというふうに思われたか？私たちは、「どんより」という言葉を聞いた時、「いちいち考えずに」に曇っている様子の言葉だと

イメージしています。この「いちいち考えず」でも「イメージしている」ことを私たちは「了解」と言います。「どんより」を曇っている様子を示す言葉と了解しているから、きちんと意味が生じる。それで、この文章は、天気か気分かがすっきりしない意味を伴った文章になります。

ところが、この意味理解の能力に特異性、つまり質的な弱さがある、つまり了解が働かない人がこの文章を見たら、どうやって答えるか？（と言いながら、志村、「う『どんより』そば」と板書する（※9の②）。そしてHに）これ読んでくれますか？

※9-②

う どんより そば

天 どんより かつどん

(H) うどんよりそば…。(会場笑)

(志村) 間違ってますか？だめ？だったら「天井よりかつ井？」(会場笑)

となります。「どんより」と言う言葉の了解ができてないため、正しく意味が取れない訳です。やっかいなのは、本人は分からないので、この文章は何も間違っていないと主張する。このようなズレが度々生じると、「空気が読めない」とか「雰囲気分からない」症状になる。日常のいろんな場面で起きると、笑い話では済まない。そこで、連想クイズを…(会場で3人並んだ参加者を指名、着席のまま質問に答えてもらう:I・J・K)私があることを言いますので、それに連想した答えをお願いします。

「赤・青・黄色、レモンは？」

(I) きいろ。

(志村) では次の方、「赤・青・黄色、メロンは？」

(J) (少しとまどって迷った後で) みどり。

(志村) なるほど、でしたら3番目の方、「赤・青・

黄色、ブドウは？」

(K) (自信なさそうに) むらさき。

トップバッターに聞いてみたいと思います。私が、「赤・青・黄色」と言った後に「レモンは？」と言ったら、なぜ「きいろ」とお答えになりましたか？

(I) レモンは黄色だから…。

誰も「レモンは何色？」と聞いてませんからね(笑)。にも関わらず「黄色」とお答えになった…

(I) (気が付いたように) あっ、そうか…。

よく考えてみれば、私は色を3つ言った後、「レモンは？」と聞いただけで、「色」のことは一つも聞いてない。でも、ほとんどの方は、「レモンは？」と言われ、多分「黄色」と思ったはずですが。これも実は、目に見えない「『前後関係』を『了解』された」ので、「黄色」と答えたんですよ。

2番目の方はちょっと葛藤…なぜなら、「メロンは？」…赤・青・黄色、どれって思うはずですが。ここで二つの解釈が可能です。「赤・青・黄色」とは、広く色全般を指している解釈はあり得ます。その場合、「みどり」になる方が多いです。ところが、「赤・青・黄色」の3色限定で答えねばならない解釈も当然あります。すると、無理矢理「青」とか「赤」になります。どちらの解釈も了解の範囲です。

3番目の方はある意味楽です。2番目の方が解釈したルールに乗っかって、「みどり」まで広げるか、3色の中で答えるかになる。この辺の「察する」判断も了解です。

反対に、ここにうまく働かない特異性があると、このやりとり至って難しくなります。(K)に私に、「赤・青・黄色」の後に「リンゴは？」と聞いてもらっていいですか。

(K) 赤・青・黄色、リンゴは？

(志村) (自信満々に) 長野県です！全国の生産量の第2位！

(K) なるほど…。(笑)

多分、実際の場面になると「なるほど」なんて言ってもらえず、「いいかげんにしなさい！きちんと質問に答えなさい！」と怒る。しかし本人は真顔で「ちなみに1位は青森県だよ！」と泥沼…。(会場笑)

結果的には、「空気が読めない」とか「雰囲気が

分からない」です。決して知的に悪くなく、むしろ勉強ではクラストップのこともある。でも、何でもない「察し」ができない。こう言うことが続くと、多分、友達関係もトラブルの種になったり、不要な発言で周囲を不快にさせる。多いのが、人の身体的欠陥や、相手の嫌がること（一番言ってほしくないだろうと周囲も暗黙化していること）を平気で言う…トラブルの種を蒔いている張本人ですが、当人はそんな意識はほとんどない。むしろ「本当のことだもん！先生はウソついちゃダメって言うじゃん！」と反論してくる。

次に…他の特異性もあります。「認知の特異性」と言われるものです。少し体験をしてみたいと思います。（会場から新たな参加者に登場してもらう：L）

（志村がLに）今からある動作をしますので、その状態をひと言で表現してください。

（志村：自身の手のひらに乗せたホワイトボード用のペン3色を床に落とす）

はい、今の状態を言葉であらわしてください。

（L）ペンが落ちた…ですか？

（志村）ありがとうございます。

今の状態は、「ペンが落ちた」あるいは「落ちた」と表現される方がほとんどだと感じます。でも、異なった認知をしているため、不思議で独特な言語表現になる人もいます。（L：先ほど志村がしたように、床に3本のペンを落とす）

（志村）パシャ！（カメラの音声を言った後）“3本！”

普通、ペンが手から落ちて床までを動く「時間の流れ」を認識した時に、「落ちた」と表現します。しかし、中には「時間感覚」が苦手な人がいて、その時間の一部だけを写真みたいにパシャと切り取って、その撮った場面だけ見えています。「落ちた」ではなく「3本」と言う光景が「視覚空間」的に、写真風に頭の中に収まっている。換言すれば、「時間の流れ」が弱く、反対に「（視覚）空間的」に優位に捉える認知特性のある人たちです。こんなバージョンもあります。（唐突にLに）私は1966年1月26日生まれです。ねえ！

（L）（急に尋ねられて答えに困っている）…。

知的障害の施設に行くと、入口によく立っていて…こちらが「こんにちは」とかと言ってあいさつすると、「何月何日誕生日？」と尋ねてくる。「昭和41年1月26日です。」と答えると、間髪入れずに「水曜日！」と…家に帰って調べたら、本当に私、水曜日生まれだった…いわゆる「カレンダーボーイ」です。頭の中に年表が、何百年分の…これに匹敵するのが「駅名少年」、頭の中に全国の路線図と駅名が描かれている。

このような認知特性の一番得意なのは丸暗記。その機能がそここの場合はホワイトボード、もう少し機能が高いとカメラ、さらに進化すると頭の中にデジカメが入ってるみたいなものです。パシャ・パシャと撮影するように、1冊の本が数分で覚えられる。某一流国立大学にストレートで入った同級生がいましたが、彼は本は1回読んだら忘れない（記憶する）と豪語してました。ただ、その分大変なこともあるようです。

例えば、昆虫…「セアカフタマタクワガタの原産地は？」（会場全体に急に尋ねる。会場呆気にとられる）この場合も、覚え方が違いますから答え方も異なってきます。普通は、（セアカフタマタクワガタが）どこにいるかと聞かれたら、記憶をたぐる（時間特性（＝思い出す）を活動させる）ことで、例えば「東南アジアにいる。」とか答えることが多いと思います。でも覚え方が違う（視覚空間的に捉えている）と、例えば「〇〇って本の、×ページの△行目にあります。」と言う。つまり、頭の中で撮った順番に言う。その上、「セアカフタマタクワガタ、主に東南アジア（※真偽は不明）に棲んでて、背中の赤い模様を指してこの名前がついた、性格は獠猛でけんかつ早い、大きさは約〇センチ…」と、聞いてないことまで語る（会場笑）。（続いて、会場から新たな参加者1名登場してもらう：M、そのMに）、もう一つ聞きます。ガラガラヘビのたいちょうは？

（M）う～ん、何メートルかなあ…。

（志村）よかったです！先日、この話をどこかでしたら、ある方は「すこぶるよい！」と…（会場笑）タイチョウ違い（体調と体長）

で…それはさておき、やはり違う、答え方が…「●●図鑑の◇ページの左下にあつたよ！」と覚えている。「ガラガラヘビ、主に北米に生息していて、しっぽの柄をすり合わせる音が名前の由来。ちなみに世界3大毒蛇は…」やはり、聞く側からすれば、知識をひけらかしているみたいで嫌味ですが、本人は全くそのつもりはなく、頭に撮り込んだ順番に述べているだけだったりする。

覚え方の特性が違うのを、「認知の特異性」と言うのは、この特性が便利だけでなく、社会生活上のハンディになっていることもあるからです。例えば、300年分の期間も、紙に書いてしまうと、1枚とか2枚の分量で取まってしまうから、覚える力はすごいです。でも書いてしまったことは、簡単には消えないように、つまり、忘れることが反対に難しい訳です。自閉症者の辛さには忘れられない苦悩を訴える人もいます。

一例です。(Mに) ここは落書き禁止の場所(ホワイトボード上)ですが、よく分からず落書きをしていたコウジくんは落書き禁止を優しく注意してもらっていいですか。

(M) コウジくん、落書きしちゃだめよ…。(優しく話しかける)

(志村) タロウくんがいじめた!! (全身をバタバタさせて、大声のパニック様で叫ぶ)

こんな反応になったりします。ちょっと軽く優しく注意しただけなのに…この大パニックです。このときにね、「タロウくんがいじめた」と言う。そこで…①タロウくんとは誰か? ②軽く注意しただけなのに、なぜこんな大きなパニックになったのか? の2点です。例えば300年を1枚か2枚の紙に書けるということは、記憶ということに関してはすごいです。1枚の紙に書いてしまった時点で時間の流れは止まってしまう。すると、今起きたことと5分前に起きたこと・3年前に起きたことの区別が付きにくくなる…。

実はこのケース、この子の母親に聞いてみて分かりました。「ああ、タロウくん、いました、いました。

3年前にね、保育園でこの子よくいじめられてたんですよ!」と…つまり、時間感覚が至って悪いことと視覚的印象の充進が引き換えになっている。例えば、今怒られた何かが、3年前に自分をいじめていたタロウくんの何かとダブると、この3年分の記憶が視覚映像と一緒にあって甦る訳です。これをフラッシュバックとかタイムスリップとか言います。だから、些細な出来事で、不釣り合いに大きな情緒的反応になってしまう。ちょっと軽く指摘されただけでひどく人格攻撃をされたような被害感に陥っている際、この現象の可能性がります。もう一つ、認知の特異性にはバリエーションがります。(別の登場者を願います: N)

(志村: Nにいきなり質問する) ねえねえ、今日の夜ご飯、何?

(N) カレーライスかなあ…。

(志村) (以下、志村が矢継ぎ早にNに訊く、それに答えるN) カレーライス? 何が入ってる? (N: ジャガイモ) 何が入ってる? (N: ニンジン) それから? (N: タマネギ) それからお肉は何? (N: 牛肉)。やったー! と言って、一旦コウジくんは別室へ行く。

でも、しばらくして、またコウジくんは同じことを訊きにくる。こんなやりとりが3・4回も続くと、しまいには答える方がキレル。(笑)

(4回目) 訊きに行きました。そろそろキレてください。(Nに) 今日の夜ご飯、何?

(N) もう、いい加減にしなさい!

実は、時間の感覚が苦手なので、場所や状況が変わると、自身が訊いたどうかも定かじゃなくなることもあるそうです。だから必要な支援方法は、「見て覚えやすい特性を利用」することです。(Nに) もう1回だけ同じこと訊いてください。

(N) 今日の夜ご飯、何?

(志村) 「今日の夜ご飯は、カレーライス。中の具は、ニンジン・タマネギ・ジャガイモ、お肉は牛肉。松阪牛にしとくね。」と言いながら、紙に書いて渡す。

すると、違う部屋に行って「夜ご飯は何?」と不

安になっても、紙に書かれたメモがあるので、そのペーパーを見れば「カレーライス・具は…」と視覚的に残っているので安心する。すると大人にキレられるリスクを回避できる。(笑)

これが「視覚支援」と言う考え方の一つです。視覚空間優位な特性を利用しての支援方法です。実はこの「特異性（意味理解や認知の）」が、自閉症の症状の一つです。先のADHDやLDも、自閉症も、幼少の頃からいろんなことが積み重なって「大人の発達障害」として顕在化しているのです。

ではここで、大人の発達障害が、子育てにおいてどんな困難と課題を生じやすいかをまとめたいと思います。以下です。

- その親（大人）自身に発達特性があり、「気持ち察しにくい」「一緒にいることが苦痛」「じっくり取り組めず、散漫になりやすい」等の弱さが元々存在する
- 子どもの側にも、その親とよく似た特性を引き継いでいることもあり、育てにくさを有している
- その親に蓄積された生活歴上の問題（二次的な情緒障害や、さらにはトラウマ体験や人格形成への重篤な影響の場合も）があり、子どもと向き合う「作業」に自信が持てない
- その結果、社会資源や支援機関にSOSを出す力も妨げられているので、社会性が発揮されにくい
- 反対に、あまり質の高くない対人関係（パートナーが仲間）を選択しやすかったり、あるいは社会的階層も芳しくない位置になりがちで、格差の低位やその再生産を被りやすい

以上のことが、重層的・相乗的に起こりやすく、子育ての困難さ＝不適切な養育へと悪化を辿りやすいことです。

ここでは代表的な3つの例を述べたいと思います。

まず、「カサンドラ症候群」：夫が発達障害、特にアスペルガー傾向、その妻の症状のことです。カ

サンドラとはギリシア神話に出てくる「誰にも信じてもらえない（女性）予言者」のことです。アスペルガー傾向の夫（父親）の中には、外の世界では、むしろいい上司、仕事のできる人だと評される人もいます。ところが家に帰ってくると、妻との情緒的交流ができないばかりか、中には妻に不適切なコミュニケーションや支配的なコントロールをしてくる人がいる。つまり心理的DVです。その妻がDVの事実を誰かに訴えても、「あんな立派な人が…」と信じてもらえない。挙句「あなた（妻）に至らないところや問題があるんじゃないの？」と訴えは取り合ってもらえない。DV被害でのダメージ以上にストレスなのは、「誰にも信じてもらえない」こと…こんなのが続くと、うつ症状になり、気分が滅入ってきて心身症状を呈する。つまり、訴えが信用されないことで、かえって自責と孤立に追い込まれる。これがカサンドラ症候群です。DVをする人には、社会的階層の高い低いに関係なくいろんな人がいますが、社会的階層が高いほど、外の世界ではうまくいってるためか、DVの事実を訴えても周囲に信用されない。カサンドラ症候群とは、そのようにアスペルガー症候群の夫を持った妻の心身症状を指した概念です。これは周囲の無理解と無知にも責任がある。二次的に当人に被害を悪化させたとと言えます。DVは支配とコントロールのことで、暴力はその中の一つの方法に過ぎません。結局、その積み重ねが、母親（妻）自身を心理的に破壊していて、子育てどころか対人関係や保護的關係を他者と作る余裕がなくなっている。そして、その母子関係は不適切になってしまうし、ひどい場合は虐待的に陥る。そんなケースもあります。

複雑な相互作用もある…それは何か？子どもにも（単に育ちによる環境要因だけではなく）その親とよく似た特性が素因にあることです。少なくない台詞です。子どもの多動の説明をしていると、「うちの夫がそうでした。」なんてのは相当数ある。また、健診フォロー等で、2回目相談に父親がやってくる。それもケンカ腰で…何故かと思えば、「コイツ（子ども）の今は、オレの小さい時期とそっくりなんや！」と。「オレは、今、一人前に仕事しとるんで、

コイツもそうなるに決まるとるんでほっといてくれ！」とか言う。

さらにです…何らかの形でその親が自身の発達障害の結果で、自己評価を落としていたり、自分のことを大事に思えなくなっているような、生活史上の困難がある人も少なくない。つまり二次障害を背負ったケースです。問題は、それが壮絶過ぎて半ばトラウマティックな体験になってる保護者もいます。つまり二次障害どころか二次的精神疾患になってしまう。

あるお母さんは…そのお母さん自身が発達特性が強い人で、その親も彼女は育てにくいようでした。ところが、娘である子どもにもそっくりの特性があって、子どもの側もそもそも育てにくい。これだけでも大変ですけど、それにも増してこのお母さんが20年30年かけての生活史上の問題が相乗していた…。

そのお母さんは、ある言葉^{●●●●}を聞くと、脳裏に「幼少当時叱られ殴られていた自分」とダブるみたいになって、気が付けば、その言葉の前後で（おそらく解離を起こして）子どもを殴ってたというケースでした。その言葉とは「片付け」です。そのお母さんは、「片付け」という言葉を聞くと、自分が小さい頃にうまく片付けできなくてしばしば親に罵倒され殴られていた。長じた今もフラッシュバックを起こすようで、例えば、子どもが散らかして、つい自ら「片付けなさい！」と発した言葉に自身が反応する。すると、不意に記憶が出てくる「私はどうせできない子…ごめんなさい！」とあって、やがて、「何でこんなこと！」と頭の中でぐちゃぐちゃになり、気がつけば子どもを殴ってたと…で、「ママ、ごめんね」と、わが子が言う姿に、ハッと我に返って…子どもを殺しかねないと相談に来られた。

また、あるお父さんは「成績」とか「勉強」と言う言葉でした。その父親は、知的に高そうですが、不注意で突発的な面も残存していてADHD的な人で、その父親の父（祖父）からは、始終否定されていて、成績も振るわなかったみたいです。またそのことで、その父から折檻をされていた過去がある。だから今でも「勉強」とか「成績」ということにこ

だわって、わが子が宿題をしてない・宿題が進まない・テストが悪い等でスイッチが入って、暴力を振るう父親になる。しかもその父の子どもへの評価基準は、元気とか明るいじゃなくて、成績がいいこと。それも自身の生活史がトラウマ化されて反応を起こしていた。その人の信念となって、そのキーワード（成績や勉強）によって亡霊のように甦る。

そもそもの発達の特長ではなく、その特性が二次障害的に積み重なる。それがフラッシュバックして子どもに反応したり、半ば人格化して子どもを縛ってしまう。これが一番こわいし、虐待の背景となっている。

さて、まとめです。具体的な話ですが、上記のような状況の親たちに「お母さん、しっかり頑張ろうね！」と支援する。支援は悪くないが、「しっかり」ってどこにあるか？確かに分かりにくい…こんな言葉が一番タブーです。あと、「お父さん、きちんと頑張ってる？」も「きちんと」ってどんな具合なのか？例えば、「3ページできた？」とか「今日一日やってみましょう！」否「あと25分ふんばって…」や「〇〇を××だけやってみて…」等、まずその人が分かりやすい、もっと言うと乗り越えられやすい範囲での声かけを、私たちが心がけて伝える姿勢からではないでしょうか。

頑張っている事実を認めてあげることは決して悪くはないので、「いいですね！△△が～なようにできたんですね！」と、結果だけでなく、努力したプロセスも認めていくこと。

そして約束事は、いくつもするのではなく、まずできそうなことを一つずつ、あるいは並行してメモを渡す（こちらコピーを取っておく）。確実に、一つできたら、「いいですね！。じゃあ今度はこちらをお願いできる…」と、大人だからいちいち褒めなくていいだろうじゃなく、「やってくれて、こちら（支援者側）もうれしいこと」を短いスパンで返すように配慮する。そうやって、この親たちが、「誰かにアテにされている」社会的実効感を一つ一つ積み上げていく…。

その人の特性を理解して子育てだけでなく、ある

ライフイベントを一緒にしてくれる支援者ができたときに、この親たちは、子どもの育て方も変わるかわかりませんが、支援者との関係性を通して、その人の人生の意味が大きくプラスに振れる：自分のことを理解してくれていると言う「真の信頼関係」を掴めると考えます。私の臨床経験からすると、発達障害や特性の強い人との信頼関係は、「愛とか情緒」のような形而上学的なものではなく、「自分の特性を理解して関わってくれる・うまくできた成功体験を共有してくれる。そんなスキルが見えた時」にあると実感しています。

発達障害のある親の子育てに、皆さまも何らかの形で関与されていかれることが多いと思いますが、

子育てという作業を通して、その親自身の生き方の意味や価値観が変わる・人間関係の選択が良質化する、それがサポートの本当の意味ではないかと…大きなことをするのではなく、「日常の出来事を通して、地道に当たり前のことに工夫と配慮を重ねる＝それが本当の『支援』ではないか」と感じています。発達障害の親との関わりは、そのことをあらためて実感させてもらえること請け合いです。

本日もたくさんの方にご登場・ご名演の協力いただきました。その労もねぎらいつつ、感謝の拍手をお願いします。(会場拍手)

本当に今日はありがとうございました。(会場拍手)

(終了)

【参考文献 (alphabet順)】

- 井村・相澤編著「現代の障がい児保育」学文社2016 (うち拙稿：第12章・小学校等との連携)
- 熊谷高幸著「自閉症からのメッセージ」講談社現代新書2000
- 田中・笹森著「大人の発達障害」をうまく生きる、うまく活かす」小学館2014
- 増南・山本編著「よくわかる障害児保育」大学図書出版2017 (うち拙稿：第11章・障害のある子どもの実態：第15章・障害のある子どもの保育の現状と課題)
- 宮本・山下・風祭監修「神経心理学入門」(こころの科学80) 日本評論社1998
- 森・杉山・岩田編著「臨床家のためのDSM-5 虎の巻」日本評論社2014
- 日本高次脳機能障害学会「高次脳機能研究36巻2号」日本高次脳機能障害学会誌2016
- 日本神経心理学会「神経心理学31巻3号」日本神経心理学会2015
- 同上「神経心理学33巻2号」同上2017

講義「母子生活支援施設における ジェネラリスト・ソーシャルワーク」

芹 澤 出
(野菊荘)

* 平成29年度「母子生活支援施設職員研修」での講演をまとめたものです。

I. はじめに

母子生活支援施設におけるジェネラリスト・ソーシャルワークの実践について話をするように、依頼を受けました。このような話をさせていただくのは初めてですので、上手にお話しできるかどうか分かりませんが精一杯努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。私は施設で仕事をしておりますので、理論だけではなく、実際に母子生活支援施設でジェネラリスト・ソーシャルワークに取り組むというのはどのようなことであるかを、お伝えできればと思っております。

私がジェネラリスト・ソーシャルワークを学んだのは、龍谷大学の山辺朗子先生からです。全国母子生活支援施設協議会でも外部協議員として御協力いただいておりますので、ご存じの方も多いと思います。山辺先生と大阪市立大学の岩間伸之先生（大変残念ですが両先生はご逝去されています）が、ジョンソン（L.C.Johnson）とヤンカ（S.J.Yanca）の著書『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』という本を翻訳されたものがベースとなっています。その後山辺先生が、『ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤と展開』と『ジェネラリスト・ソーシャルワークにもとづく社会福祉のスーパービジョン：その理論と実践』を執筆されました。本日のお話はこの『ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤と展開』に書かれている事を中心にお話しさせていただきます。

II. ソーシャルワークの基盤

1. ソーシャルワークの価値と倫理

まずジェネラリスト・ソーシャルワークのお話をする前に、ソーシャルワークの基盤についてお話しさせていただきます。ソーシャルワークの価値と専門職の倫理的原則では、ソーシャルワーカーが仕事を行う場合に、その倫理観が重要になります。

ソーシャルワーカー倫理綱領の一部を抜粋しました。ソーシャルワークの定義として、ソーシャルワークの専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していくこと。ウェルビーイングというのはその人にとって、よりよい状態を維持するとか高めるといような意味合いで使われます。大変重要な価値であり、環境、人とその周り、人間関係、使える資産や制度、施策などすべての環境を活用する中で問題解決を図るという視点であり、良い人間関係、

ソーシャルワーカーの倫理綱領

・ ソーシャルワークの定義

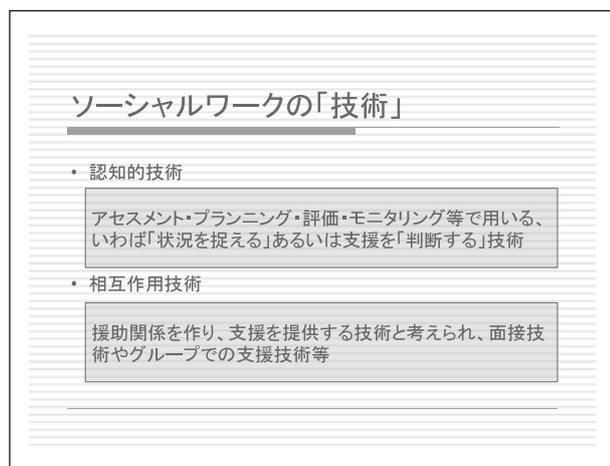
ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

良い環境の中で、人々のエンパワーメントを解放していくということです。エンパワーメントは、人は基本的にさまざまな問題を解決する能力を有しており、その力を引き出し、強める働きかけにより主体的に解決に向かう働きかけです。

ソーシャルワーカーは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用し、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入するということです。母子生活支援施設の利用者にはいろいろな方がおられます。その人の必要などところに必要な支援を展開します。それはその人に対する直接的な支援だけではなく、周りの環境や人間関係も含めた環境への働きかけであり、母子生活支援施設では職員と利用者は元より、母親と子ども、利用者同士、福祉事務所等の関係機関との関係、施設の雰囲気や環境など、すべての環境をより良いものとするために必要な介入（支援）することを示します。

2. ソーシャルワークの技術

ソーシャルワークでは、二つの技術が求められます。一つは「認知的技術」です。アセスメント、プランニング、評価、モニタリングなどで用いる、いわば状況を捉える、あるいは支援を判断するという技術です。もう一つは「相互作用技術」です。これは支援関係をつくり、支援を提供する技術であり、面接技術やグループでの支援技術などです。



たとえば施設に入所される世帯があった場合には、インテーク面接において、お互いの理解を深めて信頼関係作りを行います。このインテーク面接で

はまず、「相互作用技術」が重要になります。その上でアセスメント、状況や課題、特性など、さまざまな情報を理解していきます。つまり相互作用技術において理解できた情報を活用して「認知的技術」である、アセスメント、プランニングを行います。その後プランに基づき支援を行う段階では、再び「相互作用技術」が重要になります。

もちろん、これらは明確に切り分けられるものではなく、相互に活用しながら利用者とかかわり、ニーズを理解し、支援の計画を立てて、また支援を行っていく訳ですが、その中ではこういう二つの技術が大切だということを理解いただけたらと思います。

3. ソーシャルワークとジェネラリスト・ソーシャルワーク

ソーシャルワークについて、ここで基本的なことを確認しておきます。ソーシャルワークは指導の概念とは異なるということです。ここは大変重要なことです。指導とはあるべき姿に持っていくということです。あるべき姿とは何か。これは指導者が思っている姿ということです。「このお母さんはこれがダメ、これができない」。ここでダメだと思っているのは、利用者ではなく指導者です。それをできるようにしなければいけないと思っているのは指導者です。

支援というのは1人ずつゴールが異なります。問題が解決された状態、またはニーズが充足された状態がゴールとなります。ゴールは1人ずつみんな異なります。ソーシャルワーカーはクライアントと共に目指すゴールを確認し、共有する中でゴールに向かって共に歩む事が求められます。

母子生活支援施設の母子指導員が母子支援員に名称変更されました。これは全国母子生活支援施設協議会から、母子生活支援施設が行うのは指導ではなく支援であることを訴え、厚生労働省に児童福祉最低基準の見直し時に変更してもらいました。本当は少年指導員も児童支援員に変えてほしいとお願いしたのですが、残念ながら他業種との整合性がとれないため変更されませんでした。

ジェネラリストについてお話をさせていただきます

ソーシャルワークと ジェネラリスト・ソーシャルワーク

- スペシャリスト

「専門家」高度な専門性を身につけた人

- ジェネラリスト

多様な展開をし、多方面にその機能を発揮する人

す。ジェネラリストとよく一緒に言われるのが、スペシャリストです。福祉のスペシャリストとか支援のスペシャリストになりたい、極めたいと思われるかもしれません。しかし、スペシャリストというのは、特定の事柄について高度な専門性を身につけた人を表します。例えばオリンピックのスケート競技の中でも、500メートルのスペシャリストがいます。500メートルだけ飛び抜けて早く、200メートルとか1000メートルはそれほど強くない選手です。ジェネラリストというのは、スペシャリストとは違い、多様な展開をし、多方面にその機能を発揮する人ということです。先ほどお話しした対人支援から、それを組み立てる力、あるいは社会や地域に働きかける力、さまざまな場面で力を発揮できる人が求められます。それがジェネラリストです。ジェネラリスト・ソーシャルワークという考え方は、1点に集中した能力ではなく、総合的・包括的に支援を展開していく能力と理解していただけたら良いと思います。

Ⅲ. ジェネラリスト・ソーシャルワーク

1. 機能主義的支援の展開

ジェネラリスト・ソーシャルワークは、人間関係における問題解決を図ります。人々のエンパワメントと解放を促します。これは人間の行動と社会システムに関する理論を利用し、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入することです。

人間関係における問題解決ということは、良い関係、その人にとって心地よい人間関係、環境が出来

ると、その人が明るく、元気になっていける。それがその人のエンパワメントにつながっていく。このエンパワメントが、その人の抱えている問題解決につながっていくということです。このように相互循環の中で、良い環境で頑張れる力がついてくる。頑張れるとまた良い環境が出来てくる。このような良い循環をつくり上げていくという考え方です。

ジェネラリスト・ソーシャルワーク

- 人間関係における問題解決を図る
- 人々のエンパワメントと解放を促す

「人間の行動と社会システムに関する理論を利用」し、「人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する」

少し前のソーシャルワークの考え方の一つに、診断主義的な考え方というのがありました。診断主義というのは、クライアントという個人の持つ問題に対して医学的解釈を持ち、クライアントの状態からその問題点を診断し、ピンポイント的な解決方法を提示することで、その解決を図ろうとする傾向を持ちます。

私も以前は入所のインテーク面接でその人の成育歴を細かく聞いていました。最終学歴はどこですか、何で高校中退したのですか、夫とはどのようにして知り合いましたかなど、その人の成育歴を聞いていき、その人の成育歴の中から、その人が抱えている問題の原因を見つけて、その問題にピンポイント的に関わり問題の解決を図るといった診断主義的な手法でした。

ジェネラリスト・ソーシャルワークでは機能主義的支援を展開します。機能主義では、クライアントは元より、自ら問題を解決する能力が備わっており、それを補佐するための支援を行います。例えばサービスの提供とか情報の提供、それらの取得・選択をクライアントが考える、あるいは一緒に考えるなどの環境を整えることで、問題の解決が図れるという

ことです。先ほどから述べていますが、いい環境であるとか、いい循環をつくっていく中で、その問題を自ら積極的に解決していけるように働きかける支援方法です。

2. 総合的・包括的支援

「私たちの目指す母子生活支援施設ビジョン」では、総合的・包括的支援を目指すことが明記されています。これは支援対象と課題に広角的に取り組むこと。広角的というのは、その人の抱えている問題に対して、いろんな方向からアプローチをしていくことです。良い人間関係であったり、地域や生活環境、必要なサービス等、利用できるものを活用する中で広角的に問題解決に取り組むということです。そしてこれらすべてにおいて、当事者を主体として取り組むということです。

総合的・包括的支援

1. 支援対象と取り組む課題を広角的に取り組む事
2. 当事者を主体として取り組む事
3. 予防的であり、受け身的な相談の受理ではなく、積極的にニーズのあるところに働きかけること
4. エコシステムの視点により、クライアントが関わるシステムの全体的な変化を促進する
5. ミクロ・メゾ・マクロのそれぞれのレベルの実践が切り離されることなく一貫した支援が遂行されること

また、このような広角的な取組では、予防的で受身的な相談の受理ではなく、積極的にニーズのあるところに働きかける必要があります。

母子生活支援施設で生活している人にとって、施設は環境であり、施設の職員はその環境の一つでもあるわけです。つまり施設の全職員がジェネラリストとして業務に取り組む必要があります。これはとても重要なポイントです。1人の職員だけが一生懸命、改善しようとしても環境は変わりません。保育士も母子支援員も少年指導員も、あるいは施設長も含めたすべての職員で、環境作りを行っていく必要があると言うことです。

エコシステムの視点とは、クライアントがかかわ

るシステムの全体的な変化を促進することです。エコシステムと聞くと、省エネルギーとか環境に優しいというのをエコと理解される方が多いと思います。このエコという意味は環境ということ。その人に優しい環境であるとか、その人にとってより良い環境がエコシステムを構成し、その中で全体的な変化を促していくというシステムのことを表しています。

ここでは日常支援において、様々なレベル、ミクロ・メゾ・マクロ、それぞれのレベルの実践が切り離されることなく、一貫した支援が遂行される必要があります。それぞれのレベルとは、ミクロ（個人や家族が直接関わるシステム）・メゾ（個人や家族と直接関わらないがそれを含み影響を与えるシステム）・マクロ（社会の制度等に関わるシステム）等です。

また、ニーズに対する支援の視点としてのレベルとしても意識する必要があります。ミクロの課題としては、いま目の前で起こっていること。例えば子どもが朝学校に行かないと言っている。今どのように声をかけ、どのように関わるのがより良い支援につながるか、という今対応しなければいけない、日々起きる様々な出来事への支援です。メゾの支援では、その子は自尊心が持っていない、あるいは自己肯定感が低い。このように今その子が抱えているニーズに対して中期的な視点で支援していくこととなります。マクロというのは入所時の課題（DV問題・経済的問題・養育や生活に関わる問題・親子関係再構築支援）の解決に向けた支援を中心に、入所相談から入所中の支援、退所支援とアフターケアまでの大きな流れの中での支援となります。

ジェネラリスト・ソーシャルワークではミクロ・メゾ・マクロそれぞれの支援において、ジェネラリストとして一貫性を持った支援を遂行することが求められます。

IV. ジェネラリスト・ソーシャルワーク的アプローチ

母子生活支援施設における、ジェネラリスト・ソーシャルワークの実践とは、どのような取り組みであるかを、1クライアント中心主義、2ストレングス視点、3エコロジカル・パースペクティブ、4

支援過程（プロセス）を大切にす支援の4つの視点で考えてみました。

1. クライアント中心主義

クライアント中心主義は、クライアントの主体性を尊重し、クライアントを生活の主人公、主体として位置づけて支援することであり、クライアントが自尊心、自己肯定感を持って自身の人生を歩むことを目指すために、なくてはならない視点です。

例えば幼児さんがおもちゃのとり合いをしたりしてけんかします。このときに「何をしてるの、けんかしたらダメでしょ」という止め方。これは支援者の視点ですよね。「けんかしたらダメ」と思っているのは支援者です。「どうしたの」と問いながら、子どもの思い「あのおもちゃ貸してほしかった」等を聞き「そうか、あのおもちゃ貸してほしかったのか」と、その子どもの気持ちに寄り添って解決していくのは、クライアントの意思を尊重したかわり方になります。

1. クライアント中心主義

・クライアントの主体性を尊重する

クライアントを生活の主人公、主体として位置づけて支援する事。

(クライアントが自尊心、自己肯定感を持って、自身の人生を歩むことを目指すためになくてはならないことである)

私の施設でこんな事がありました。ある職員がお母さんと、「もうすぐお母さんの誕生日だね、お母さん誕生日どうするの」と雑談をしながら「何かしたいこととかないの?」と聞くと、「誕生日ぐらいお風呂にゆっくり入りたいな」と言われたそうです。

職員は、「そうか、じゃあお母さん、お風呂にゆっくり入れるように、子どもを、その時間保育しようか」と伝えたそうです。するとそのお母さんは、「でもそのときお風呂にゆっくり入れても、また後で子どもをお風呂に入れないといけないうし、2回入るの

は嫌だな」と話されたそうです。職員は、「そうか。じゃあお母さん、どうしたら良いかな?」と聞くと、そのお母さんは冗談半分に、「先生、たまには子どもをお風呂に入れてよ」と話されました。その職員は、そうか、お母さんはそんな思いを持っておられると言うことに気づきました。

その職員は、「お母さんのかわりに、子どもをお風呂に入れてもいいですか」と相談に来ました。私は「もしかしたらそのようなニーズは、他のお母さんも持っておられるかもしれませんね。他のお母さんにも聞いてみて実施してはどうですか」と話し、母子支援員会議で相談し「バスタイム保育」（職員が子どもをお風呂に入れる日）を実施することを決め、全家庭に案内したところ、10人以上の乳幼児の入浴希望が有りました。

この後はバスタイム保育を毎月定例化して実施しています。バスタイム保育を実施する中で、着替えの準備や、子どもの身体の状態等これまで分かっていたいなかったことも見えるようになり、お母さんとのコミュニケーションの機会も増えました。クライアントを主体にニーズの理解に努め、必要な支援を生み出していく力はジェネラリスト・ソーシャルワーカーではとても大切な点です。

2. ストレngth・パースペクティブ

ストレngth視点については、皆さんすでにご存じだと思います。できること、強みに焦点を当てていく取組であり、クライアントの固有性、ストレngthの尊重、プロセスにおけるクライアントとの協働、環境における資源と可能性、成長と幸福に向けた能力の活用に働きかけていく支援手法です。

私の施設で、中学2年生の男の子が、学校に行っておらず、家でお母さんに暴力を振るうため、母子での生活が困難となり入所されたケースがありました。施設は玄関で靴を履き替える二足制ですがこの子は靴を履き替えてくれず、施設の中を土足で歩きます。職員が「お帰り」と声をかけても全く無視。「靴は脱いでね」と声をかけても無視するか、「うるさい」としか答えてくれません。この子にどのように関わることが出来るか職員で話し合いました。話し合いでは、とりあえず靴を脱がないことを注意をしても

2. ストレngths視点 (ポジティブなものの見方)

- 「出来ること」「強み」に焦点を当てる
クライアントの固有性、Strengthsの尊重、プロセスにおけるクライアントとの協働、環境における資源と可能性、成長と幸福に向けた能力の活用

コミュニケーションが途絶えてしまうので、靴を脱がない事を注意することは止めて、「お帰り」とか「おはよう」の声かけだけでも行っていくことにしました。その中で職員がお母さんに話を聞いていると、夫と生活していた小学生のころは少年野球をやっていて、今でも野球が好きな事がわかり、野球の話をしてみると少し話ができました。その中で職員から「バッティングセンターに誘ってみたらどうだろうか」と案が出され、担当職員がバッティングセンターに誘ってみると「行く」と言ってくれたので、それから毎週土曜日に担当職員と二人でバッティングセンターに行く事になりました。これをきっかけに担当職員と会話が出来ようになり、それと共に他の職員とも少しずつ話が出来ようになっていきました。

ある日その子が帰ってきたときに、幼児さんが来て「お兄ちゃん靴のまま」と言いました。職員が、「ちょっと、脱いで」と言ったら、「えー」と言いながら靴を脱いで下駄箱にしまってくれました。職員が「ありがとう」と言ったら「あー」と言い、それからは靴を脱ぐようになりました。

その後も学校には行っておらず、中学校3年生になって、学校の先生が進路相談に来られても面談にも応じませんでした。職員が「進路どうする？」と聞いてみると、「俺なんか高校行けるはずない」と言います。職員が、「そんなことないと思うよ、定時制高校とか単位制高校もあるし、ちょっと頑張ったら私学の高校なら行ける所もあると思うよ」と話すと、「え、そうなん？」と驚いていました。その

後職員と一緒に学校の先生との話し合いを持ち、先生の勧めで学校に登校するようになり高校進学を果たしました。

この子の支援がうまく出来たのは、この子どものStrengths（強み）を見つけて働きかけ、関係を築いていく中で、支援が出来ようになったからだと思います。

3. エコロジカル・パースペクティブ

エコロジカルというのは、生態学的視点と書かれていますが、生きる場、その環境、生きている場と人とを一体的に捉え、そこにおける相互作用に介入するという考え方。環境の中の適応という意味です。ここで大切なことは最初にお話しした、その人があるべき姿に変えていくのではなく、その人の生活やあるべき姿にとらわれず、それぞれの人や家族の生活の形、あり方を認め、その中での適応の道を探るという考え方です。決して、こうでなければいけない、こうできるようにならなければいけないというものではないということです。

3. エコロジカル・パースペクティブ (生態学的視点)

- 生きる場
- ↓
- 環境と人を一体的にとらえ、そこにおける相互作用に介入する
- ↓
- 環境の中の「適応」(あるべき姿ではない)
人の生活の「あるべき形」にとらわれず、それぞれの人や 家族の生活の形、あり方を認め、そこで適応の道を探る

少し前の話ですが、朝に小学校2年生の子が、汚れた服を着て学校へ行こうとしていました。職員が気づいて、「〇〇ちゃんどうしたの、それ、昨日と同じ服？お部屋で着がえておいで」と伝えました。子どもは部屋に着替えに帰りましたが、しばらくして、「先生、服がない」と言ってきました。職員が子どもと一緒に居室に行くと、部屋の隅に洗濯物が山になってあり、洗濯された服がありませんでしたので、施設の服を貸して学校に行かせました。

夕方、お母さんが帰ってこられたら職員は話をする必要があるので、どのようなスタンスで話すがとても重要なポイントになります。このお母さんに関わるときに、この人が洗濯しない、できない人だから洗濯するようにさせなければいけないという思いを持って関わると、支援はうまく行かなくなります。

職員は何があったのか、もしかすると洗濯機が壊れていたのか？と、心配する思いを伝えながら、話しました。するとこのお母さんは「すみません、ちょうど今日、洗濯するところでした」と話されました。職員がよく話を聞いてみると、着るものがなくなったら洗濯して物干しに干し、着るときには物干しから外して着ているとのことでした。この日はたまたま、着るものがなくなった日だったのです。このお母さんは洗濯が出来るし、されている方です。お母さんのされていること、頑張りを認めていく中で、「お手伝いできるのでたまっている洗濯物を何とかしませんか」と話すところ「先生、そんなのしてくれるの。じゃあ頑張る。」という話になり、職員が手伝い溜まっていた洗濯物をすべて洗濯しました。お母さんも子どもも、お部屋がきれいにすっきりしたと喜んでおられましたので、職員は「この状態が維持できるように頑張っていきましょうね」と伝えました。

しばらくして職員がお部屋へ行くと、またお部屋に洗濯物が置いてありました。このときに職員が気になって「お母さん、脱いだ服はいつもどうされていますか」と聞くと「ここに置いてあります」と部屋の隅っこを示され、洗濯物を入れるかごは無いとのことでした。職員は「洗濯かごを購入して、そこにに入れるようにし、そのかごがいっぱいになったら洗濯するようにしてはどうですか」と提案し、洗濯かごを購入されました。

しばらくたった頃に、数日洗濯されている様子が無いので、職員が居室に行くと、洗濯かごはいっぱいになっていました。洗濯をしようと洗濯機を見たら、洗濯された服が入っていました。洗濯物を干そうとすると物干しには洗濯物が干してある状態でストップしていました。職員はお母さんと話をする中で、更に仕組みをシンプルにし、脱いだ衣類は洗濯機に入れ、洗濯機がいっぱいになったら洗濯する。

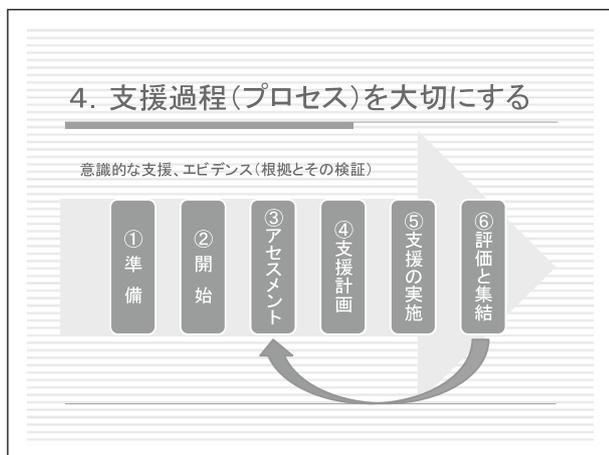
洗濯物を干すときには洗濯物を取り込むことを提案しました。結果的に購入した洗濯かごは使用しないことになりましたが、スタートから半年以上かけた支援により、洗濯物を溜めずに生活するリズムが出来ました。

いろいろな支援方法があると思います。例えば、調理が苦手なお母さんがおられます。この家庭に、1週間から2週間に1回程度、一緒に食事を作る支援を実施する際に、お部屋に行くとき台所には洗剤が山になっていたりします。しかしそのことを責めても支援は進みません。片づけを行いながら、「今日は何をつくる」と相談し、調理道具や、調味料を確認し、一緒に買い物に行き、楽しみながら支援して行くことが大切です。調理支援に入ると、多くの場合子どもが大喜びしてくれます。「今日何をつくるの。手伝う」と言ってお手伝いを申し出てくれたりします。お母さんが作った食事を子どもと一緒に楽しく食べる事が出来ると、お母さんの頑張りを褒め、達成感や喜びを感じてもらえることが出来ます。このような支援を、お母さんがしんどくならない範囲、数週間に一度程度で実施継続する事が大切です。少しずつですが食習慣に変化が生まれ、調理に対する取組に変化が表れ、これが生活環境の変化に繋がっていきました。

4. 支援過程（プロセス）を大切にする

支援の視点の中で、4つ目が支援過程、プロセスを大切にするということです。これは、経験や勘で支援するのではなく、「意識的な支援」なぜその支援を実施するのか、その根拠と検証を大切にすることです。支援は①から順番に⑥まで実施し、③に戻って再アセスメントを行うPDCAサイクルで支援を行い、最終的には退所という形に向かっていくというプロセスになります。

①準備は、入所前の準備です。福祉事務所から入所相談があり、入所の理由や状況の確認を行い、大枠のニーズを把握するプロセスになります。わかる範囲での情報を整理・検討すること。それから緊急性や衣類や家具など備品の準備、場合によっては支援方法の予備的検討が必要になります。例えば、10代の母親が未婚で出産され、産院や福祉事務



所、保健センターが母子への支援が必要と判断していても、母親は母子生活支援施設への入所を迷っておられる場合に、福祉事務所から何とか入所に繋げてほしいと依頼があります。このような場合に、入所面接で成育歴や施設の決まり事について説明するよりも、子どもの育児に向かう母親の思いに寄り添い、母親の頑張りを応援していきたいという思いを伝え、一緒に頑張っていくことを確認出来ることを目的とした面接にする必要があります。

①準備

- I. ニーズや問題の発見を行う。
- II. 初回面談の準備(わかる範囲での情報の整理、検討など)をする。
- III. 緊急性の把握をする。緊急の場合は即対応する。
- IV. 援助・支援方法の予備的検討をする。

DVで入所される場合には、成育歴、夫との出会いや結婚生活、DVの状況等の過去について詳しく聞く事により、二次被害やフラッシュバックにつながることもあります。入所後の支援に必要な情報である、危険性や生活に関する問題(保険や預金、その他)、これからどうしていきたいと思っておられるのか等を確認することに主眼を置くことが大切であり、他府県から移動してこられ、疲れた状態で尋問のような質問を長時間行うことは避けることを意

識しておく必要があります。

また、障害等のある利用者さんの場合には、最初に何か枠をつくって支援に入る約束をしておいた方が良い方もおられます。入所面接で「ここで頑張ってくださいいきましょう。私たちも1週間に一度お母さんの部屋へ行って、お掃除や調理を一緒に手伝うようにしますね」と確認し、支援の枠組みを確保しておく、そういう予備的な準備がその後の支援に有効な場合もあります。事前準備では、どのような受け入れを行い、その後の支援に繋げて行く事が望ましいかを、福祉事務所等からの事前情報に基づき、関係機関で意思疎通を図っておく必要があります。

②開始では、入所面接からのスタートになります。入所面接で大事なものは、クライアントと波長を合わせるということです。波長を合わせるというのは、例えば一方的に話され、なかなか聞きたいことへの質問が出来ない人もいます。あるいは黙っておられる人もいます。その人の雰囲気やペースに合わせて関係作りを心掛け、入所に際して最低限必要なポイントだけはしっかり確認しておく事が必要です。焦る必要は有りません、利用者さんはこれから施設で生活されるのですから、入所後にゆっくりと時間をかけて関係を深めながら話をしていければ良いのです。良い関係が築けると、いろんなことを話されるようになります。それが良い支援に繋がって行きます。

入所の際には、施設で提供できる支援・援助を説明し、ここで生活する目的について確認し、契約(同意)を行います。しかし、母子生活支援施設は高齢者施設等とは違います。高齢者施設が行う介護は、基本は介護度に応じた介護メニューがあり、それを提供する契約になります。母子生活支援施設は入所の段階では、利用者さんの主訴、困っていること、たとえばDVの問題である場合には、「安心安全な生活と離婚問題等の解決を目指して一緒に頑張ってください」と確認する事が、契約になります。またこの際に退所のタイミングについても合わせて確認することが必要です。母子生活支援施設の利用については施設と利用者が利用契約書を交わす事はありません。利用者は福祉事務所に利用申請を行い、利用を決定した福祉事務所から施設に支援を委託されるわけです。

②開始

- I. クライアントとの波長あわせをする。
- II. クライアントの言うことを傾聴し、クライアントの主訴等を把握する。
- III. クライアントとクライアントのおかれている状況および問題を出来る限り理解する。
- IV. この機関・施設で提供出来る援助・支援を説明し、ここで援助・支援を受けることが適当であるかを共に考える。
- V. 援助契約を行う

入所の際に施設の決まりを懇切丁寧に説明し、これを守ることを誓約して契約を行うことでは有りません。支援の開始では、波長をその人に合わせて、その人の話を聞き、その人の状況を理解しながら、その問題解決に向けて一緒に頑張っていくことを確認する事が目的です。

支援の開始に当たって関係機関（福祉事務所等）からの情報と初回面接で確認した内容からフェースシート（入所台帳）を作成します。基本事項である、氏名や生年月日、住所地や親・親戚、夫の状況と入所の経過等、福祉事務所からの情報も含めて作成します。通常はフェースシートの次がアセスメントシートという形になります。

③アセスメントは、その後の目標や支援計画を設定する上で、大変重要なプロセスです。最初のアセスメントは、通常は入所1カ月以内を目標に行います。入所1カ月間は集中的に関わり、関係作りを行うと共に、利用者についての情報を収集します。

③アセスメント

- I. クライアントについて情報を収集する。
- II. クライアントの生活状況、環境についての情報を収集する。
- III. クライアントのニーズや問題状況についての情報を収集する。
- IV. I～IIIの情報に基づきアセスメントする(アセスメントの作成)。
- V. エコマップ、ジェノグラム、社会的支援やマップ等を作成し、クライアントのおかれている状況を視覚化して表す。
- VI. クライアントの抱えるニーズ・問題を確定する。

アセスメントは、収集した利用者の生活状況や環境についての情報を元に行います。アセスメント項目については様々なフォームが出されていますが、多くがI～IIIの内容を8～10数項目でアセスメントするように構成されています。

アセスメントは、多様で重層的に存在するニーズを整理して理解すると共に、ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点に基づき、利用者の主体性やストレンクス、利用者の自立支援に必要な環境（エコシステム）について考える視点を大切にする必要があります。

③アセスメント(母子生活支援施設の基本的項目)

- | | |
|---------------|--|
| ①本人の意向 | ②福祉事務所などの意向 |
| ③生活上の課題 | ④前回からの変化 |
| ⑤家族関係 | ⑥問題解決の能力 |
| ⑦職業と経済的状況 | ⑧社会性の状況 |
| ⑨その他 | <small>(学校・保育園・職場・他の利用者・職員などの関係)</small> |
| ⑩印象と総合的アセスメント | |

また、ジェノグラムやエコマップ等を作成し、クライアントの置かれている状況を視覚的に確認しながら、アセスメントを行うことも大切です。

アセスメントに向けての利用者との関わりは、その後の支援の実施に向けた関係作りのプロセスであり、利用者に寄り添い、関係を深めていくことが大切です。

アセスメントにおいても一つ大切にしなければいけないものが本人の意向です。しかし、本人の意向は施設との関係性において変化するものであり、本人にとってより良い自己決定が出来るように、関係構築を図り支援していくことが大切です。例えば、できれば施設に入りたくないと思いながら、仕方なく入所された人は、「早く退所したい」と希望されます。しかしニーズは「早く退所したい」ではなく、その中にある「なぜ退所したいのか」という理由です。その理由「なぜ」を理解しそこに働きかけていくことを大切に支援して行くことがより良い自己決

定に繋がります

④支援計画（プランニング）では、アセスメントで確定したニーズ・課題を再確認し、解決すべき優先順位をつけて計画を策定します。支援計画ではまず目標を明確にし、その目標に向かって解決すべき課題を確認し支援計画を策定します。例えば、離婚ができるという目標を立てたら、計画は「弁護士事務所や裁判に同行する」というような同行支援が支援計画の中に入ってきます。支援計画は具体的なもの。計画を幾つか遂行していく中で、目標に近づいていけるという形にします。

④支援計画(プランニング)

- I. アセスメントで確定したニーズ・問題を再確認し、解決すべき優先順位をつける。
- II. 優先順位をつけたニーズ・問題に基づいて援助・支援目標を設定する。
- III. 目標ごとに具体的な援助・支援計画を立てる。
- IV. 契約を行う(可能な限り)。

計画で大切な事は、実施可能で達成可能な計画を立てるということです。実施しない計画や、できない計画を立てても意味がありません。目標はまだ先にあるけれども、計画を一つずつ実施する中で、一歩ずつ目標に近づいていく事が大切です。さらに、計画については、5W1Hを意識して作成し、期限や責任の所在を明確にし、着実に実施する計画にすることも大切です。利用者との関係が築けておらず、支援の実施が難しい場合には、「全職員が挨拶など小まめに声かけをする」、あるいは「担当職員が受容と共感を大切にしておき、コミュニケーションを図る」という計画を立てても良いわけです。

支援計画作成においては出来る限り、その計画について利用者の同意を得る事も大切です。ここで言う同意は、こういう支援・援助をしますということの契約書を交わすというものではありません。例えば、「裁判に同行しますね」と確認し、同意をもらうということです。これは契約相手に支援を行うこ

とを伝える意味があり、支援を行っていく上で大切な行為です。

⑤支援計画の実施（活動）では、実際に援助・支援を行いますが、ここで大切なのは前述の相互作用技術である、コミュニケーション力になります。クライアント自身に焦点を置いて、クライアントの能力や人格に直接働きかけ、ニーズを充足し、問題の解決を図る。クライアントの環境に焦点を置いて、社会的環境（対人環境を含む）の調整や、社会資源の活用を図り、ニーズの充足や問題解決を図るということです。

⑤支援計画の実施(活動)

- I. 援助・支援計画を実施する形で、実際に援助・支援を行う。
- II. クライアント自身に焦点を置いて、クライアントの能力や人格に直接働きかけ、ニーズを充足し問題を解決する。
- III. クライアントの環境に焦点を置いて、社会的環境（対人関係を含む）の調整や社会資源の活用をはかり、ニーズの充足や問題解決を図る。
- IV. モニタリングを行う。

支援の実施に当たって最も大切なことは、主体性を大切にすることです。利用者を中心において、その周りの環境を整えることで問題解決を図る支援を考えます。利用者を主体として捉え、ストレングスによりその人の持っている力が発揮できるようにかかわっていく事で、問題解決を図るということです。

⑥評価と終結では、様々な評価方法や尺度を用いて援助・支援の有効性と効果性を検証します。評価後に再アセスメントを行い、次の支援計画作成に繋げることもあれば、評価に基づいて終結を決定する。あるいは終結に向けて計画を立てて、終結の準備に入ります。

計画に基づいての終結では、退所に向けて必要な準備を計画する事であり、退所先の確保から、転校などの手続きや引っ越し準備と、退所のためのアセスメントを行い、退所支援計画を策定します。また、終結後の援助・支援を行う他機関、他施設との連携

⑥ 評価と終結

- I. 様々な評価方法や尺度を用いて、援助・支援の有効性と効率性を検証する。
- II. スーパーバイザーや同僚によって、ワーカーの援助・支援自体の評価を受けることもある。
- III. 評価に基づいて終結を決定する。
- IV. 終結に向けて計画を立て、終結に向けての準備を行う。
- V. IVの計画に基づいて終結への取り組みを行う。
- VI. 必要であればフォローアップを行う。また、ケースによっては終結後の援助・支援を行う他機関・他施設を紹介する。

やネットワークの構築も行います。フォローアップ（退所後のアフターケア）についても支援計画を立てて実施することが大切です。施設によっては退所後に退所先訪問を行い、新たな課題が発生していないかアセスメントし、必要な支援に対する計画を策定されている所もあります。

V. 母子生活支援施設におけるジェネラリスト・ソーシャルワークの実践

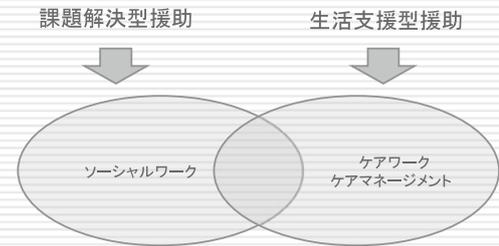
母子生活支援施設職員に求められる専門性とジェネラリスト・ソーシャルワークについてお話ししたいと思います。

母子生活支援施設は、DV被害や児童虐待、心理的なもの、外傷、あるいは精神疾患、発達障害、外国籍、さまざまなニーズや課題を抱えた利用者がおられます。母子生活支援施設は、このような利用者に対して専門性の高い支援の提供が求められる施設であり、まさにジェネラリスト・ソーシャルワーカーの活躍の場といえます。

1. 社会福祉援助技術の2類型

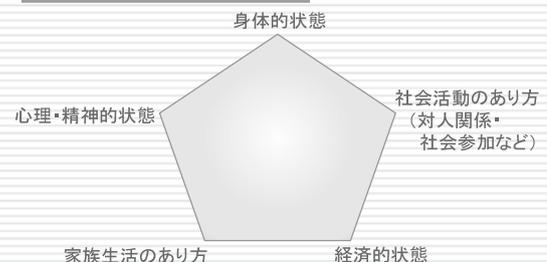
母子生活支援施設の支援を大別すると課題解決型援助と生活支援型援助の二つと考えることが出来ます。母子生活支援施設の支援ではこの両方を同時に行う事になります。日常生活支援（ケアワーク）では、学童保育から乳幼児保育、あるいは日常生活の支援・援助から、さまざまなケアとして関わるところです。それに対して、課題解決型援助（ソーシャ

社会福祉援助技術の2類型



ルワーク) ではさまざまな機関や専門家とのネットワークの中で支援・援助を組み立てていくというソーシャルワークの部分になります。ジェネラリスト・ソーシャルワークでは、ケアワークとソーシャルワークをセットで行うことが重要です。この二つがしっかり連携しながら、ともに行える力量が求められます。

利用者(人)の生活の各局面



利用者の生活におけるニーズを捉えるときに押さえておくべき各局面というのがあります。ここでは、5つの局面に分けていますが、分け方によっては6個や8個に分かれていくこともあります。この局面は自立支援計画のアセスメント項目と同じような項目になります。

利用者の生活の各局面を見るときに、①身体的状態、②心理・精神的状態、③家族生活のあり方、④経済的状态、⑤社会活動のあり方（対人関係・社会参加など）、の5つを最低限おさえて目配りする必要があります。この局面をおさえることで、生活の

全体性を包含した援助・支援に近づくことができると思います。

2. 母子生活支援施設における支援の専門性

こうして考えると、母子生活支援施設における支援は、①「課題解決型援助」と日常の「生活型援助」を組み合わせ、母子の生活の安定および自立と、子どもの健康な発達と自立（大きなニーズ）を目指して、日々のまたは、時々ニーズ、課題（部分化したニーズ）に、利用母子と取り組んでいく支援が基本であり、大切なスタンスであること、さらに、②日常の関わりの中で、利用母子のニーズを見つけ出し、その解決に取り組み、ニーズの充足を目指す支援であること、③日常のさまざまな事象から、利用母子にとっての意味を見つけだし、支援の意味を確認しながら進められる支援であること、④経験や勘だけに頼らない、合理的（科学的）な考え方、方法に基づく支援であること、⑤「価値（倫理）」「知識」「技術」から成り立つソーシャルワークの専門性を基盤とした支援であり、それに加えて母子生活支援施設の支援の専門性が必要であること、⑥支援の経験から培われる「実践の知」などを駆使した「支援のアート（修練による職人芸的なもの）」の部分も存在すること、⑦常に支援を検証し、その検証を生かしつつ支援していくこと、が大切です。

また、母子生活支援施設における支援の基盤は、ジェネラリスト・ソーシャルワークであり、その基盤の上に支援を形にしていくのが自立支援計画です。自立支援は自立という目標（ゴール）があり、そのゴールに向かって支援を行っていくという意味であり、その際に自立支援計画が重要となり、これがソーシャルワークのプランニングになります。

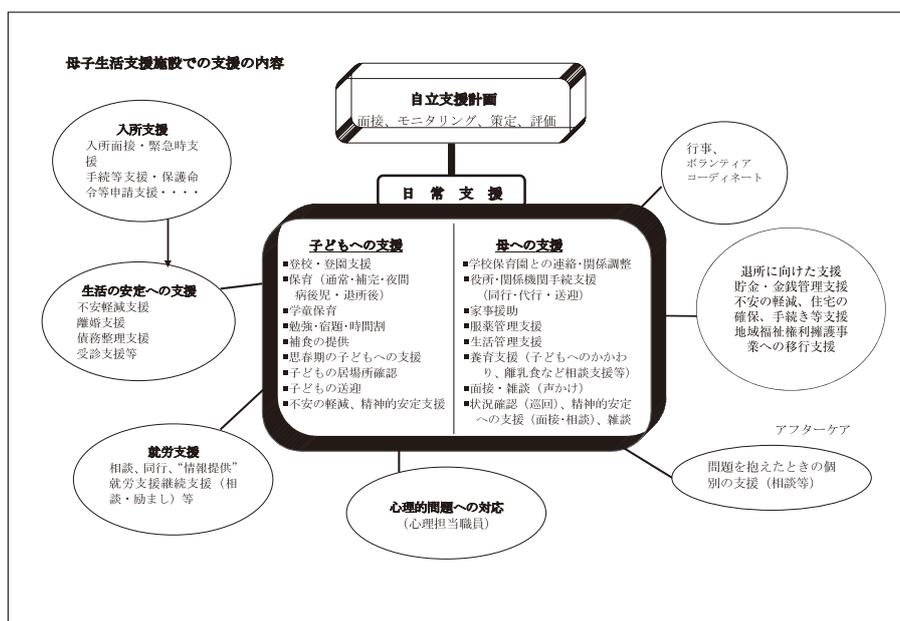
従来の日本の支援・援助においては、アセスメントやプランニングの部分が弱かった

のではないのでしょうか。とくに入所型の施設では日々のケアが中心で、ケアに関してはアセスメントと計画がありましたが、ソーシャルワークの場面では十分ではなかったのではないのでしょうか。そういう意味では、母子生活支援施設における自立支援計画の策定は、支援の骨格をなすものです。意識的な支援、エビデンス（根拠とその検証）に基づいた支援が端緒に就いたとも言えます。

3. 母子生活支援施設での支援の内容

母子生活支援施設での支援の内容をまとめたものです。

支援内容の中心にあるのが「日常支援」です。家事援助（そうじ、買い物、食事の準備等々）、登校（園）支援、生活費の管理、服薬の管理、保育（通常・補完・夜間・病後児、退所後）、学童保育、勉強・宿題・時間割、役所手続き同行、子どもの送迎、学校や保育園との連絡調整・関係調整など非常に多岐にわたり、利用者の日常生活を支えています。この日常支援が、母子生活支援施設の重要な特徴のひとつです。支援は、「自立支援計画」をもとに進められます。計画は、面接、モニタリング、アセスメント、計画の策定、評価といった内容・プロセスで策定され、日常支援と自立支援計画はしっかり結びついていなければいけないという意味で太線で結んでいます。また、ひとつひとつの日常支援には大きな意味があ



りますが、それを常に自立支援計画で意識化することができます。

母子生活支援施設の支援の中心には日常支援があること、自立支援計画があることで日常支援の意味を自覚、意識してすすめる事が出来ます。行事も支援の一環であるから、何のためにするのかという目標、ねらい、動機づけ、コストパフォーマンスの評価等がきちんとできている事が大切です。そうした点からも自立支援計画を策定する意義が大きいと言えます。

4. 母子生活支援施設の利用者の課題

母子生活支援施設利用者の課題として、中央の2つの項目があげられます。「DV被害、子ども虐待被害の体験を持つ母子」であり、なおかつ、「能力的問題、未成熟・精神的不安定さなどの問題を抱える母子」ということが特徴的です。この2つの課題の周りには、さまざまな課題が見えてきます。自己肯定感が低い、自己決定ができにくい、精神的自立ができにくいので支援が必要等々です。また、対人関係がつくりにくい、生活に対する意識や技術が不足している、などの課題もあります。また、このような共通の課題を利用者が持ち、さらに個別化されたニーズをもっておられることを強く意識して支援する必要があります。

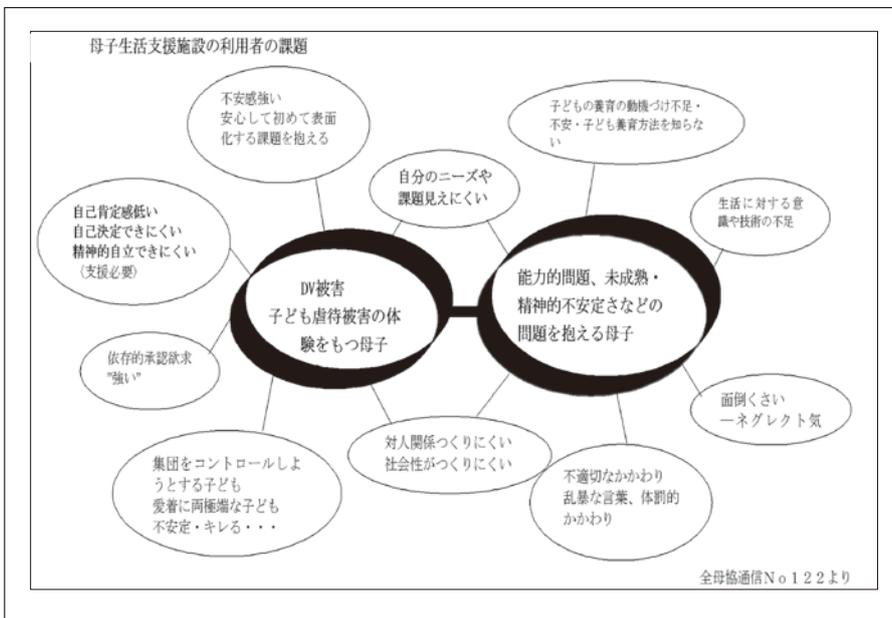
5. 母子生活支援施設の支援の特徴・専門性

このような課題を持つ母子を支援していくのに必要な専門性をまとめてみました。

①母子生活支援施設の専門性の支援の前提となる「支援の基盤」の必要性については、母と子の自己決定、自己選択を尊重すること、母と子を権利主体として認めること、母と子を絶対に見捨てずに見守ること、母と子の伴走者として生活の中に身を置いて共に揺れること、などです。また、「大人」の存在も大切です。子どもと母に対して、社会的常識、判断基準を示すことができる「大人」という存在です。また、DV被害や被虐待により、男性不信や大人不信、ひいては人間不信に陥っている母と子に、大人のモデルを示し、信頼関係を結べる支援をすることも重要です。

②母子生活支援施設の「支援の特徴」としては、日常における支援を意識化し、意図的に強めるということです。常に見えるところにいる、利用者との距離が近い、これは母子生活支援施設の特徴的なところでは、それをもって「家族的」なことや「社会的」な関わりへの支援ができるということです。こうした特徴に立って、多様で厚みのある、しかも個別化された支援を組み立てることが可能となります。

③母子生活支援施設の「支援の専門性」は、母子という「家族」を包括的に支援すること。家族構成員間の相互作用に着目し、そこに介入していくことで、「家族として自立する」ことを目指すこと。家族に起こるさまざまな出来事を包含した生活に着目し、その生活を、「良くない（利用者にとって困る＝不適応的な）循環」ではなく、「良い（利用者にとって役に立つ＝適応的な）循環」に変えていくことです。また、退所したときに備え、地域で生活できるスキルを育て、家族生活の基盤をつくる支援、



さらに実際に地域に出たときに、持続的に見守り、必要に応じて支援を行うということも重要です。

今後はとくに退所後のアフターケアの充実が求められます。その際、退所しても地域から施設にSOSを気兼ねなく発信できる関係性、信頼関係を構築しておくことが重要です。

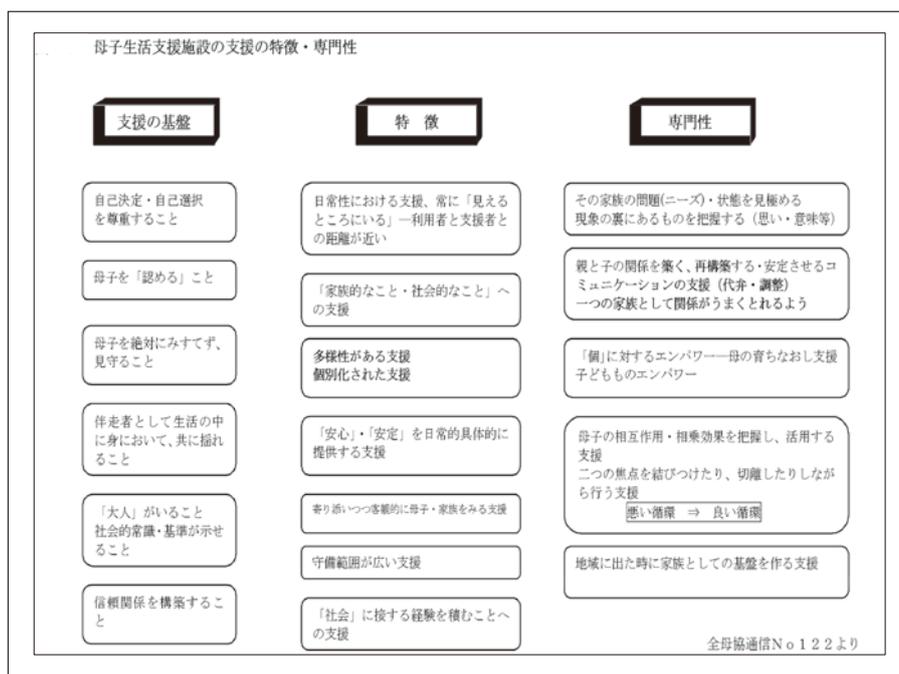
はじめにもお話ししましたが、支援は指導ではないということ、もう一度強調させていただきたいと思います。指導とはあるべき状態、好ましい状態へ導くことです。

この場合、誰にとって好ましいのかを常に考えておく必要があります。支援者にとって好ましいということでは意味が無く、これが行きすぎると指導という名の支配になってしまいます。このことを支援者は自戒を込めて意識している必要があります。

母子生活支援施設には、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基盤とした社会的な「使命」(ミッション)を帯びた専門性が必要であり、ソーシャルワークの「価値」や「倫理」が貫徹された支援が求められます。またソーシャルワークの専門性に関して価値以外の核となるものは「知識」と「技術」です。ソーシャルワークの「知識」は、ソーシャルワーク実践を展開する際に必要な技術の基礎となるものです。

ソーシャルワークの「技術」は広い意味での技術(skill)であり「認知的技術」と「相互作用技術」があります。「認知技術」とはアセスメント・プランニング・評価・モニタリング等で用いる、いわば「状況を捉える」あるいは支援を「判断する」技術です。「相互作用技術」は支援関係を作り、支援を提供する技術と考えられます。

母子生活支援施設職員に求められる専門性として以下の要件が挙げられます。これらは母子生活支援



施設職員として、向上し続けるべき重要な要件となるものです。

- ・母親と子どもの権利擁護を基盤とした、支援を実現するための知識・技術
- ・社会的養護を中心に関連する領域の基盤となる法制度の理解
- ・ジェネラリスト・ソーシャルワークを基盤とした支援を提供するために必要な価値観(倫理)・知識・技術
- ・現状に甘んじず、ケースから学び、自身の人間性と専門性を育み続ける姿勢の獲得、および後進の職員を育てるために必要な価値観(倫理)・知識・技術
- ・共同チームの一員として自らの専門領域(母子支援員・少年指導員・保育士・心理職・その他)の役割を理解しチームに貢献するための価値観(倫理)・知識・技術
- ・関係機関と連携、協同をはかることのできる職員として必要な社会性・価値観(倫理)・知識・技術
- ・地域社会と連携、協同をはかることのできる職員として必要な社会性・価値観(倫理)・知識・技術

講義 「証拠となる心理所見」

藤 田 香 織

(藤田・戸田法律事務所)

* 平成29年度「児童心理司指導者研修」での講演をまとめたものです。

I. どのような記録が求められているのか

1. はじめに

藤田と申します。よろしくお願いたします。何かお堅い題材で申し訳ないのですが、証拠となる心理所見ということでお話をさせていただければと思います。

皆さん、普段のケースワークの中でさまざまな記録を作成されていると思います。例えば心理診断の結果や、知能テストの結果を、書面に書き起こしたり、あるいは、今から28条の申立をするから、こういう心理所見を書いてほしいとか、新たに一時保護所の中で、施設の中でどういう生活をしてるか記録を欲しいと言われる機会があるかと思います。

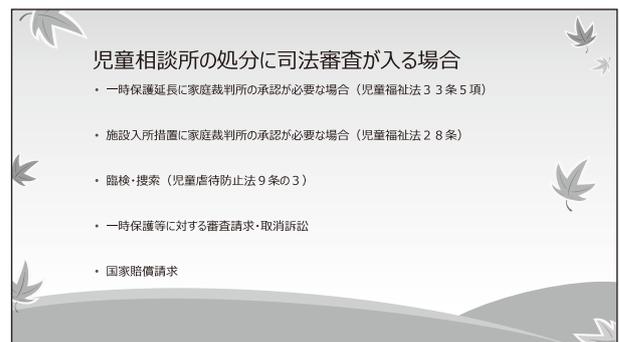
その時に、一体どのようなものをお願いしたいのか。どのようなものを書いたらいいのか、それから、普段の、記録の中でどういうことに気を付けて書くとかあんまり問題が起こらずに、きちんとその子どもの現在の状況が表に出るような形で記録ができるのかということを少しだけお話させていただければと思います。

まず、皆さんには、どのようなときに作成した記録を裁判所に提出するのかということをお話しさせていただきます。裁判所との関係では、ここ1～2年で大きく法律自体が変わってきていて、心理の記録もそうですし、ケース記録がどんどん裁判所に開示されていく時代になってきました。それでは、どのような場面で記録が裁判所に開示されるのかをみていきましょう。

さらに、近年児童相談所の処分に審査が入る場合

ということが増えてきています。今回は、ここで幾つかピックアップをしてお話をさせていただきます。

2. 児童相談所の処分に司法審査が入る場合



まず、施設入所措置に家庭裁判所の承認が必要な場合があります。これはどういう場合かというと、一時保護をされているお子さんを施設に入れるという場面になって、親権者が同意をしないと、親権者が反対の意思表示をした場合です。「うちの子は施設に入れられません」と言ってきた場合には、一定の要件がある場合には、家庭裁判所が、親権者の承認に代わる審判をすることによって、親権者が反対の意思を表示していても施設に入所させることができるようになります。

ただそのためには、保護者が児童を養育することが著しく児童の福祉に反することを立証する必要があります。この審判が、一番弁護士が入る機会も多いですし、資料としては厚いものが必要になってきます。

それからその次、臨検・捜索。この手続きに関わったことがある児童相談所はそんなに多くないかもし

れませんが、立入調査をして、それでも親権者が家に入れてくれない場合に、家庭裁判所の許可を取って、令状を持って強制的に、場合によっては鍵などを壊して家の中に入っていきことがあります。この場合にも裁判所の許可が必要になります。

それから、一時保護等に対する審査請求はここ3年ぐらいで、私の体感としては多くなっている手続きです。一時保護をした時に、その一時保護に反対をしている親権者が、一時保護に不満があるので審査請求をする。または取消訴訟を裁判所に起こして、一時保護を取り消してくれと言ってくる。

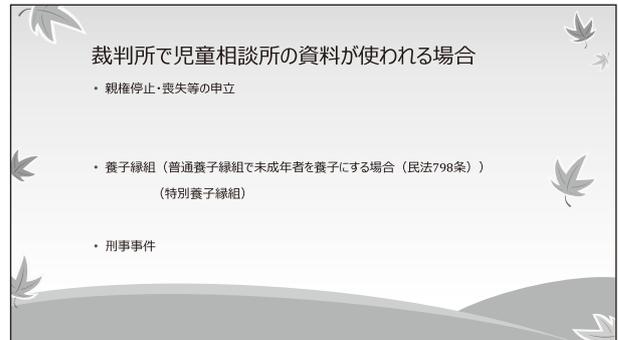
この場合は一時保護をした児童相談所の判断が適切であったかどうかを裁判所が判断することがあるということですね。審査請求の場合は、最上級審査庁が判断することになる。

それから最後に、国家賠償請求と書いてありますが、これは児童相談所が行ったさまざまな行為について、それが違法だったために損害を被った。違法だったために例えば傷ついたとか、例えば違法だったために子どもがけがをしたといったような場合に、国家賠償請求といった形で請求がなされます。これも児童相談所の対応が適切だったということを立証するためにさまざまな証拠が必要になってくるということになります。

一番最初に記載されている手続きを、後回しにしました。何で後回しにされたかという、まだ施行されていないんです。平成29年に、国会を通して成立した新しい児童福祉法があります。親権者の反対の意思表示があったとしても、子どもが嫌がったとしても、一時保護自体はできます。ただ、それを2カ月以上延長する場合に、親権者の反対の意思表示がある場合には家庭裁判所の承認が必要ということになりました。これは今まだ運用されていないんです。施行されていないんですが、多分まだ確定ではありませんが、来年（平成30年）の4月ごろから施行されるだろうと言われています。

そうすると、一時保護をしてから2カ月、結構すぐですね。その2カ月間のどの段階で親権者の反対の意思表示がなされるかは分からないですから、場合によっては、1カ月半ぐらいたったところで「い

や、僕はやっぱりもう納得はいかん」と、お父さんが言い出して、急遽申立が必要になる場合もあります。そのような場合にも司法審査が入るので、そんなときに急いで資料を整える必要が出てくるということになるんです。



その他に、親権停止、喪失等の申立。親権者の親権行使自体が不適切だということになった場合にそれを停止する。これは2年以内の期限付きで停止する。それから、親権自体をもう二度と行使できないように喪失させてしまう。この申立にあたっても親権の行使の不適切性を立証するための資料が必要になる。

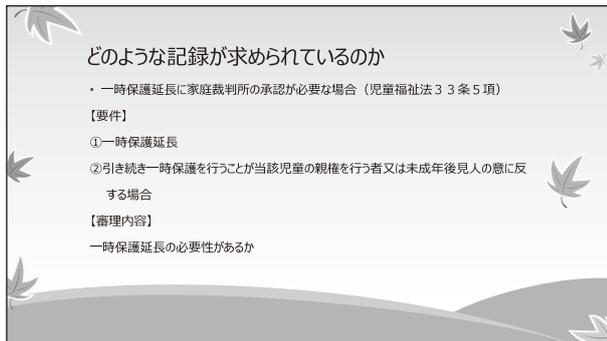
それから養子縁組。普通養子縁組の場合で未成年者を養子にする場合。それから、特別養子縁組の場合は全ケース。これらのケースについては、裁判所に申し立てなければいけません。この裁判所の申立のときにも資料として、皆さんが作った心理所見が出てくる場合がある。

あとは最後、刑事事件の場合にも同じく、例えばSBSなどの身体的虐待でもそうですし、性的虐待の場合にも刑事事件になる場合があります。

その時に、子どもの傷つきというのはどういうもので、加害親の対応というのはどういうものかということを立証するための資料として、皆さんが作った記録が使われるかもしれません。

では、今ご説明していったことをもう少し詳しく見ていきましょう。一体どういう記録が求められるのか、具体的にということ。これを見ていくことによって、大体このぐらいのレベル感で記録を残しておけばいいんだとか、大体このぐらいの細かさで記録を残さなければいけないんだということが分かってくるのではないかというふうに思っています。

3. 一時保護延長に家庭裁判所の承認が必要な場合



一番最初の説明は、この一時保護延長に家庭裁判所の承認が必要な場合。先ほど申し上げたように、まだ施行はされていません。なので今この資料が必要だというわけではないですが、来年の4月から必要になる可能性があるということです。

この一時保護延長に家庭裁判所の承認が必要な場合というのは、一時保護をして2カ月の延長をする場合で、かつ、引き続き一時保護を行うことがその児童の親権を行う者または未成年後見人の意に反する場合。この場合に、一時保護延長に家庭裁判所の承認が必要になります。

裁判所はこの申立にあたってどういうことを見ていくかということ、一時保護延長の必要性があるかということを見ていきます。そうすると、どのような場合にその一時保護延長の必要性があるかということなんですが、基本的には一時保護というのは別に虐待がなければ一時保護してはいけないというわけではないです。

虐待があるかどうかを判断するため、虐待があるかどうかの調査をするため、それからいったん子どもを親から引き離して、生活の立て直しをしたり、生活の立て直しにすることによって子どもの状態を見たりということのために一時保護をする。その調査がまだ終わってないような場合には一時保護延長をするし、その必要性も認められるということになります。それなので、この場合には必ずしも虐待が明確に分かっていなければいけないということではない。

ただ、この場合に必要なのは、虐待とか要保護性を少なくとも疑われなきゃいけないです。普通に生活してる子ども、特に何の不自由もなさそうな子どもを一時保護するわけにはいかないのです。何らか

調査の必要性がある、この子は要保護児童の可能性はある、虐待の可能性があるとすることを思っているはずなんです。それを疑った事実を基礎づける記録を提出する必要がある。

それは何かというと、これは皆さんが必ずしも作るものではないですけど、虐待の通告書であるとか、それから、一時保護を通知したときの通知書。あとは、一時保護の後に、例えばけがなんかをしていたら医師の診断書を取りますよね。場合によっては医師からの通告があった場合には、一時保護の前に診断書ができてくるかもしれない。

それから帰属先。保育園とか、学校での報告書。このお子さんは、学校に来るときちょっと臭いがして、給食を貪るように食べていました、みたいなことがあれば、それは「あれ？ これ、ネグレクトかな」と疑ったことを基礎づける資料としてその報告書を証拠にすることができる。

それから家庭訪問の記録。電話でやりとりをした経過記録。そのほかに虐待があったことを疑わせるような心理所見。この虐待があったことを疑わせる心理所見というのは、よく私も記録なんかで読むんですけども、例えば誰にでもべたべたとくっついてしまって、愛着に問題があるように思われるとか、逆に誰にも近づかないとか、もしくは試すような行動があるとかです。その他、こういう事情があるから心理的な虐待をされている恐れがあるかなとか、こういう事情があるから身体的な虐待をされている恐れがあるかなということ疑わせるような心理所見。

それから乳児の場合には、よく使われるのは体重のグラフです。一時保護前と後で比べてみて、一時保護後の体重の伸びが明らかに違う。一時保護したほうが体重がぐんと伸びましたということであれば、その前はどうかだったのか。ネグレクトがあったんじゃないかなということが分かる。

子どもの発言ももちろんそうです。子どもが実際に、「私は、こんなことを言われた。こんなことをされた」ということはもちろんのこと、例えばかん黙しちゃう、何にもしゃべれなくなっちゃうとか、家での中でのことは全く何にもしゃべらないんだけど、外でのことは冗舌にしゃべるとか。皆さん

の専門性を使って、さまざま疑われるような事情があるかと思しますので、そういうような記録の一つ一つが重要になっていくということですね。

一時保護が適切にできたということが分かるだけではダメで、引き続き一時保護をしなくてはならない事情ということも説明しなければいけないです。

これはまだ調査が終わってないとか、例えば性的な虐待の恐れがあって、一応司法面接はしたけれども、体の診察がまだ終わっていないとか、妊娠しているかどうかの結果がまだ出ていないとか、そのようなことです。

また、保護者の元に戻すと子どもの福祉に反する事情を示した記録。例えば、心理所見の中で、子どもが親権者をとても怖がっているとか、それからその保護者に病識とか虐待の認識がないとか、家庭訪問したけれども、おうちの中がごみだらけで子どもがとても住めるような状態ではないとか、そういうような事情が使われます。

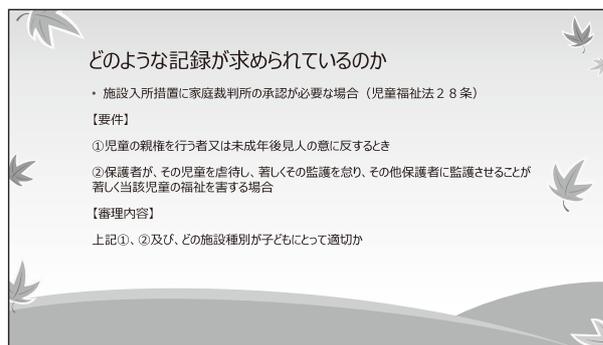
逆に、一時保護を引き続き行っても子どもの福祉に反しませんよという事情も必要になってきます。一時保護所での子どもの様子を記した記録であると心理所見が使われるようになる。子どもが、一時保護所でもお友達とうまくやってるよとか、例えば、お友達との間でいざこざがあったけれども、それは克服することができましたとか、そういうような事情ですね。そういうことが記録として求められていくということになります。

今のが一時保護延長審判ですね。一時保護の延長審判っていうのは先ほど申し上げたとおり、虐待の立証の必要性等については、完全に虐待の立証をしなきゃいけないわけではなくて、一時保護をして引き続き調査をするだけの、「危ないな。大丈夫かな。疑わしいな。」という事情さえあればいいので、比較的虐待の立証の程度としては低くて済みます。

4. 児童福祉法28条の申立

次は、いわゆる児童福祉法28条の申立です。施設入所措置や、里親委託措置に家庭裁判所の承認が必要な場合についてみていきます。

これは施設入所をさせることが、児童の親権を行



う者または未成年後見人の意に反する場合に申し立てます。特に意見がない場合にはいいんです。「反対だ」というふうに言われてしまった場合には、入所させることができないので、親権者の同意の代わりに家庭裁判所の承認が必要だということになります。

その中で、どういうことを立証していかなければいけないかというところですね。「保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他、保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」と言えなければいけない。

「著しくその監護を怠り」というのは、いわゆるネグレクトとか、それに準じたような子どもの福祉侵害がなければいけない。それからあとは事実上どの施設種別が子どもにとって適切かということもここで立証させられます。

例えば、児童心理治療施設。昔は「情緒障害児短期治療施設」と言いましたけれど、平成28年改正で児童心理治療施設に名称が変わりました。ここに特別に子どもを入れようというふうに思っている場合は、裁判所は通常「どうして児童養護施設じゃ駄目なんですか」とか、「あえて児童心理施設に入れる理由を説明してください」と言ってくる。「立証してください」と言ってくる。そのときに登場するのがまさにその心理所見というところですよ。

この子がどうして児童養護施設では適切に養育できないか。適切な専門性のあるところで生活させなければいけないのはどうしてかの説明を求めてきます。

この子のIQはこうで、対外的な対応能力はこうで、理解力はこうで、ADHDの気があって、あるいは自閉症スペクトラムで、だからこの子は児童心理治療施設に行かなきゃいけないんだとか、もしくは

児童自立支援施設に行かなきゃいけないんだっていうような立証をするために特に心理所見が必要になってくる場合があります。

では、具体的な資料としては何を提出していくかという、虐待とか不適切養育を立証する記録として、虐待通告書。それから医師の診断書。これは身体的虐待があった場合には医師の診断書があれば、これで虐待だねというふうに言える。それから帰属先の報告書。先ほど申し上げたとおり、幼稚園とか保育園とか、小学校、中学校などでの報告書。

家庭訪問での記録。これはネグレクトを立証するために必要な場合もありますし、家庭訪問の中で親権者がどういう発言をしていたのか、あとは実際に親権者以外の養育者がどういう人で、どういう対応をしているか、きょうだいはどうか、おばあちゃん、おじいちゃんはどうかという記録も大事になってきます。

それから経過記録。虐待があったことを疑わせる心理所見や子どもの発言。この辺の記録自体は一緒なんですけれども、立証のレベルが一時保護延長とはちょっと変わります。

それ以外に、子どもを27条1項3号の措置をする、その措置をした先の施設で適切に養育されるだろうとか、もしくは、一時保護委託されてるのであれば、このままその施設でうまくやっていくことができるということを立証するための記録が必要です。

先ほどお話しした児童心理治療施設の例や、乳児だったら体重のグラフであるとか、それから施設内での生活の様子や記録。施設内で子どもがどう考えているとか、ほかのお子さんとうまくやっていくとか、やっていけないとか。それから一時保護当初と現在のIQの比較であるとか、もしくは一時保護当初と現在の対応の記録とか。

特に一時保護当初は虐待の影響によって気持ちが揺れているとか、なかなかお友達とうまくいかなかったけれども、いろいろ紆余曲折があって、先生方もいろいろやりとりをしながら、今は安定していますよ、といったような事情があれば、それはこの施設でうまくやっていけるよねということになります。

それから、子どもに必要な援助を示す診断書や心理所見。通常は、私は神奈川県で非常勤ということ、1日貼り付きでいることが多いですけれども、この心理所見をお願いするときは、一時保護当初の心理所見はどうだったか、それから施設入所した後にどういう生活をしているかということと、合わせて心理の方の意見も頂いています。このお子さんにとって親権者に会う、親権者と生活するということ、こういう負担があるとか、別に構わないとか、この子どもがこの施設の中で生活することにこういう負担があるとか、こういうメリットがあるということも書いていただいています。

これは別に必ずしもこの結論で書いてくださいというふうに申し上げるものでもなくて、実際に考えていただいてどう思っておられるかということを書いていただいています。

特に今、施設の中で安定して生活できているかどうかというのは、なかなか難しい話で、例えば心理的虐待をずーっとされていたとか、性的な虐待がずーっとあった子どもが、一時保護や施設入所して、2カ月やそこら、もしくは半年やそこらで安定した精神状態になるかということとそんなことはない。

それで、本当にしばらく気を張って生活していれば3カ月とか6カ月の時点で急にどーんと気持ちが乱れるようなことも多々ありますから、それで、そのことによって施設で生活することが適切だねとはならないはずなんですよね。ただ、そのことを裁判所に伝えなくてはならない。

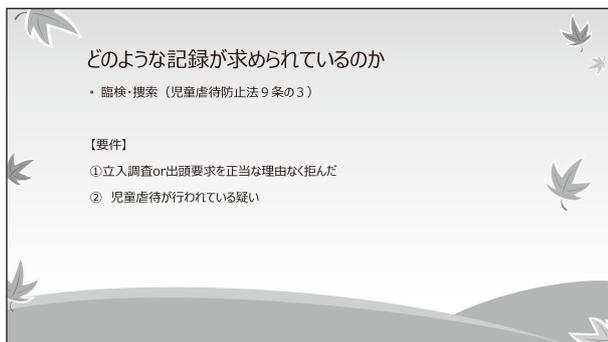
もう一つ申し上げておきたいのは、私は、最初素人のところから始まって、全くそういうことは分からないところで兎相に飛び込んで、資料を見せていただいて、説明をしていただきながら「そうだな」とは思うようになったことなのです。例えば一時保護委託の6カ月後に急にお金の持ち出しが始まったとか、6カ月後に急にお友達のことをたたき始めましたとか、性的な逸脱行為が始まりましたということがあったとしても、それは施設になじんでないということではなくて、今まで気を張っていたところが少し緩んで、自分の自由なところが出始めたな、少しはいいことなのかもしれない、前進なのかもしれ

れないということを皆さんに教えていただきながら何となく分かってきました。

裁判所はそんなこと全く分からない人たちですと言いつつ切ってしまうのもなんですが、必ずしも分かっている方ばかりではないということなんです。それなので、そこは丁寧な説明をしてあげる必要があるんですね。裁判官だからって何でも分かっているわけではなくて、もちろん心理の方のほうが専門家ですから。「今こういう状態になってるのはこうだからだと思いますよ」ということまで結論づけてあげるところが必要なんじゃないかなというふうに思っています。

そういう心理所見を、28条とか特にこういう時間がかかるタイプの裁判の中では出していきたいなというところなんです。

5. 臨検・捜索



では、次は少し目先が変わります。臨検・捜索のときにどういう資料を求めていくかということです。一時保護はもう一旦は一時保護して一安心しますよね。今までの一時保護の延長もそうですし、28条もそうですし、いったん預けて一安心している。今から証拠を集めましょうという話です。

臨検・捜索はそうではなくてまだ安全確認ができていない状態です。だから、とにかく超特急で資料を用意しなきゃいけないというところが他と違います。

要件としては立ち入り調査、または出頭要求を正当な理由なく拒んだこと。それから児童虐待が行われている疑いがあることです。

その資料としては、何か毎度毎度同じようなことが出てきますが、虐待の通告書、それから医師の診

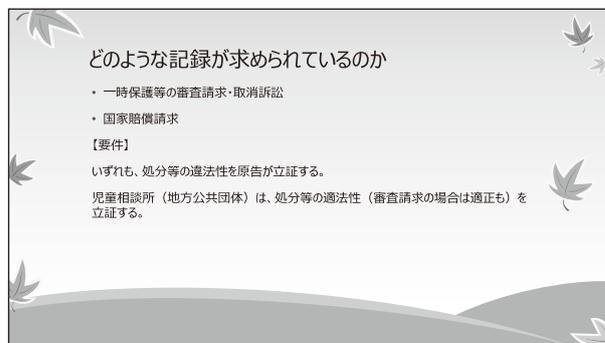
断書、帰住先の報告書などが虐待の疑いを基礎づける記録として出てきます。

ただ、臨検・捜索の場合は基本的には資料は手に入っていないというふうに考えていただいていたと思います。まだ子どもに会えてないわけですから。

例えば、保育園の職員が「このお子さん、心配だね」と言ってくるものの、私たちはその心配なお子さんを見てない。だから、そんなにちゃんと全ての資料が揃っていなければいけないというわけではなくて、とにかく虐待が疑われる、子どもが心配な状態で会わないとまずいということを立証しさえすればいいんです。それを短いスパンの中で作っていかなければいけない。

それなので、例えば28条の申立の時には、大体私は20ページとか30ページの証拠を出していきますが、この臨検・捜索では2枚か3枚の話です。薄いけれども、虐待の疑いをピンポイントで「これで疑わしいんです」とか「ここが心配なんです」ということを立証できるような資料を付けていく。

6. 審査請求・取消訴訟・国家賠償請求



それから、もう一つ目先が変わりますが、こちらは一時保護等の審査請求とか取消訴訟、国家賠償請求。これは、実際に手続きの中で行われるものではなくて、児童相談所がやった処分についてそれが適切だったか適法だったかっていうことを後付けで判断するものです。

いずれも処分の違法性、もしくは、審査請求であれば不適切性というのは申し立て側が立証することになります。それなので、親御さんが一時保護は不適切だ、一時保護は不適法だと言ってくるのであれば、親御さんから立証することになる。児童相談所

はそれを受けて、処分が適切だったよということを立証していくことになる。

その場合には、例えば一時保護の取消訴訟を起こされているんだとすると、「一時保護を判断した理由はこういう理由で、それにはこういう根拠があったから適切でしょ」ということを説明していくことになる。

これはどちらかというとも28条とか今までのもののように新しく資料を作っていくものではなくて、今まで作ってきた資料が適切かどうかを後から判断されるものだと考えられます。

出していく記録としては、例えば虐待通告書、一時保護の通知書、医師の診断書、帰住先の報告書。こういうものは元々、児童相談所の中で全部用意しているものですから、そういう児童相談所の中の記録を全部出していくということになります。

家庭訪問の記録、経過記録。経過記録が一番メインの記録になっていくかと思います。それから、虐待があったことを疑わせる心理所見や体重のグラフ、子どもの発言なんかが大事になってくる。

子どもの発言の話が出てきたので、追加でお話をさせていただくと、この子どもの発言というのは虐待をされていたとしても、必ずしも「おうちに帰りたくない」とか「親は嫌だ」という発言ばかりではないことは、もちろん承知しています。

特に、子どもの年齢が小さかったり、精神的に未成熟であればあるほど、親御さんへの恐怖心とか嫌な気持ちがない場合もありますよね。「今すぐお母さんとこに戻りたい」というようなお子さんもいくらだっていらっしゃるわけです。例えば、ものすごく強度な身体的虐待を受けてたとしても、「いや、お母さんは悪くないんだ」と言って、証拠を子ども自ら隠そうとするようなお子さんだっていらっしゃるわけです。

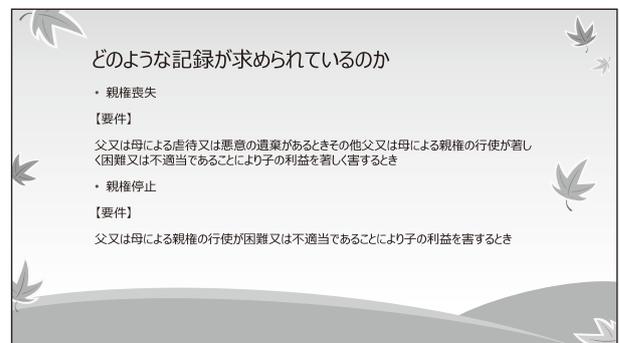
ただ、このお子さんはこうこうこういう理由で、例えば親御さんに取り込まれてしまっているから、親御さんの愛情を信じたいから親権者をかばっているんだよという説明は、心理の方から見ていることはできると思うのです。そういう説明を付して子どもの発言を出していくということが必要になってい

くと思います。

つまり、子どもの発言の生のものが出ていくと、裁判所としては、子どもは親御さんに会いたいんだ、親権者が好きなんだ、じゃあ、帰そうかということになってしまいかねないのです。そこら辺のことが、何も知らない裁判所に対する説明っていうのが難しいところになっていくのかな。

今みたいに、親御さんの愛情をつなぎ留めるために、親御さんをかばっているんだとまで強い口調で言えるかどうかというのは、専門性の中で難しいところではあるとは思いますが。けれども、そこまで説明ができないにしても、ある程度の、こういう場合があり得るよ、子どもが親権者の元に帰りたいていうのはほんとに帰りたいたい場合ばかりではないんだよ、大人がちゃんと判断してあげなきゃいけない場合もあるんだよというところまで、裁判所の資料としては必要な場面が出てくるということをお伝えします。

7. 親権喪失・親権停止



それから、児童相談所の判断の中では時々使う申立ですね。親権喪失と親権停止です。これ、要件がそれぞれ違って、親権喪失は要は親権を永遠になくしてしまうわけですから要件としては強い。

父または母による虐待、または悪意の遺棄がある時、その他父または母による親権の行使が著しく困難、または不相当であることにより、子の利益を著しく害するとき。「著しく」がすごく多いですよ。

親権停止の場合は、父または母による親権の行使が困難、または不相当であることにより、子の利益を害するとき。この「著しく」が割れてるということになります。親権停止の場合は、最大で2年間で

効力が切れるので、親権が復活することになります。それなので、もう一度2年間親権を停止したい場合には、もう一度申立をしなきゃいけないということになる。

これも結局、特に親権停止の場合には、おおむね立証することは28条の申立と同じだというふうに考えていただいて構わないと思います。虐待、悪意の遺棄、親権の行使が著しく困難または不相当であるということ立証する。

この場合によく聞かれるんですが、親権喪失や停止の場合に、親権者が悪い必要があるのか。親権者による故意の、悪意の遺棄とか虐待がある必要があるのかというところではないです。例えば親権者が精神疾患により子どもを養育することが困難、不相当であればそれはそれで要件には合致するということになります。

また、特別養子縁組の場合にも記録を裁判所に提出する場合があります。特別養子縁組の場合は、父母による養子となる者の監護が著しく困難、または不相当であること、その他特別の事情がある場合において、子の利益のために特に必要があると認めること。

先ほどの親権喪失と要件が似ていますよね。その監護の不適切性を示す資料として、大体この28条で使うような資料を使っていくということになります。

ただ、この特別養子縁組というのは子どもが若年ですから、まだ実際に養育実績がないことも多いです。それなので、特別養子縁組の場合の立証の方法としてはどちらかというと、子ども側の診断とか判断とかではなくて、親側に対する適正の判断、診断が出されることが多いというふうに思います。

それからもう一つ、特別養子縁組の場合に立証していくのは、養親の元で生活することが子の利益のためになるかどうか。これは養親とちゃんとマッチングできましたよとか、養親との養親先での子どもの記録、それから心理所見等を判断の材料に使っていきます。安定して生活できているとか、適切に養育がなされてるかどうか、子どもが安定しているかということ心理所見でも見られるということにな

ります。

最後に、刑事事件は、児童相談所から積極的に証拠を出していくというものではありません。しかも、新しく証拠を作るということは基本的にはないというふうに考えられる。「児相が持っているケース記録を見せてください」とか、「開示してください」とか、場合によっては「差し押さえさせてください」といった形で捜査機関が収集する。

例えば、傷害罪であるとか、場合によっては殺人罪であるとか、強制わいせつ、強制性交等罪なんかの各罪の構成要件、該当性を基礎づける事実、それから情状事実ですね。

どのように加害親が生活していたのか。子どもに対してどういう親であったのか、どういう理由でこの虐待が引き起こされてしまったのか等を児相の記録として出ていくことが多いです。例えば、貧困の中で、生活をするのが大変でいろいろ切羽詰まっている中で、子どもが泣いて泣いてどうしようもなく、お母さんも精神的にまいってしまって手が出たのか、それとも、例えば、新しい彼氏と生活するにあたって、子どもがあんまり大事ではなかったから、あるいは、ただただいじめるために叩いてしまったのか等で状況が変わってきます。そういうところの親側の事情として児相の記録が使われることも多々出てくるだろうということになります。

このようにして、駆け足で見てきましたが、大体このぐらいの手続きがあり、これらの手続きに児相の記録が提出され、裁判所の面前に出ていくということが想定されます。そんなに覚え切れないほど多くはないわけですよ。大体このぐらいだなとつかめる。そうすると、裁判との関係ではそういうことに使われるんだなあとということを頭に置いて記録を作っていくことになるだろうということになります。

II. 記録作成にあたって

1. 個人情報への配慮

それでは次に、どういう記録を作っていくべきかという、具体的なお話をさせていただきます。

提出した裁判記録はどういう扱いになるのか。裁

判所に記録を提出してしまえば、通常は相手方が見ることになります。児童相談所から記録が出れば、それは親御さんの目に触れるということになる。今まではなかなか注意が向かなかつたけれども、今後はさまざまな形で児童相談所の記録が裁判に出てくるので、気を付けなければいけないことになります。

例えば親権者に対する描写の仕方が児童相談所として不適切であったとか、親権者が秘密にしておきたいことが記録として出てきてしまうとか、そのようなことに注意が必要になっていくということになります。

裁判所での手続きにあたっては、証拠として記録を提出して、どうしても相手に見せなければいけない場合もあります。基本的には裁判資料として出したものは相手方が見ると考えざるを得ないというふうに思っています。

特別な事情がある場合、例えば記録が出ることによって子どもの福祉が明らかに侵害されるとか、通告者が分かってしまうとかの事情がある場合には、相手方に非開示になる場合がありますけれども、そうでなければ原則は開示されます。

裁判所に出さなかったとしても、個人情報保護条例に基づいて個人情報開示請求がなされる場合があります。児童相談所の記録の開示について大きく問題になった判決は出ていませんが、生活保護では幾つか開示請求を認めるか認めないかで裁判になったこともあります。

いくつか見ていきましょう。生活保護者が区に対して生活保護のケース記録の開示を求めたけれども、ケース記録の中に、ケースワークの率直な印象ないし評価が記載されていた。つまり悪口にみえるようなことが書いてあったわけです。それが「実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じる恐れがある情報」に該当するとして、区は非開示にしました。ところが、裁判例では、ケース記録の内容は原告（生活保護を受けた受給者）の生活実態等に関する客観的、具体的事実が中心であるとされました。そして、仮に担当ケースワーカーが抱いた印象や評

価を記載する場合でも、客観的、具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されているものであると考えられるから、そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、直ちに担当者と被保護者の間の信頼関係が損なわれるとは考え難いといつて、開示請求を認めました。

信頼関係が損なわれると考え難いと思つていたかどうかというのは別の話として、見たら明らかに関係が悪化するだろう、クレームが付くだろうなというような事実も、基本的には開示されてしまうと考えます。¹

もう一つのケースです。ホームヘルパーの申請にあたって、担当ケースワーカーが実態調査を行ったケースで、その結果を生活指導記録表に記載していたけれども、そこにはホームヘルパーの申請をしたXさんの介護に当たる息子の嫁とのあつれきが記載されていた。どうやら嫁しゅうとめ関係が良くなかったようだ。

これを開示請求されたのだけれども、嫁しゅうとめ関係がとつても仲が悪いということが書いてあるので、区は、「個人の評価・判断・判定および選考等に関する情報であつて、本人に開示することにより当該評価・判断・判定および選考等に著しい支障が生じる恐れがあるものと認められるもの」に該当するとして、非開示にしました。

ところがこれも、適切さを欠く表現であるということはどうやら裁判所も思つたみたいですが、適切を欠く表現を用いてしまった場合には、対象者への開示の際に、表現上の問題点について補足的に説明をすることによって信頼関係の維持に努めるべきであるとして、開示すると多分もめるだろうけれど、そこは区が適切に対応すべきだということで開示すべきだとの判決がでました。²

このようなことは、見相の記録でもよくありそうですね。特に、あつれきがある親権者との関係では、開示するとまずいなという記録の一つや二つは何となく思い浮かべると思いますが、そういうもの

1 東京地方裁判所平成19年7月4日判決

2 東京高等裁判所平成14年9月25日判決

も基本的には開示されてしまうということに気をつけておかなければいけないということになります。

2. 記録作成に当たっての注意点

そうすると、記録作成のときに何を書くかということは、今までの話の中でおのずと出てくることになるのかなというように思います。

まず、検査とか調査とかの結果は記載をする必要がある。裁判所はものすごく細かく判断をする機関です。数値や具体的な結果の記載というのは、裁判所が判断の基礎に使うところで、それがないただの評価というものにあまり意味を見いださないんです。

ですから、具体的にどういう調査を行って、どういう回答で、どういう結果が出たとか、数値としてどのような結果が出たのかというのは、これはしっかりと全部書いておく必要があるということです。

例えば、数値としてIQは何だったというような結果が出る。それで、この数値の記載を、凡ミスで違う数値を書いてしまった場合には、裁判所は作成された記録全体に対する信頼を失ってしまいます。

私が前にやった少年事件でも、IQの数値が違ったんです。多分足し算ミスで違ったんですけど、もうその途端にそのIQの調査記録表に対する裁判所の関心は薄れてしまったのです。数値のミスみたいなものをしてしまうのはとてももったいないところだなというふうに思います。

裁判所が分からないだろうなと思ったとしても、数値としての記録はちゃんと出しておく。その上で、裁判官は専門家ではないため、これはどういう意味があるものかということを考察することは1人ではできないので、それを丁寧に説明してあげる必要がある。

児童相談所の中で動いていると、皆さんは専門家同士の会話をされているので、その認識はなかなかしづらいんですけど、それぞれ見相の中でしゃべっているその専門用語は、裁判所には通じないというふうに思っていた方がいいと思うんです。

ですから、「発達障害がある」とか、「IQに差があった」というようなことについてもきちんと説明をして、言語能力はこうで、言語性の能力とその動作性の能力に差がある場合にはこういった問題があっ

て、いわゆる発達障害に当たるというような説明をきちんとしていく必要がある。

さらにその説明をするにあたっては専門用語の羅列では分からない可能性があるので、裁判官だから説明はいらないだろうと思わずに、一般人に説明するように丁寧に説明することが必要です。

さらに、これはできればということなのですが、具体的に立証する要件とどのように関連付けられるかまで書きこみたい。よくあるパターンは、特定の職員に過度に接触してしまうとか、試し行動が見られる、で終わってしまうんですね。見るほうが専門家だったら、「それが愛着障害なのかな」とか、「今、試し行動があって揺れてる時期なんだな」ということが分かるんですけど、裁判所はそこまで分からない可能性がある。そこも全部含めて判断してあげて、最終的に、例えばこの裁判で立証したい心理的虐待による愛着障害の可能性が指摘できるというところまで、結論まで書いてあげられればさらにいいかなというところですよ。

3. 開示した場合に問題のない証拠を

それから、今度は少し観点を変えて、開示した場合のクレームを避けたいということです。基本的には全ての資料が親権者、保護者の目に触れることを意識します。先ほど申し上げた、事実を記載して、評価は必要な部分だけにするのがベターだと思います。

さっきの判例でもそうでしたけれど、あまり記載をした人の評価を入れてしまうと、それが名誉毀損だととらえられる可能性がある。

経過記録や心理所見の中に「母は夜の仕事をしている雰囲気。大声でわめいて暴言を吐いた」というように記載されることはよくあります。夜の仕事という表現は不適切ですし、大声でわめいて暴言というと、「私はわめいていない」、「私はただ怒って、私の意見を伝えたかっただけなのよ」というように言われてしまう可能性がある。

さらに言うと、見相の方たちは専門性も高いし、とっても強めのクレームに慣れていらっしゃるんです。それで、裁判官としてみれば「うわ、そんなクレームをおっしゃるとは、本当に大変な親御さんだな」

と思うようなことも、児童相談所にとっては比較的よくあるパターンだということも多いんです。だから、ひとこと「暴言を吐いた」と記載されていても、皆さんの頭の中である暴言と、裁判所が思っている暴言とでは、裁判所の暴言の方が緩い可能性があるんです。ですから、そこはきっちりと書いといてあげたほうが裁判所にとってはインパクトが強い。

例えば私だったらこういうように書くという例では、「母はキャミソールに短パン、金髪だった。担当者に『てめえ、死ね。てめえ、誰に口利いてんと思っただよ』と大声で話す。」こういうふうに行けば、内容は同じことですよ。夜の仕事をしている雰囲気って言うように書いてしまうと名誉毀損になる可能性があるけれども、実際に着ているものを書けばそれは名誉毀損ではなくて観察記録ですから。しかも、キャミソールに短パン、金髪というふうに頭の中で想像すると、裁判官も大体同じことが想像できますよね。こういう具体的な記録が裁判記録としては望ましいということです。

また、不確かな情報を記載すると、ここがまさに突っ込みどころの突破口になってしまうのでなるべく記載しない。もしくは出典を明示する。例えば「通告者によれば」というように出典を明示した上で情報を記載する。もしくは不確かな情報は記載しない。

それから先ほども申し上げたように、誰からの情報かを明らかにするように記載する。「通告者によれば、親権者は子どもの足をつかんで宙づりにして揺らしていた」というようなことを記載する。

それは別の角度から見るとそうではなかったのかもしれない。例えば、抱っこをしていたところを、手を滑らしたって言うことになるかもしれないので、誰から見てもどういう情報だったかということを確認しておく、後から情報の正確性という点で突っ込まれなくて済むというところです。

また、事実を記載する部分と評価を記載する部分を分けて記載すると、読む方も分かりやすいです。例えば開示請求を受けた時や、裁判所に非開示扱いにしてもらうために、マスキングをして出したりするような場合に、事実と評価がごっちゃになっているとマスキングする部分がとっても難しくなるんで

すよね。だから、ここは多分最終的に第三者の、例えば通告者の情報だから、ここはマスキングされるだろうとか、ここは秘匿する事実だから、この部分は多分外に出してはいけないなというような場合は注意が必要になる。とは言え記録には書かなくてはいけないですよ。そのような場合は改行して、マスキングしやすいような文章を書いていただくというのも一つの手かなというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれど、第三者の発言を記載するときは、発言箇所を明確にする。特に何人かの会議の中での発言や、お母さんとお父さんと学校の先生と本人がいるような場面の発言は、誰がどの発言をしたのかが記録上分からなくなってしまうことがあるんです。そこは特に気を付けてください。

多分そういうことは最初に記載する時にしか覚えていないですよ。後から見直すと「これ、誰の発言だったのだろう」となってしまうので、最初に記載する時に誰の発言かというのを明確にする必要がある。

もう一つは、これも読みやすさとの関係で、身分関係に注意したい。例えば、19歳のお母さんが産んだ子どもと、そのお母さん。19歳のお母さんが産んだ子どもが1歳で、19歳のお母さんのお母さんが40歳というような家族構成がよく出てきますよね。その時に一体誰が母なのか、誰が祖母なのか、誰が子なのかということがごちゃごちゃになっていくんです。

「母は」と書いてあるので、ずーっと19歳の母かなと思って読んでいくと、40歳のおばあちゃんだったりするので、そこを誰にとっての母なのか、誰にとっての祖母なのかを明らかに統一して書くということですね。

あとは、今後さらに重要になっていくんですが、記録を作るのはやはり時間がかかるんです。丁寧に全部ちゃんとやろう、評価まで書いて、あれもこれも書いてと思うととっても時間がかかるんです。

しかし、仕事量が多いし、裁判所に提出する期限はあるので、多分全部はできないということは重々承知しているんです。逆に、これはいつまでに作成しなきゃいけない記録なのかを意識して、ゆっくり作れる資料であればもちろん丁寧に作っていただければと思うんですけど、急がなければいけないの

であれば、それは必要最低限でいいわけなんです。

必要最低限というのは何かというと、評価を入れない事実のみ。最悪その事実の部分が書いてあれば、それは証拠としては使えるものになるので、何についていつまでに記録を作るかを考える。

例えば28条の申立に使うものは時間がある程度かけられるから、丁寧なものがいいですよ。うまくすべての情報を盛り込んでおきたい。ただ、臨検・捜索とか一時保護の延長などで時間がない場合、明日とか明後日とかに裁判所に放り込まなければいけない時に、それだけの精度の資料を作っていると、寝られなくなるか提出期限に遅れるかのどちらかになるので、それはしない。その辺の判断分けみたいなものがこれからは必要になってくるのかな。

その判断をするにあたっては、最初にいろいろお話をさせていただいた各種申立の種類によって変えていくのかなというところです。

先ほども申し上げた記録の作成にあたっては、もちろん正確性とスピードがどちらも必要とされるんですが、どちらを重要視するかは場面によって違います。場面によって適切な記録を作成したいです。

Ⅲ. さいごに（弁護士との連携）

一時保護の延長の家裁承認については、例えば、一時保護をして、そこから2カ月の間のどこで親権者が反対の意思表示を表明したとしても、2カ月が経過するその瞬間に親権者が反対の意思表示を表明していたら、承認の審判を求めなければいけないんですよ。ですから、1カ月半たったところとか、1カ月と29日たったところで、「いや、俺、やっぱり反対します」というように親権者が言った場合には、これは申立をしなければいけないんです。その場合に諦めちゃうと違法状態を作り出してしまうので、諦めずに、簡単な記録でぱっと出す。今ある記録でぱっと出すという勇気が児相も必要になってくるんじゃないかなと思っています。

今までは比較的、特にほかの諸外国と比べると、日本の児童相談所は、比較的そういう裁判に時間をかけられたんです。例えば記録の作成とかに。しかし、最近になって、どんどん司法関与が進んでいきましたので、そうすると記録の作成に必ずしも時間がかけられない場面も出てくる。

ただ、その場合は裁判所もそれはよく分かっているわけです。それだけの精度の記録で、それだけのスピードで出しますということはよく分かっていますから、その辺を判断して、記録を適切な時期に作っていくということがこれからは必要になってくるのかなと思います。

ものすごく負担が増えていくことは承知しているんですが、多分、各都道府県にも弁護士配置がなされて、どのぐらいのものを作ればいいのかについては、各児相の弁護士に聞きやすくはなっているんじゃないかと思うので、その辺は弁護士と意思疎通をしていただくことになると思います。「このぐらいでどうですか」というような感じで相談をしていただいて、適切な時期に、必要な証拠がそろっているようにするのがいいかなというように思います。

多分これから先もいろいろ弁護士とお話をしていただく機会が増えていくかと思いますが、皆さんの専門性とは全然違うところで専門的な教育を受けてやってきているわけなので、児相では1年生だし、全然慣れていないわけなんです。ですから、皆さんはお手柔らかにいろいろ教えてあげてくださいね、弁護士のほうでも「こういう証拠を提出するからこういうものが欲しいんです」みたいな意見も持っていると思うので、お互い上手に情報共有をしていただきたいと思います。

車輪の両輪みたいにして申立を進めていかなければいけないことが多くなっていくと思うので、そういう意味ではチームを組んで、タッグを組んで、一緒に適切に申立ができていけたらいいなと思っています。

<了>

文献

日本弁護士連合会子どもの権利委員会編（2017）子どもの虐待防止・法的実務マニュアル【第六版】明石書店

乳児院における里親との協働

「乳児院の強みを活かした里親支援機関事業の取り組みと里親支援」

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院 二葉子どもと里親サポートステーション
里親委託等推進員 長 田 淳 子

* 平成29年度「乳児院職員研修」での講演をまとめ、平成30年度実績を追記したものです。

1. はじめに

国は、里親支援機関事業を平成20年4月より開始している。社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院では、平成20年度より里親支援機関事業（平成30年度より里親支援事業に移行）を受託している。東京都は、平成20年度から3年間、モデル事業として東京都児童相談センターに1名の職員配置という形で事業をスタートさせた。里親支援機関事業は、当初より国の方針で、これまで行政が中心になって行っていた里親支援ではあったが、里親支援機関事業では、全て又は一部を、民間団体に委託することができるというものであった。ただし、当初行政が民間へ委託するケースは少なく、児童相談所と民間が連携して取り組むという形で実施している地域は限られていた。

東京都は、そういったなかでも民間団体への委託を試み、それは現在3つの民間団体（figure 1；平成30年4月現在）が分担する形となっている。これは、全国的にも珍しい。本稿では、二葉乳児院での実践をとおして、乳児院の強みを生かした里親支援

機関事業の取り組みと里親支援について述べていきたい。

2. 二葉乳児院の取り組みについて

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院は、東京都新宿区にある入所定員40名の乳児院である。①入所型24時間養育、②地域子育て支援センター二葉、③里親・養親支援という大きく3本の事業を柱として取り組んでいる。

①の従来の施設機能としては、家庭復帰支援、入所児童の養育を中心にしながら、里親支援（入所児童の委託促進、里親のスキルアップのための研修、実習受け入れ）に取り組んでいる。子どもに対しては、保育士・看護師等スタッフが担当制をとり、できるだけ小規模で家庭に近い養育を目指している。例えば、主に2歳以降の児童を対象とした小規模グループケアの取り組みでは、宿直体制をとって、かわる職員の限定と、交代回数を減らす工夫をしている。子どもそれぞれの発達とニーズに合わせ、幼稚園や児童館のサークルに参加しており、地域資源の活用も積極的に取り入れている。

②の地域支援では、地域の親子がいつでも遊べるひろば事業を行っている。地域の先輩ママを養成して妊娠期および子育て家庭へ派遣し、寄り添い支援を行うホームスタート事業に取り組み、派遣調整等コーディネート、研修、SVを担当している。また、都内5つの区から委託を受けて、ショートステイ事業にも取り組んでおり、妊娠期から始まる地域の子育て支援を展開している。

1. 東京都の里親支援機関事業(里親支援事業)

東京都は、3つの民間団体に里親支援機関事業(里親支援事業)を委託。それぞれの事業所が連携して担当児童相談所地域の里親子支援および普及啓発等を担当

里親支援機関事業受託団体	スタッフ数	担当する地域 (児童相談所)
社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院	11名	児童相談センター・ 江東・北・足立
一般社団法人 東京臨床心理士会	9名	品川・世田谷・杉並・多摩
NPO法人 キーアセット	8名	八王子・立川・小平

Figure1 東京都の里親支援事業担当受託団体と職員数

そして、③の里親支援では、入所している子どもと委託交流を目指す里親家庭への支援、里親支援機関事業（現、里親支援事業）を東京都より受託するほか、特別養子縁組里親への新生児委託事業（モデル事業）などに取り組んでいる。

3. 二葉乳児院の里親委託状況および里親支援

二葉乳児院の退所状況（figure 2）について、退所先としては、家庭復帰が最も多く、次いで、養子縁組里親・養育里親家庭への委託や他施設への措置変更となっている。年度によって多少の増減があるが、早期家庭復帰が見込まれない場合には、里親家庭への委託が進められるよう施設としても取り組んでいる。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
家庭復帰	32名(67%)	16名(64%)	14名(44%)	26名(64%)
養子縁組里親委託	0名	3名(12%)	5名(16%)	6名(13%)
養育家庭委託	2名(4%)	2名(8%)	6名(18%)	3名(6%)
他施設への措置変更	14名(29%)	4名(16%)	7名(22%)	13名(27%)
合計	48名	25名	32名	48名

Figure2 二葉乳児院の退所状況

それは、ソーシャルワークに関わる職員だけでなく、日々、入所している子どもと共に生活している保育士も同じで、それぞれの専門職が子どもと家庭の状況を把握して、今後について、実親も含めたチームとして考えていくことになっている。たとえ、家庭復帰が前提だとしても、それが1年2年のスパンで難しいとすれば、里親家庭委託を検討することになる。それには、メリットデメリット含め、実親と丁寧に話を重ね、理解と同意を得る作業も必要となる。

二葉乳児院の施設本体の職員体制としては、里親支援専門相談員と里親交流支援員が1名ずつ、家庭支援専門相談員と心理療法担当職員が連携している。また、二葉・子どもと里親サポートステーションというチーム名の里親支援チームには、平成30年

4月時点で、里親委託等推進員4名、里親等委託調整員4名、里親トレーナー1名、里親開拓コーディネーター1名、フォローアップ研修担当1名の11名のスタッフが、里親支援機関事業を担当している。担当する児童相談所管内で、東京都の里親登録中の全ての里親が支援対象となっており、また、特別養子縁組成立後家庭に対してもサロンや研修企画、相談支援などに取り組んでいる。

そのほか、平成29年度より新生児委託促進事業（モデル事業）を受託し、新生児委託推進員として職員1名を配置し、乳児院内に置いている。実親が妊娠中または、出産後まもなくに特別養子縁組を希望し、里親への委託に同意しているケースについて、生後28日以内を目指して、早期に養子縁組里親家庭へ子どもの委託を目指すプログラムである。既に登録している養子縁組里親の中から、再度新生児委託希望家庭として研修を経て名簿登録する。候補となる子どもが出生後乳児院に入所すると同時期に里親交流を開始し、1～2週間程度で里親宅への外泊～委託の流れとなる。平成29年度では、5名の子どもが入所し、里親交流を経て委託となっている。

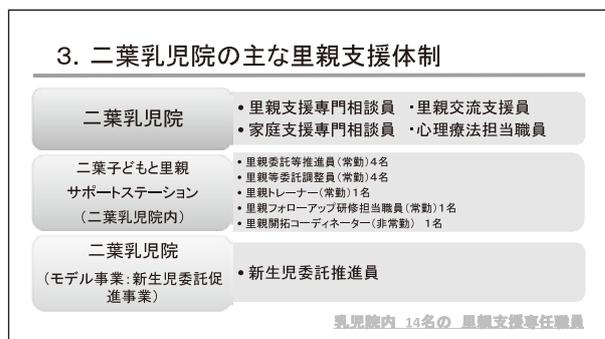


Figure3 二葉乳児院の主な里親支援体制

このように14名の里親支援の専任職員がいる乳児院は、全国を見てもめずらしいといえる。もちろん、乳児院内の保育士や看護師、栄養士、心理担当職員など職員も、それぞれの専門性を活かしながら、里親交流や里親子への支援を行っており、その都度、里親家庭と子どもにとって必要なニーズを把握し、プログラムを組み立てている。

4. 東京都の里親支援（チーム養育）について

東京都では、里親支援機関事業を受託した民間団体の担当職員がその所属のまま、児童相談所内に事業用の机を置いて事業実務を行っている。当初は児童相談所内に民間団体の職員が入るということに対して、様々な意見が行政側でもあった。児童相談所内でも相談援助課というケースワークにかかわる課内に、民間団体職員を受け入れることにあたっては、個人情報取り扱いや、児童相談所が保有する里親家庭及び里親家庭委託児童についての情報がどの程度まで提供され、どういう管理をするかなど多岐に渡った。そういった課題から児童相談所内に支援機関事業担当の民間団体職員を受け入れることに否定的な行政も多い。ただし、東京都の場合は、里親支援機関事業運営にあたって必要な情報共有を行い、東京都が重点的には取り組めていなかった広報啓発や、特別養子縁組里親家庭への支援についての期待が大きかったことも要因であったと考えられる。

東京都の里親委託の状況は、平成28年度末で13.1%であり、全国平均を少し下回っている。また、東京都における2歳未満乳幼児の措置状況は、90%以上が乳児院となっており、里親家庭委託は少ない。東京都内は乳児院が10か所あり、合計500名の定員が満床になる年もある。特に乳児院では、里親委託促進および里親委託に関わる交流支援の取り組みを強化し、乳児院から里親家庭への委託ケースは増加している。養子縁組里親交流ケースも多く、どの乳児院も常に3ケースから4ケースの里親交流が同時進行で行われている。委託後も、継続的にアフターケアを行い、巣立った子どもと里親家庭をつないでいる。東京都は、平成29年より「チーム養育体制」を打ち出し、子どもを中心に、里親、児童相談所、施設、地域の子育て支援、学校等関係者、関係機関がチームとなって里親家庭で暮らす子どもを支援する形を明確化した。

i) 里親支援専門相談員の業務

都内、10か所全ての乳児院及び、22か所の児童養護施設に里親支援専門相談員が配置されている

(H29年度末現在)。里親支援専門相談員の業務内容は、都道府県によって大きく異なっており、その地域の支援体制とニーズによって様々である。東京都では、①入所児童に対する里親支援、②担当する地域の里親家庭への支援、③レスパイト受け入れ、④管轄地域の里親普及啓発、④里親研修等講師および里親の施設実習の受け入れ等が業務（Figure 4）となっている。

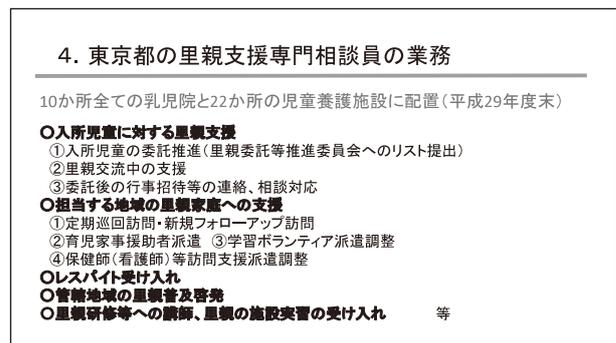


Figure 4 東京都の里親支援専門相談員の業務

担当する地域の里親家庭への支援は、里親支援機関事業の里親委託等推進員が行っていた業務であったが、平成29年度後半より順次移行となり、地域の里親支援専門相談員が担うこととなった（Figure 5）。

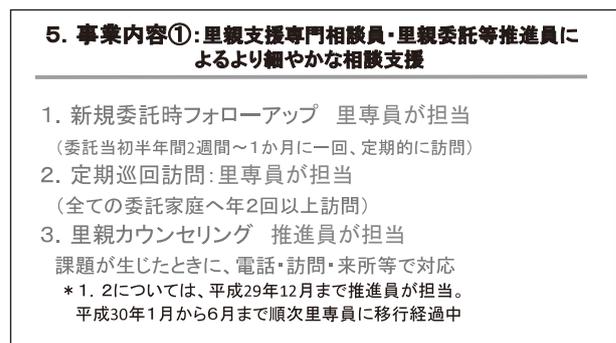


Figure 5 里親支援専門相談員、推進員の事業内容

新規委託時フォローアップは、ファミリーホーム含むすべての里親家庭が対象となっている。新しい委託に向けての長期外泊から委託まもなくの1か月間は2週間に1回、その後、半年間は1か月に1回、定期的に家庭訪問を行っている。委託当初の試し行動と言われるような子どもの行動に対しての不安や疲労など、生じうる様々な課題に対して、定期的な訪

間を通して心理支援含むサポートを目的としている。継続的な訪問を通して、里親子の変化について早期に把握することが可能となり、その都度必要な子育て支援サービスの情報提供を行うことも可能となる。

また、定期巡回訪問では、全ての委託家庭が対象となり、年2回以上、訪問している。委託が解除となるまでの期間訪問を行い、継続してその家庭の養育を見守り、里親子に寄り添うことによって、里親子との関係づくりが可能となる。日々の重なりを共に過ごすことにより、何か困ったことが生じたときに、すぐに相談してもらえらる関係となることも強みとなっている。

里親カウンセリングでは、新規フォローアップ、定期巡回訪問以外のタイミングであっても、何か課題が生じた際に対象となる。里親委託等推進員が訪問・来所、電話等で相談を受ける形となる。東京都では、里親委託等推進員の9割以上が臨床心理士であり、それ以外でも、社会福祉士等、児童福祉の相談援助職に関わる職種となっている。これは、里親委託等推進員が都内全児童相談所配置になった平成24年度に、「子どもには、児童福祉司や児童心理司が担当についているが、里親への心理支援が無いのでは」という声に応えるものであった。

里親支援専門相談員が家庭訪問支援を行うにあたって、①乳児院、児童養護施設それぞれの入所児童年齢以外の年齢層の子どもを委託されている家庭に対して、適切な相談援助が可能なのか。②施設を有しない地域に対して遠方の地域の施設が担当となる場合に、適切な地域支援へのつなぎや助言等が可能なのか。また、③施設内養育をヒントにした支援が、こういった形で里親家庭での養育支援のアドバイスに有効となるのか。などの不安が、施設側から、そして里親家庭からも聞かれた。しかし、里親支援機関事業の今までの取り組み状況から言っても、前職が里親支援に関わる職歴を有している職員は少ない。それまでの様々な経験を基盤に、里親家庭への丁寧な関わりをとおして初めて、里親支援専門職としてスキルを重ねることができると思われる。二葉乳児院の里親支援機関事業を担当する里親委託等推

進員の平均勤続年数は7年弱（平成29年度末現在）となり、児童相談所児童福祉司の平均勤続年数2年程度に比べて長い。勤続年数が長いことで、子どもの成長や揺れに連続性をもって付き合うことが可能となる。また、委託から措置解除までの流れに関わることで、全体を見通したケースワークが可能となり、里親支援に関するスキルの蓄積にもなっている。

その他、育児・家事援助者派遣及び学習ボランティア派遣調整事業がある。育児・家事援助者派遣事業は、希望する委託中の里親家庭への保育送迎や育児援助、家事援助などを行うスタッフの派遣調整である。NPO団体にスタッフ派遣を委託し、委託調整等を実施している。原則、小学生までの子どもを養育する里親家庭に対して、年間24時間分無料で利用可能とし、家族の事情およびレスパイト目的等で利用を促している。学習ボランティアの派遣調整では、里親家庭の子どもに対して、学習ボランティアの派遣を行っている。ボランティア募集も行っており、大学等での無料出前講座（広報啓発）の際に、ボランティアについても声をかけている。また、ボランティアへのSVも業務となっており、活動中に困ったことなどがある場合には、電話や面接等実施している。活動内容は、基礎学習指導だけではなく、不登校や学習の遅れが見られる子どもに対して家庭教師や話し相手となり、また、大学生と話をすることで、これからの学生生活のモデルとして子どもが学ぶところも多い。

ii) 東京都の里親支援機関事業について

先にも述べたが、東京都は、平成21年2月より、東京都児童相談センターでモデル事業として開始し

6. 東京都里親支援(機関)事業について

- ・ 里親制度に対する人々の理解を深め、里親を育て、支える体制の一環として開始。民間委託が可能。
- ・ 東京都の取り組み
 - 平成21年2月 児童相談センターでモデル事業開始。社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院が受託。
 - 平成23年 児童相談センター、八王子児童相談所、品川児童相談所の3か所で実施。3事業所が受託。
 - 平成24年 都内全児童相談所に開始。現在、3つの民間機関が担当。二葉乳児院は、4児童相談所(センター・江東・足立・北)管内を担当
新宿・渋谷・台東・港・練馬・千代田・中央・文京・豊島・江東・江戸川・墨田
葛飾・足立・荒川・北・板橋・島しょ地域

Figure 6 東京都里親支援(機関)事業について

■ 実践報告 ■

ている。

その後、平成23年に3か所に、平成24年に都内全児童相談所11か所に配置され、現在は、3つの事業所が分担して担当している。二葉乳児院はその中の4か所の児童相談所を担当しており特別区17区と島しょ地域を管轄地域としている。二葉乳児院のスタッフ構成（平成30年4月現在）は、各担当児童相談所に里親委託等推進員（都内全児童相談所配置）と里親等委託調整員（世田谷児童相談所は配置なし）、里親スキルアップ事業担当里親トレーナー（事業所に1名配置）、里親開拓コーディネーター（事業所に1名配置）、里親フォローアップ研修担当（二葉乳児院のみに1名配置）の11名である。

先に述べた相談支援以外の事業内容としては、①養育体験、②相互交流事業、③未委託家庭訪問、④一時保護委託時訪問、⑤各種書類作成補助、⑥里親委託促進、⑦新規開拓・普及啓発、⑧フォローアップ研修および個別スキルアップ研修などが挙げられる。

①養育体験

乳児院や児童養護施設などで、特に未委託里親家庭に半日から1日施設の子どもの生活に入ってもらいながら、子どもの様子、年齢による発達、遊び、生活の流れなどを知る機会としている。目的は施設を知ってもらうこと、子どもを知ってもらうこと、私たちが里親さんとの信頼関係を築くことを目的としている。また、里親への委託交流がなく、里親とかかわる機会が少ない施設にとっては、里親の想いや、こういった形で里親家庭を支援するかなどを学ぶ機会ともなる。

②相互交流事業

全ての里親家庭を対象としニーズに合った研修企画、特別養子縁組里親や特別養子縁組成立後家庭のための茶話会、親子外出行事等を企画運営している。各児童相談所では養育里親向けのサロン等行事が中心となっている。そのため、支援機関事業では、連続講座の研修やワークショップなど座学のみではない研修企画や、里親家庭への訪問を通して感じたその時々々の里親子のニーズに合わせた企画を提案している。例えば、真実告知、ライフストーリーワーク

や発達障害、子どもと性についてなどがある。また、「プレ子育て学習会」では、養子縁組里親向けの連続講座を実施。8名程度の参加者と共に、真実告知について、交流の流れ、地域子育て支援の活用、アレルギーや食育、健康管理や事故防止などをテーマとしながら、乳児院職員である看護師や栄養士、地域子育て支援センターの職員などから、それぞれの業務に関連したテーマ内容で話をしてもらっている。そういったテーマを通して、里親同士の関係を深め、子どもとの生活がスタートするまでに知っておいて欲しいことの情報提供を行うことができる。特に養子縁組成立後の相互交流について、東京都は、支援機関事業開始当初より課題となっており、支援機関事業として重点事業として取り組んでいる。茶話会は、二葉乳児院内にある地域子育て支援セン

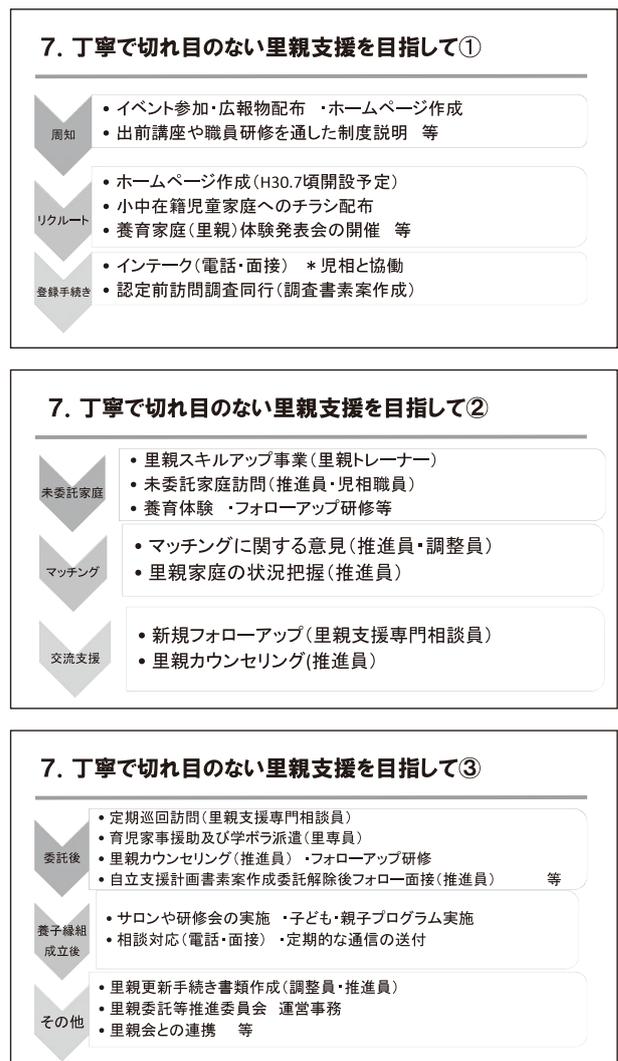


Figure7 東京都里親支援(機関)事業の流れ

ター二葉や地域の子育て支援施設、公共の施設などを使用し、毎月開催している。年に数回は、土日開催やお出かけ企画などを実施している。土日では、里父や子どもたちの参加も多く、同窓会のようになっている。茶話会についても、10年継続していることから、子どもが中高生になった養親が、まさに子どもを受け入れたばかりで悩みの多い里親に対して、ピアカウンセリングのように支えあう姿も見られる。小中学生になった子どもたち同士が、真実告知を受けた中で、同じ立場である子どもたちとつながることを希望していることも多く、子どもだけのお出かけや宿泊を企画している。子どもたちの年齢ごとのニーズや、養親さんが次の養親さんを支えていく流れを大切にしている。

③未委託家庭訪問

年1回以上、児童相談所の職員と共に訪問し、家庭状況の変化やニーズ把握を行い、里親家庭に合ったマッチングおよび、研修の提案を行っている。従来の認定や更新に関わる研修だけでなく、スキルアップ事業として未委託家庭のニーズを丁寧に聞いたうえで、その家庭に合わせた個別のプログラム作成する場合もある。一方的な研修の提案ではなく、里親家庭のニーズ把握と、現状で必要な内容を具体的に取り上げ、時には家庭訪問をして、家庭内で実施するなどの工夫をしている。里親登録のための研修は、制度等の科目で座学も多い。そのため、実際に子どもを受託するにあたって、受託までに知っておいて欲しい内容が網羅されていない。認定後の研修を実施するなど、研修についても工夫がなされているが、里親種別ごとやそれぞれ家庭の現状に合った研修企画が求められている。

④一時保護委託時訪問

未委託家庭に対して、一時保護委託中の支援を行っている。施設に在籍している児童に対してであれば、交流から外泊、委託まで、施設の里親支援専門相談員など専門職が関わりながら、数か月の交流を通して、子どもとの関係作りや、家庭で一緒に生活する準備を子どもと里親のペースに合わせて行うことができる。しかし、一時保護は、その日に子どもがやってくることも少なくない。ある程度の子

もに関する情報が得られるとは言え、いままでどんな食べ物を食べていて、何時に起きて、どんな生活を送っていたかの詳細がわからない状態で、子どもとの生活がスタートする。子どもの年齢も、乳児から18歳に近い年齢まで幅広い。保護となる事情も様々であるし、児童相談所が把握していなかったことが後からわかることもある。それにもかかわらず、一時保護委託を受ける里親家庭には、未委託家庭で今まで一度も養育経験の無い家庭も多い。急きよ始まる子どもとの生活に疲弊し、児童相談所との手続きややり取りに混乱も見られる。荷物がほとんどなく着の身着のままくる子どもも多い。そのため、一時保護委託中の相談先として、また、児童相談所や施設で有している服やベビーカーの貸し出し、書類手続きや関係機関とのやりとりの支援を行うこととなっている。

⑤各種書類作成補助

里親認定に関わる調査書、更新等に関わる調査書、自立支援計画の素案作成を担当している。これによって、インテークから支援機関事業職員が里親希望者と関わる事が可能となり、インテークから研修、登録後の未委託家庭支援、委託後支援からアフターケアまで切れ目なく里親家庭とつながり、支援を行うことができる。また、自立支援計画作成に関われることによって、一年の養育目標を里親子と共に考え、その振り返りを行いながら、次の課題や目標設定を丁寧に取り組むことができる。これによって、形骸化しやすい自立支援計画書作成について、里親の考えを盛り込み、子どもの養育を共に考えることが可能となっており、一方的な提案書とならない。施設では、保育士や看護師、心理や家庭支援専門相談員など様々な専門職の意見をそれぞれの視点から出し合い、集約したものが自立支援計画となって児童相談所へ提出される。しかし、里親家庭では、児童相談所の子どもの担当児童福祉司が中心となって、里親子の意見、児童心理司の所見などを踏まえて作成することとなる。しかし、時間的制約もある中、丁寧に時間をかけて里親子のニーズを聞き取って作成することが困難となり、完成した自立支援計画書が、里親の認識と大きく異なってしまうことも

■ 実践報告 ■

ある。そのためにも、丁寧に里親子のニーズに耳を傾ける職員が増え、里親子の課題の早期発見と早期対応が可能なる体制が求められており、その役割を担うことができる事業と言える。

⑥里親委託促進

里親家庭への委託促進の取り組みとして、里親委託等推進委員会の運営事務を担当している。年、2～3回実施される委員会では、広報啓発について議題に取り上げる地域も多い。二葉乳児院が担当している地域の推進委員会では、広報啓発だけでなく、乳児院や児童養護施設に入所している子どもの委託促進にも力を入れている。例えば、都内全ての乳児院より里親委託を進めていきたい入所児童について名簿提出を求めている。名簿に記載される児童の多くは、保護者の同意が様々な事情で得られていないもの、早期の家庭復帰が困難なもの、子ども自身の心身の疾病や発達の課題があるなど特別なニーズがある場合、外国籍や無国籍、無戸籍などの課題があるなど様々な課題を有している。しかし、乳児院には、「子どもにとって、いま、里親委託が適当ではないかと思う児童」について挙げてもらうよう依頼している。それをリスト化し、何故その子どもが里親委託候補児にならないのか、どういった整理や手続き、支援を組めば里親委託が可能となり得るのかなど、委員会の場で情報共有し、検討を行う。委員会には、里親、学識経験者、乳児院や児童養護施設職員、児童相談所里親担当職員、子どもの担当となる地域担当児童福祉司、児童心理司、都職員および管轄地域行政職員、里親支援機関事業担当職員などが委員となって参加している。これまでリストに登った8割を超える子どもがその後里親委託候補児となる成果につながっている。里親委託候補児とならない場合でも、家庭復帰や、措置変更後の家族交流支援など、子どものニーズを踏まえた上での方針決定につながっている。

⑦新規開拓・普及啓発

里親制度について、養育里親と養子縁組里親が混同してしまう人も多い。里親になる人を募集するためだけでなく、里親制度自身の普及啓発を行う必要がある。そのため、高校や大学、行政職員等に対し

での無料出前講座を実施している。その他宗教法人、地域のNPO法人等、希望される団体向けに行っている。講師は、里親委託等推進員が主に担当し、里親制度、子どもたちの現状、里親家庭が地域で生活する際の強みと課題など、依頼側の希望に寄せながらも、里親制度に触れて講義を組み立てている。今までで100回以上出前講座を行い、毎年、行う大学もある。出前講座だけでなく、クリアファイルや付箋、バンドエイドなど広報物を作成し、子育てメッセや区民祭りなどの機会に、ブースを置き、パネル展示や広報物の配布を行っている。また、PTA広報紙やタウン誌、フリーペーパーに記事掲載を行っている。例えば、不妊治療のクリニックや小児科、キッズカフェに設置されているフリーペーパーに里親家庭の記事掲載を依頼したり、里親制度の説明記事を載せるなどの取り組みを行っている。その他、公立の小中学校等の在籍児童全家庭へのチラシ配布を、行政の担当窓口の協力を得て行う機会も増えている。こういった活動をとおして、養子縁組里親や養育里親が地域で里親であることを隠すことなく、必要があれば地域の協力を得ながら子育てができる環境づくりを目標としている。

⑧研修

先にも述べたように、スキルアップ事業では、未委託家庭の里親さんを対象としたオーダーメイド型のパーソナルトレーニング実施している。認定前研修や更新研修など定められた研修ではなく、任意の研修となる。内容としては、実習や座学演習、集合型講義を組み合わせた、個々に合わせたプログラムである。1クール、大体2家庭から4家庭を担当し、2～3カ月程度の期間で修了できるプログラムを組んでいる。プログラムには、施設実習や乳児院等の職員による講義、家庭訪問をして夫婦を対象としたセッションもある。事故防止や地域の子育て支援マップづくりなど家庭で個別に行うことが適しているテーマも多く設定している。この研修を通して、それまで里親自身も気づいていなかった強みや課題も整理することが可能となっている。

また、平成30年4月より受託しているフォローアップ研修では、年間15コマ程度テーマを設定し、

個々のニーズに近い研修が選べるような研修プログラムを企画運営している。平成30年度は、真実告知やライフストーリーワーク、SNSやメディアの使い方、フォostリングチェンジプログラム、学童期や思春期の子どもの養育、自立、親子で参加可能なタッピングタッチなどを予定している。これは、更新時研修の読み替えが可能となり、里親が関心のある研修を選択することができる。

iii) 里親支援機関事業取り組みの課題

東京都の場合里親委託等推進員は、心理職としての役割を求められ、そのスタンスで家庭訪問を一人で継続的に行うことを大切にしてきた。しかし、里親支援機関事業の内容変更と変遷の中で、東京都でも、主な個別支援を里親支援専門相談員が担うこととなった。里親子に関わる職員の増加と、職務変更によって、里親家庭および子どもが混乱しないか、また、里親委託等推進員から里親支援専門相談員に訪問支援、個別援助が移ることによって、心理ベースのかかわりから変わることに対して、里親の受け止めや訪問時のニーズの変化がプラスの方向に働くことができるのかなど、担当者側として不安は多くあった。移行期間を経た今でも、里親だけでなく事業担当者さえもまだ、自身の立ち位置を確定することができずにいる。それは、決して、里親子支援にとっていい状況ではなく、継続して関係機関が定期的な情報共有および課題整理を行う必要が生じている。

5. 乳児院での新たな取り組み(新生児委託促進事業)

二葉乳児院は、新生児委託促進事業をモデル事業として平成29年より受託している。乳児院の新生児委託推進員と児童相談所の新生児委託担当福祉司が担当して、生後28日以内に委託になるような形のプログラムと支援を行っている。

出産前から特別養子縁組を希望している場合には、出生以前に里親の選定に入り、出産後、実親の意思が変わらない場合には、里親を決定し、乳児院入所後すぐに交流を開始する。数日間、乳児院にて交流し、養育に必要な方法(抱っこや授乳、おむつ

交換や沐浴など)を交流の際に助言指導する。その後、2泊3日程度、乳児院内で里父母と対象となる児童と共に宿泊体験を行う。その都度、担当する保育士や看護師が新生児のかかわり方を伝え、1週間程度で家庭へ外泊となる。おおよそ生後1か月ほどで里親委託となる。その間もしばらくは担当する職員が週に複数回訪問し、里親子の状況把握や、養育について指導を行うことになっている。平成29年度4名の子どもが候補となっている。(Figure 8)

8. 新生児委託促進事業について

- 平成29年4月よりモデル事業として実施
- 乳児院の新生児委託推進員と児童相談所の新生児委託担当福祉司(都内全域担当として1名配置)が担当。推進員が交流から委託までをサポート
- 通常の養子縁組里親登録家庭の中から、再度、条件提示(年齢45歳以下、新生児委託に理解等)し、新生児委託研修を受講された方が登録待機
- 新生児ベッド1ベッドを確保し、対応
- 入所すぐに交流開始し、1週間程度で家庭へおおよそ、生後1か月程度で里親委託へ

Figure 8 新生児委託促進事業について

6. 乳児院での子どもと里親支援

乳児院は、「入所中の子どもを次の生活の場と子どもにとって特別な人につないでいく」というだけでなく、「巣立っていったからの支援」も大切にしている。乳児院での子どもと里親支援という点で、二葉乳児院が取り組んでいるのは下図の通りである(Figure 9)。

9. 乳児院での子どもと里親支援

- 子どもと里親家庭・養親家庭をつなぐ
- 子どもがルーツを知ることの保障
記録と場所を求めて来院する子ども(大人)
- 養親サロン・勉強会
養親をつなぐ。
子どもたちをつなぐ。
里親さんのスキルを次の里親さんへ



Figure 9 乳児院での子どもと里親支援

一つは、子どもと里親家庭、養親家庭をつなぐということである。切れ目なく、子どものニーズに合ったタイミングで里親家庭へ移行できるように、子ど

■ 実践報告 ■

もの気持ちだけでなく、実親の想い、里親のタイミングも把握しアセスメントを経て委託に向けることが必要となる。また、子どもがルーツを知ることの保障として、記録と場所を求めて来院する子どもや大人の受け入れや対応を行っている。

そのほか、里親サロンや勉強会を通して養親同士をつなぎ、子どもたちをつなぐということを目指して企画を行っている。次の里親さんに対して、先輩となる養親家庭がサポートをしていくような流れができ、心強いパートナーとなっている。

時には、自分のルーツを知るために、乳児院を訪ねてくる大人や子どもがいる。中学校の職場体験や高校でのボランティア活動先として、出身施設である乳児院を希望する子どもも増えている。そういった際には、里親からも子どもの状況やニーズを伺ったうえで、入所中にかかわった職員や里親支援専門相談員を中心に受け入れを行っている。このようなニーズに丁寧に応えるためにも、少しでも記録が多く残るようにと、児童の記録で、特に養育里親や養子縁組里親家庭に巣立った子どもの記録は永年保管を行っている。また、子どもに渡すアルバムだけでなく、毎年、年度ごとのアルバムを作成して保存している。最近では、ライフストーリーワークや子どもの気持ちの整理のための面接を希望される養親家庭が増えている。

10. 乳児院に保管される児童の記録



Figure10 乳児院に保管される児童の記録

7. 里親家庭のこどもと家族のペース合わせ

子どもとの交流時期から委託後しばらくの間、里親さんと子どもとの関係性と子ども自身の変化はめまぐるしい。施設での交流中には見えてこなかった

ことも生じてくる。里親さんがその変化に心身共に疲弊し、精神的に参ってしまうことも少なくない。そういった負担を、定期的な訪問や出身施設によるアフターケアなどの支援によって支えていく必要がある。子どもも、実親への想いや、罪悪感、忠誠葛藤、見捨てられ不安を持つ場合がある (figure11)。

11. 里親家庭へ委託された子どもたち

- 子どもの適応過程
 - ・様子見の時期 (お互いに嫌われないようにしたい想い)
 - ・ペース合わせの時期 (どこまで受け止めてもらえるか。お互いのペース合わせ)
 - ・里親子関係の成立する時期
- 子どもの想い
 - 実親への想い、罪悪感
 - 見捨てられる不安
 - 違和感、孤独感など

Copyright ©2017 二葉・子どもと里親サポートセンター All Rights Reserved

Figure11 里親家庭へ委託された子どもたち

委託間もなくだけでなく、その後も、子どもの年齢に応じた課題があり、その都度対応が求められる (figure12)。その一つ一つに里親子が大きく揺れる

12. 里親家庭が直面する課題

- 新しく家族を迎えた生活への適応
 - 里親家族内の関係性・生活スタイルの変化 (夫婦、実親子、親族、ペットなど)
 - 子どもとの異なる文化、価値観等の衝突、調整
 - その年齢に応じた養育技術の習得
- 親族、地域社会の理解不足
- 子どもや子どもとの生活についての想像と現実のギャップへの戸惑い
- 血縁がないことへの不安、負い目
- 真実告知、子どもの名前と通称名、実親の存在
- 思春期、自立支援の諸課題 など

Copyright ©2017 二葉・子どもと里親サポートセンター All Rights Reserved

Figure12 里親家庭が直面する課題

ことなく受け止め、対応し解決していく流れを見守り、適宜必要なときに支援できるような体制を民間が取り組む里親支援機関事業や、出身施設および地域にある施設が担えるようになることが今後の課題であり、展望となると思われる。

8. 乳児院の強みを活かした里親支援を目指して

現在、国としても今後の里親支援機関として、乳児院の専門性や多機能性を活かした里親養育支援のあり方の検討を始めている。もともと乳児院は、入

13. 二葉乳児院、二葉・子どもと里親サポートステーション
が取り組みたいこと

- 乳児院から巣立った子どもと家族の記憶と記録の保管
- 地域の全ての里親家庭の子育て相談先として
- これから里親になろうとする家族へのリクルートからの切れ目のない支援
- 変化する里親役割と支援のあり方についてのノウハウの蓄積と発信
- 子どもと家族のニーズにあった支援の検討
- 里親子支援が、大きく地域子育て支援として取り組めるように(乳児院のノウハウを活用した地域支援)

Figure13 二葉乳児院・二葉子どもと里親サポートステーション

所児童の年齢上限があることから、子どもの養育を実親や里親家庭、児童養護施設などの施設や地域の子育て支援にどうつないでいくかを常に検討し取り

組んでいる。また、周辺地域の子育て家庭に対する育児相談やひろば事業など、地域の子育て支援についても取り組んできた流れがある。そういった積み重ねとスキルを活かして、今後も巣立った子どもと家族の記憶と記録の保管や、変化する里親役割と支援のあり方についての検討と提案を重ね、これからも時間をかけて子どもと里親家庭、行政、地域とも信頼関係を丁寧に築き、一つ一つの家庭に真摯に向き合っていけたらと考える。その関係性を強みにし、子どもと里親家庭への支援と共に、地域の里親養育支援に関するコンサルテーションも担当できるようスキルを積み重ねていくことが求められているのではないだろうか。

子どもと家庭の支援における地域の役割 ～豊橋市の取組みと市区町村の立場からの実践報告～

豊橋市こども若者総合相談支援センター 主査
北村 充

I. はじめに

1. 実践報告の概要

平成16年の児童福祉法改正により要保護児童対策地域協議会が法的に位置付けられ、市区町村が虐待通告の第一義的な通告窓口となってから、10年以上が経過しました。このときの児童福祉法改正は市区町村にとって子ども家庭相談業務の役割が増す大きな分岐点でした。そして、いま再び、市区町村にとってこれまで以上に子ども家庭相談業務の役割が質・量ともに変わる分岐点を迎えています。今回は、豊橋市における子どもと家庭への相談支援の取組みを紹介するとともに、いくつかの事例報告と相談支援の実践を通して考えた相談業務や市区町村の存在意義についての私見を報告したいと思います。

2. 報告者の紹介

市区町村において子ども家庭相談業務の現場で専門職が十分に配置されていない実情があると思いますので、蛇足ではありますが、私自身も例外ではないことを紹介しておきたいと思います。私は行政事務職で採用され、子育て支援課（当時）に異動したのは平成22年4月、入庁12年目でした。それまでは、公共工事の入札業務と職員の福利厚生・健保組合業務をしてきましたし、大学では（一応）経済を専門としていたので、児童福祉分野について何も知らずに相談業務を始めました。恥ずかしながら、児童相談所や虐待、発達障害などもこの仕事をしながら覚えていく、といった有様でした。

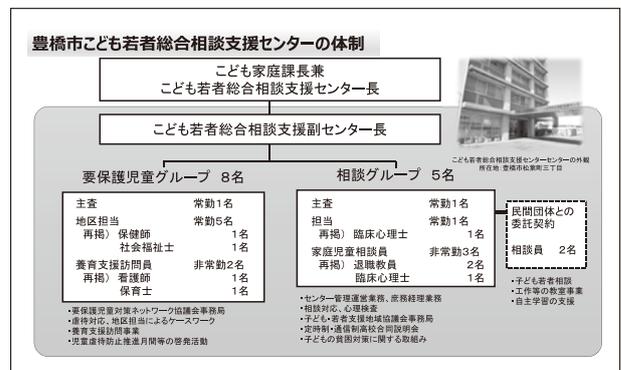
II. 豊橋市の紹介

1. 豊橋市の概要

豊橋市は、愛知県の東部、名古屋市とは反対側の静岡県に接したところに位置しています。人口は約37万人程度で、全国的な少子化と同様、近年は出生数が減少している傾向となっています。平成11年に中核市へ移行しており、今後は児童相談所の設置について検討していく必要があるところです。

2. 豊橋市の子ども家庭相談業務の概要

子ども家庭相談業務については、子ども家庭総合支援拠点でもある「こども若者総合相談支援センター」が担当しています。要保護児童グループと相談グループに分かれており、虐待通告や相談対応は要保護児童グループの地区担当5名が担当しています。職員の職種は、児童福祉司と同等資格を有する職員をはじめ保健師、臨床心理士、社会福祉士、元教員など多職種となっています。



児童相談件数については、年々増加しており、特に支援機関が心配して寄せられる親の経済困窮や精

神疾患等を含む養育環境に関する相談が増えています。子育て支援の環境が整い、支援機関が子どもや親に関わる機会が多くなるからこそ、こうした関わりの中から心配な子どもや親の相談が寄せられており、子どもや家庭の相談を集約する拠点の必要性もますます感じているところです。

平成29年度の虐待相談件数は207件で年々増加傾向にあり、豊橋市を管轄する東三河児童相談センター（児童相談所）が受けた虐待相談件数は339件で市を大きく上回っています。ここ数年、市から児童相談所への送致件数はなく、市で児童相談所との対応が必要と判断したケースについては、概ね児童相談所との協同した対応ができており、最近では児童相談所から市への事案送致について徐々に引き受け、その件数が伸びているところです。

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）は、代表者会議を年1回程度、実務者会議は市域を南北に分けて、それぞれ月1回ずつ開催しており、実務担当者同士のコミュニケーションは取りやすくなっています。

実務担当者会議では、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の3つに区分し、毎月250件程度のケースが計上され、主に情報共有と役割分担の確認が行われています。

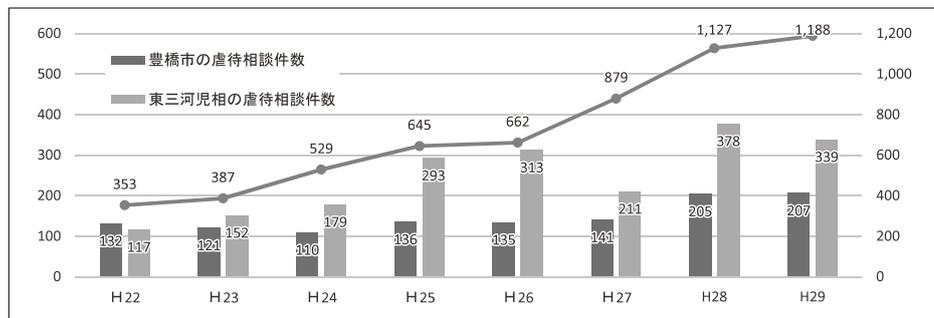
Ⅲ. 豊橋市の取組み

1. 死亡事例からの取組み

豊橋市では平成24年9月に4歳の女兒が所在不明のままネグレクトにより死亡するという事件が発生

経路	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			保健所及び医療機関		学校等		認定こども園								
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	警察等	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	
H27	879	201	0	105	170	28	26	5	0	37	1	18	1	107	12	0	0	16	87	43	1	21
H28	1,127	345	4	91	145	51	32	12	0	39	0	30	4	164	10	0	0	20	104	58	2	16
H29	1,188	371	6	106	165	25	58	2	0	22	0	35	5	180	7	4	0	12	109	52	5	24

種別	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談	育成相談				その他の相談	再掲：虐待相談の内訳					
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談		く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談		適性相談	育児・しつけ相談	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
H27	879	141	416	9	0	1	2	0	0	5	4	0	33	39	4	11	214	78	0	25	38
H28	1,127	205	482	5	0	0	2	0	1	8	8	1	40	26	4	10	335	106	1	43	55
H29	1,188	207	515	3	1	0	2	0	1	5	8	3	36	59	3	8	337	91	3	51	62



し、児童虐待対応への体制強化を行ってきました。この死亡事例による課題と対策の中から、主な取組みについて少しだけ詳しく紹介します。

1つには、所在不明児童への取組みです。この死亡事例においては、女兒の健診未受診やその兄の就学届未提出の状況がありながら、保健分野・教育分野の違和感が集約・共有されることなく、一方では児童手当について支給を続けていました。そこで、乳幼児健診や就学届など全数を対象とした子どもを把握する機会に所在不明となっている場合には、要対協事務局において福祉情報（児童手当、医療助成、生活保護受給、手帳取得、保育所利用など）を突合し、母子保健担当部署や教育委員会に情報提供して子どもの安全確認に努めてもらうようにしました。それでもなお安全確認できない場合は、要対協事務局に通告するよう取り決め、健診未受診や就学届未提出のままにならないようルール化をしました。

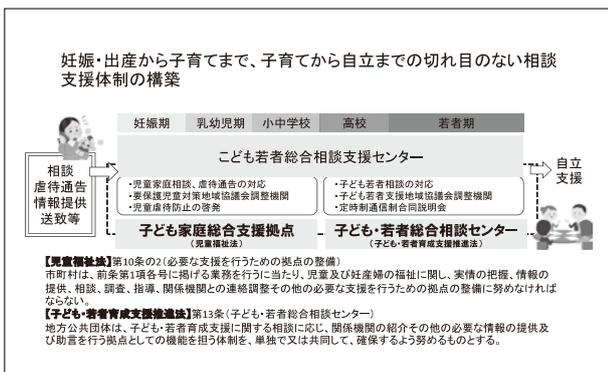
2つ目は、民生児童委員と主任児童委員による乳児家庭への訪問事業を開始したことです。孤立している子育て家庭を減らすために、赤ちゃんの生まれた家庭に、保健センターによる生後2か月の頃に行

■ 実践報告 ■

豊橋市死亡事例による課題と対応策のまとめ	
課題1 届出が遅い妊産婦・出生届への対応 対策1-1届出が遅い出生届の取扱い 対策1-2出生届明書の再発行 対策1-3妊産婦の取扱い	課題5 子育て支援課の対応 対策5-1児童手当状況届の改善 対策5-2所在不明児童の情報集約の仕組みづくり 対策5-3所在不明児童への対応 対策5-4職員体制の強化
課題2 子ども保健課の保健師の対応等 対策2-1乳幼児健診未受診者への対応の明確化 対策2-2訪問記録等の内容及び記載方法、保管方法の見直し 対策2-3家族のアセスメントの徹底 対策2-4引継ぎの徹底 対策2-5担当地区を持たない専任担当の配置	課題6 地域における民生委員、児童委員、主任児童委員の活用 対策6-1地域の要守り体制の強化 対策6-2乳児家庭全戸訪問等の充実
課題3 市民病院の対応 対策3-1産褥リスクへの組織としての対応	課題7 児童虐待に対する見付きの要請 対策7-1研修会等による関係職員のスキルアップ 対策7-2市職員を対象とした児童虐待に関する意識調査の実施
課題4 教育委員会の対応 対策4-1未就学児童等確認対応マニュアルの策定	

う乳児家庭全戸訪問事業のあと、さらに民生児童委員と主任児童委員による訪問を行うこととしました。このことにより、どちらかと言えば高齢者支援などを中心に行う民生委員にも児童委員としての関わりを期待するとともに、地域で乳児家庭を把握してもらい見守りの意識を高めてもらうことを目的としました。

事業開始前は、多忙な民生児童委員の負担が増すだけ、行政がしっかりと把握すればよいのではないかと、との意見があり難色を示す委員も多かったのですが、できるだけ事務的な負担を減らすように手引きなどを作成することで、平成25年度から開始することができました。開始当初はいろいろな課題や指摘を受けましたが、その都度協力していただき、民生児童委員や主任児童委員も少しずつ慣れてきました。「赤ちゃんを抱っこできてうれしい」「訪問先のお母さんが喜んでくれた」などの声を聞くようになり、前向きに取り組んでいただけるようになりました。訪問を受けた家庭からも「地域で子育てする実感が沸いた」「近くにいてくれるので心強い」などの感想を聞くことができるようになりました。



3つ目は、子ども家庭相談業務の体制強化です。

事件の発生を受けてから年々相談件数が増加してきました。当時は保健師1名と事務職の地区担当2名、非常勤の元教員である家庭児童相談員2名が相談対応をしていました。しかしながら、夜間の家庭訪問や実務者会議・個別ケース検討会議資料の作成、訪問記録など、日々の業務が追いつかない状況でした。相談への対応に関するアセスメントも十分にできないまま、担当者個人の考えや思いで切り回していました。

そこで、順次職員を増員するとともに専門職としての臨床心理士を配置しました。また、これまでは主査（係長級）までが実務を担当していましたが、組織判断を適切に行うため、相談対応の実務を専任する管理職（課長補佐級以上）を配置し、これまでに以上に担当が迅速に判断して動けるような体制としました。

その結果、平成29年度には、子ども家庭総合支援拠点として、これまでは課内の1グループであった業務を、1つの課相当で担う業務としました。また、担当する職員については事件発生当時に5名（うち2名が非常勤）だった体制が、今では12名（うち3名が非常勤）の体制となっています。

2. 若者支援までの体制づくり

平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年豊橋市では子ども・若者支援地域協議会（子若協）を教育委員会が設置しました。（内閣府のホームページによれば、平成30年4月現在までに116地域で子若協が設置されています。）翌年には「子ども・若者総合相談窓口」を設置し、子どもに関する相談窓口が増えることとなりました。子若協の支援対象は、ひきこもりや若年無業者、不登校など様々な困難を有する子ども・若者を幅広く含み、年齢としては30歳代までを想定しています。代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議など、要対協を模した体系にもなっています。そのため、この相談窓口の相談ケースと要対協で進行管理するケースが重複することもあり、支援機関にとっては要対協と子若協の支援対象の違いや集約機関が分かりにくいといった問題も起きていました。さらには、若

者と言っても自立に向けた支援が容易でないことや、10代後半の子どもたちに対する地域の社会資源が少ない実態も見えてくるようになり、社会的養護だけの問題ではないとの指摘そのものでもありました。(2017 高橋)

こうした中、平成27年度に豊橋市では機構改革によりこども未来部を新設しました。子ども・子育て支援法の施行に合わせ、利用しやすい行政サービスを目指し、子どもに関連する業務・情報・相談窓口の集約によるワンストップ対応や児童虐待の防止等を図るとともに、少子化対策の推進を図ることを目的に、「こども未来部」を新設したのです。

そして、従来まで教育委員会が所管していた子若協の事務局もこども未来部に移管しました。これにより、こども未来部では要対協事務局と子若協事務局を一体的に所管することで、途切れやすくなる10代後半の子どもたちに対する支援を、切れ目なく引き継いでいく体制となりました。また、支援機関からは支援対象の違いが分かりにくくなっていましたが、一つの部署が所管することにより、受け付けた相談を内部で調整して集約機関を分担することもできるようになりました。さらには、これまでは別々の場所にあった子ども家庭相談の窓口と30歳代までの若者相談の窓口を統合し、平成29年10月に「こども若者総合相談支援センター」として、わかりやすく、駅からも近い場所に開設し、平成30年度からは土日も開設して相談を受けています。

なお、若者相談の窓口は民間団体に相談受付から対応・支援までを委託しており、民間団体による柔軟で寄り添った支援を行っています。例えば、高校生の不登校支援や児童相談所からの施設退所後の支援、少年院出院後の支援など、行政だけでは手の届きにくい対応を穴埋めするように、連携するケースを増やしているところです。

IV. ケースワークを通じて

ケースワークも覚束ないままの私が市区町村の立場で出会った事例についてお伝えしようと思います。なお、事例については、倫理的配慮のため、本

質に関わらない範囲の改変を加えております。

1. 事例報告

(1) 子どもが一時保護となった親の支援を続けた事例

はじめは小学校からのA子に関する児童相談所への通告でした。生活保護を受けている父子家庭のA子は、その日の朝、不機嫌である父親から「帰ってくるな」と叱られてから登校していました。下校時間になり、いったんは自宅へ向かったのですが、父親のことが怖くなり学校へ引き返し、小学校からの通告へとつながりました。

児童相談所からの連絡を受けて学校へ同行し、A子と面談した結果一時保護となりました。そして、児童相談所職員とともに家庭訪問し、父親に一時保護を伝えたところ、父親は虐待行為を認めつつも猛反発でした。必死に説明する児童相談所職員と精一杯の思いを語る父親の横で、挨拶をただけの私はじっと聞いていることしかできませんでした。

それから数日後、父親から私に電話が入りました。一時保護をされたA子への思いから始まり、これまでの生活ぶり、がんの治療中であること、生い立ちなどを話してくれました。

児童相談所の方針としては、父親がA子を引き取ることはできないと判断され、A子は長期の施設入所となりました。その間も、父親からは病気への不安や離れている子どもを案じる電話が不定期にあり、時には家庭訪問をしたり、受診に同行したりするなどの関係が一時保護で出会ってから3年以上続きました。手元に子どものいない(戻ることのない)親に市の子ども家庭相談業務の担当者がどこまで関わり続けるのかを葛藤しつつ、父親とは何となく気心の知れたような間柄となっていました。知り合ってから4年目を迎える前に父親はがんで亡くなりました。亡くなる数日前に入院先の病室で父親に会った際、自宅にある忘れ物を取りに行ってくれたいと頼まれたことが最後の会話でした。

(2) 不登校支援から施設入所となった事例

小学校4年生のB男は母子家庭で登校渋りがありました。弟は保育園に通っていましたが、精神的に

■ 実践報告 ■

不安定な母親が送迎できないことを理由に保育園も休みがちになっていました。

小学校からの相談を受けて何度か母親と話をしていくうちに、小学校でB男とも面談するようになり、サッカーが好きなこと、母親が弟には優しいが自分には厳しいこと、学校に来て先生に迷惑をかけていると思っていることなどがわかりました。特にサッカーについてはクラブチームに入りたいけどお金がないから無理だと話していました。そこで、1度だけ小学校にお願いし、授業中にグラウンドの隅でB男とサッカーをさせてもらいました。茶目っ気のあるB男の笑顔はとても印象的でした。「また一緒にしよう」と約束を交わしましたが、約束を果たすことができないままになってしまいました。

半年を過ぎた頃、小学校からはB男について施設入所が望ましいのではないかとの意見が出始めました。母親も手当こそ受けてはいましたが就労状況は不透明で、経済的な困窮状態があることも徐々にはっきりとしてきました。さらに、この頃から母親とB男の喧嘩や、B男が夜遅い時間までゲームセンターに出入りするなどの不適切な行動も目立ち始めました。母親とは連絡が取れず、訪問しても会えないことが多くなり、B男も欠席してしまう日が続くようになりました。

そして、新年度を迎えようとする頃、遂に母親はB男だけ施設へ預けることを児童相談所に相談し、施設入所することとなりました。それから数か月後、母親は新しいパートナーと再婚、弟を連れて転居しました。

何年か経って、市役所で偶然母親に出会い、B男について話を聞くと、施設では頑張っている生活しており、中学校の部活ではサッカーに打ち込んでいと聞きました。さらにその後、母親からの手紙には、B男の高校進学を機に家庭引き取りとなったこと、高校でもサッカーを続けていることが書かれていました。環境に左右されず、好きなサッカーを続けていることを知り、果たせなかった約束の罪悪感が少し消えるような気持ちになりましたが、もっと何かできたのではないかとも思いました。

(3) 頼ることができない母親の事例

最初は子どもの怪我による保育園からの虐待通告でした。保育園としては、普段から威嚇的な態度をとる母親との関係性から虐待通告への戸惑いがありました。しかし、母親への注意喚起が必要であることを説明し、母親と面談できることとなりました。母親は「叩くことが虐待なのはわかるが、叩かないという約束はできない」と、正直な思いを語ってくれました。

この母親は、保育園の子ども3人と夫の5人家族で、平日はもちろん、土日仕事しながら一人で家計を支えていました。夫には精神疾患があり、そのため母親は、仕事・育児・家事をすべて自分一人で抱え込み、他人に頼ったり甘えたりすることなく日々の生活に奔走している状況でした。

保健師からは健診が未受診で家庭訪問しても会えないと聞き、保育担当課からは保育料の滞納が高額で法的な対応もあり得るとの情報もありました。園長からは、何度注意してもお迎えの時間が夜遅くなるので、これ以上担任の保育士に残業させる訳にはいかないと困り果てた様子でした。

あるとき、母親から電話があり、「もう限界、電気が止まる」と言って子どもを一時的に預かってほしいとの連絡が入りました。すかさず児童相談所へ連絡し、その日のうちに一時保護となり、これで少し状況が改善するまでは安心できるかな、と思った矢先、翌日には一時保護解除となったのです。児童相談所としては、養育困難な状況があっても一時保護をしたのですが、翌日には電気代の支払いがされ、父親が強く引き取りを希望したため、一時保護を解除したとの説明でした。保健師や保育園からは納得できないといった様子もありましたが、再び在宅で様々な課題を抱えながら子どもと家庭を支援していくこととなりました。困っているはずなのは母親でありながら、あまり改善が見られない状況が続き、支援者の方が困り果てていました。

こうした中、ショートステイやトワイライトステイなどの制度を利用しつつ、1年ほど経過していくうちに支援者の中からは「頑張っているお母さん」という声が異口同音に聞かれるようになりました。確かに子どもたちに対して「てめえ」「お前」など

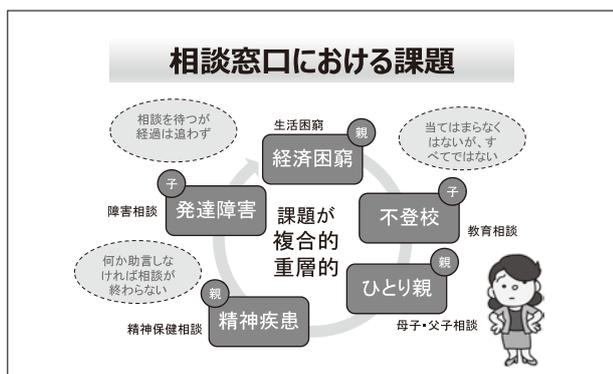
の言葉使いになることや、集金の支払いが遅れることも見られました。それでも、子どもたちへの愛情はあって、必死に仕事をしていて、話せばわかってくれる、など子どもへのリスクより母親を評価する情報が増えてきました。

市役所の廊下ですれ違うように会った母親に「あの頃は大変だったね」と声を掛けました。一時保護があったことを懐かしむように話していると、「今は大丈夫。そっちこそ疲れてるんじゃない、病気？」と冗談交じりに心配されてしまいました。母親は「これから滞納の相談に行ってくるわ」と明るく言い放ち、税務相談室に入っていました。同僚は私と母親の関係を「戦友のようですね」と例えてくれました。

2. 相談業務の難しさ

(1) 相談と連携

社会福祉の実践における援助者に生じる「ゆらぎ」という感情を尾崎ら（1999）が具体的に論じています。「ゆらぎ」とは、相談者・援助者・家族が経験する動揺や葛藤、わからなさ、不安全感などの総称をさし、「正しい答え」が存在しないからこそ巻き起こるものです。相談者が直面している悩みや不安・葛藤に対して、援助者としてどのように支援すればよいのか。長期化する在宅支援にも関わらず変化の見られない家庭に対して、家族はなぜ変わらないのか、援助者としてどのように介入していけばよいのか。市区町村の子ども家庭相談業務の現場でも、多くの担当者がこうした「ゆらぎ」の感情を抱えているのではないかと思います。



当初、私はゆらぐことができずに、「たらい回し」

といわれるような対応を無意識にしてしまうことがありました。「たらい回し」とは、相談者がいくつもの相談窓口を転々と順送りされるような状況をさしています。さらに厄介なことに、こうした対応でも連携していると勘違いしていました。（2016 本城ほか）子どもや家庭に対するいろいろな社会資源を把握するようになる一方、相談者に対して操作的に社会資源を紹介したり、支援機関に対応を依頼したりしていました。改めて考えると、「ゆらぎ」という感情に向かい合うことができず、回避するような行動をとっていたのだと思います。一人称で「自分ができること」を考えることができずに、二人称・三人称で「あなたができること」「他機関ができること」を助言し、自己満足な相談援助となっていました。今では、自戒を込めて、「一緒に考えていきましょう」という言葉で締めくくるように心がけています。

行政には、たくさんの相談窓口が用意されています。一見すると親切ではありますが、たくさんの相談窓口の中から、相談者である市民が最も適した相談窓口を見つけ出すことは容易ではありません。（2016 須藤ら）高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など様々な分野による包括的な相談支援体制の議論もありますが、基礎自治体が相談という業務を丁寧に取り組むことができなければ、どんな連携体制も実効性のあるものにはならないのではないかと懸念しています。

(2) 役割の二重性

いくつかの事例を紹介しましたが、相談者との関係性を重視するあまり、失敗することも少なくありませんでした。私が支援した事例でも、遠藤（2003）による指摘にもあるように、親と「ハネムーン」な関係となってしまうことがあり、そのため子どもへの視点を見失ってしまうこともありました。親とは良好な関係であったことに過信して、自分自身が良い支援者になっている、上手くケースワークできているという感覚を持ち、本来は取り上げるべき課題に気づかなくなっていました。こうしたとき、支援を中心とする市区町村であっても、相談業務に関するスーパーバイザーの必要性を感じます。多く

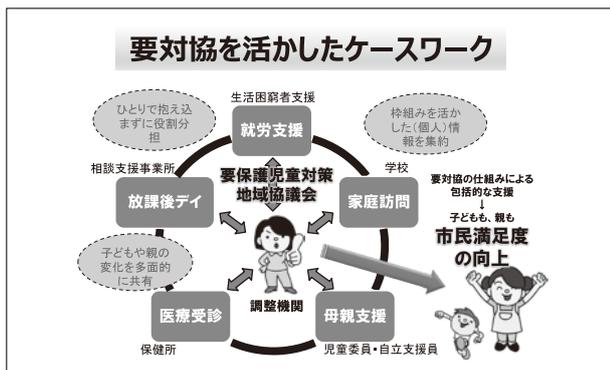
■ 実践報告 ■

の市区町村では、児童相談所のように常にスーパーバイザーを置くことは難しいと思いますが、相談業務を組織的な仕組みで対応するうえで、スーパーバイザーの存在は重要です。

虐待相談の9割は在宅支援であり、だからこそ身近な市区町村における支援が必要となっています。そして、このことは市区町村（子ども家庭相談担当）に二重の役割が課せられていることを意味していません。Trotter（2007）によれば「有能なワーカーは、社会統制と福祉的機能のバランスを上手く保つことができる」と報告しています。親との関係性ばかりに目を向けてしまうことには注意しなければいけません。市区町村と児童相談所における支援と介入の機能分担に関するあり方が検討されています。在宅支援の要となる市区町村が、親と対峙しなければならないときに子どもの視点に立った介入を含む支援を見失ってはいけません。すべての子どもの権利擁護のためには、市区町村にも社会統制と福祉的機能のバランスが求められています。

V. 市区町村の存在意義

平成28年の児童福祉法改正により、「子ども家庭総合支援拠点」の設置が市区町村の努力義務として法律上に明記されました。これは、子どもの最も身近な場所における支援の必要性と市区町村がソーシャルワーク業務を担うことが明確化されたものです。平成30年2月現在までに106自治体で設置されており、今後も設置する自治体が増えていくものと思われ、地域に応じた特色ある取り組みが展開されていくのではないかと期待されるようです。



子ども家庭相談業務の現場において市区町村の立場にいと、介入を伴う支援が必要な場合には「どうせ何もしてくれない」と、しばしば存在意義や役割を問われることがあります。しかし、権限のない市区町村であるとしても積極的に関与すべきだと思います。

なぜなら、児童相談所や生活保護制度には権限があり、学校や保育園などは子どもが所属します。保健センターでは健診という明確な接点がありますが、子ども家庭相談には、積極的な子どもと家庭との接点がありません。しかし、こうした権限や指導的ではない立場だからこそ、困難を抱える家庭にとっては敷居の低い関わりとして受け入れられることがあると思います。また、支援機関における方向性の違いに対しても、中庸な立場だからこそ支援機関相互にないもう一つの方向性を見出すことができるのではないかと考えています。

間に入るからこそ、児童相談所の意図を通訳して支援機関に伝えたり、支援機関の不安を受けて広く情報を集め一緒に考えたりすることができます。市区町村は、決して児童相談所の下請けではなく、市区町村だからこそできる支援を実践し（2012 斎藤）、児童相談所を社会資源として活用する意識を持つことが必要です。そして、普段から丁寧に支援機関との関わりを持ち、相談者に対しても丁寧に対応を心がけることができれば、市区町村の存在意義がなくなることはなく、むしろ求められるはずです。

各地で子どもの貧困対策も浸透しつつあります。虐待や貧困のようにタテに世代間でつながる連鎖もありますが、ボランティア活動や子ども食堂、タイガーマスク騒動などのようにヨコに広がる連鎖も地域にはあるはずです。お互いが一歩ずつでも踏み出すような、親切が連鎖するような連携を、子ども家庭相談業務を担う市区町村の立場から作っていく必要があります。専門性を強化することも必要ですが、市区町村の職員として素朴な親切さも忘れてはいけません。

VI. おわりに

市区町村の現場にある実践には、研修だけでは得ることのできないたくさんの気づきがあると思います。けれども、実践における気づきを職場で共有したり、同じ立場の支援者同士が語り合ったりする余裕が少なくなっています。こうした共有や語りの中から、新しい視点・新たな支援が見つかるとともに、何より支援者の心が軽くなり勇気づけられるものだと思います。

今後も、子どもと家庭の支援について様々な交流を通して考えていきたいと思っています。

【参考文献】

- Chris Trotter 清水隆則訳 (2007) 援助を求めないクライアントへの対応 明石書店
遠藤裕乃 (2003) ころんで学ぶ心理療法 日本評論社
本城秀次・野邑健二・岡田俊 (2016) 臨床児童青年精神医学ハンドブック 西村書店
尾崎新 (1999) 「ゆらぐ」ことのできる力 誠信書房
斉藤幸芳・藤井常文 (2012) 児童相談所はいま ミネルヴァ書房
須藤八千代・土井良多江子 (2016) 相談の力 明石書店
高橋亜美 (2017) 社会的養護のもとで巣立った子どもたちの自立と支援 子ども虐待とネグレクト Vol.19 No.3 P 329



平成30年3月に鳥取県を退職し、4月から一息つく間もなく米子市福祉保健部こども未来局で利用者支援員として老体に鞭を打ちながら走っています。

県に入庁してから退職するまで日々の業務は、とても濃いものでした。福祉分野を含め、全ての分野の業務は法律等を基に成立します。しかし、福祉の直接処遇現場等では時に枠を超えた関わりが必要になることがあり、枠を超えた関わりを持つことで効果的なことが多々あったと思います。このことは、爆風スランプのランナーの歌の一節にあるように、走り続けた自らの心の日記の一頁に、中国北魏の時代の龍門造像記のような鋭い入筆の文字で刻んであります。日記は薄い頁数ですが、その都度に鉄筆で刻んだことを記してみます。

【筆者の子ども福祉の原点 ①】 流汗悟道

感化院・教護院（現：児童自立支援施設）は子育て支援の原点です。

国の方針で児童養護施設等は小規模化に向け推進、強化され、また、里親の拡張と充実がなされている今日、教護院時代（児童自立支援施設）の夫婦小舎制は正に小規模で里親の条件を備えているものであると以前から思っていました。

当時は寮運営・対外的な事務・授業・環境整備・農作業・スポーツ等々、子ども寮と職員舎は扉一枚

の園内居住型で子どもたちと起居を共にし、素晴らしい自然環境の地で毎日楽しく過ごしたことを思い出します。

「先生、風呂焚きを手伝って・・・」

昭和57年に教護院喜多原学園の女子寮寮長に赴任した時のことを鮮明に覚えています。

子どもたちが最初にかけてくれた言葉が、風呂焚きに必要な薪作りでした。施設の最低基準で毎日、入浴ではない時代でした。しかし、同じ屋根の下に住んでいる職員家族は毎日、入浴ができるのに、何故、子どもたちは毎日の入浴はダメなのか疑問に思いました。数ヶ月後、毎日入浴できる環境になりましたが、入浴を毎日できるよう職員会で提案をしたものの、薪作りは男子寮と比較すると、女子寮は体力面では並大抵なものではありませんでした。また、他寮との平等性、それ以上に新米職員が先輩職員へ規則改正の意見を申すことの困難さがありました。しかし、毎日入浴できる子どもたちの笑顔と笑い声に苦労もぶっ飛び、助けられました。

当時の子どもたちはシンナー、不純異性交遊等を主に様々な課題を抱えていました。入所までの成育歴（生育歴）をみると背景に虐待と断言できるケースは多々あり、発達に問題を抱えたケースも当然ありました。

しかし、起居を共にし、自然（環境）に感化され、

子どもと職員が共に感化しあうことで、子どもたちの表情も和らぎ心身とも健康になっていくことが手に取るように観えました。また、大人不信に陥っている子どもが職員との距離を一步一步縮め、子どもらしい言動に回復して行きました。それは入所前の環境とは違い、施設には基本的な生活リズムのベースがあり、当たり前のことではありますが、三度の食事、おやつ、入浴等が保障されていることは大きな要因であったと信じています。

子どもたちは子ども集団の中で多くのことを経験し、多くのことを学び、良いことも悪いことも子どもたちは子ども集団で育っていました。

近年、児童福祉施設等において個別支援がクローズアップされています。個別支援は日々の積み重ね支援を優先して実施することであり、当然職員としては計画票を基に支援すべきことです。様々な取り組みがなされ工夫されている今日ですが、集団力を最優先導入している児童福祉施設があることを身近では聞かなくなりました。子ども集団が形成できなくなっているとも聞きますが、それは職員の経験不足・子どもを取り巻く関係機関、保護者との摩擦等で支援力を十分に発揮できていないのではと感じます。

子ども集団形成を最優先導入する時に気を付けていたことは、子どもの特性を掴み、学習・運動・掃除・作業等々、何気ない日常生活の役割を子どもたちに分かるよう細分化したものを説明していました。細分化した項目は子どもたちとの話し合いの上、見直しをすることは当然であり、個々の得意な分野を見極め、チーフ制を実施していました。チーフは職員と蜜に連携し職員補佐役で子ども集団を仕切る役でした。

必ず毎日の個別面接・日記を通じて、チーフとしての自覚・他の子どもたちとの関係性等、丁寧に時間をかけて話したことを思い出します。

子どもの特性を把握しチーフにする訳ですから、子どもたちは自己の得意な分野では活躍できることの安心感はあったようです。ただ、不得意な分野にも挑戦して自信をつけてもらいたいのは職員側の強い思いであり、不得意分野への変更・挑戦には時間

を要して取り組みました。

全て成功したのではないのですが、問題・課題が発生した都度に、子どもたちと話し合い、保護者にも理解をいただき解決していました。

常に自己理念としていたことは、子どもを好きになることでした。また、問題を持ち越さず、即決することに努めていたことを思い出します。

もう一つ努力したことは、地域の方々と子どもたちの交流に力を入れました。週に2～3日は地域の方々が施設に来園し、スポーツ交流・食事会をはじめ生活物資等の寄付がありました。限られた方々との交流のみの歴史に終止符をうち、閉鎖的な施設を開放的にし、地域力を糧にお節介な地域の方々に支えられ、就職までお世話いただく等、心の財産がいっぱいできました。

今後も地域のお節介な方々と協働し、児童福祉施設等を支援し、子どもたちの心の笑顔を大切にしたいものです。

深夜23時、児童相談所が緊急委託一時保護の高校生女子を寮舎に児童相談所が来寮しました。委託理由は不純異性交遊・家出・家庭不適応と女子の委託理由としては一般的でした。

児童相談所から引き受け、本人との面接時に本人のしぐさが気になりました。受講した研修会で覚せい剤依存症状のことを思い出しました。児童相談所の資料には記載してなかったことでしたが、本人にストレートに聞きました。本人は何故か急に表情が和らぎ、覚せい剤使用を認めました。

覚せい剤使用を知った児童福祉施設職員として報告義務があります。報告した機関等は読者の想像にお任せいたします。

【筆者の子ども福祉の原点 ②】 一路到白頭

鳥取県は児童自立支援施設の勤務体制を夫婦小舎制・施設内住み込み制から通勤交代制に移行することを平成7年に最終決定しました。子どものために最低限は施設内住み込み制を残すように内外に訴え戦ったのですが、願いは叶わず、平成9年から住み込み制から通勤交代制に体制が変わりました。筆者

■ エッセイ ■

の思いは、最低限住み込み制を継続したいと旗を振り続けていたのですが、労働組合からも本庁からも異端児扱いされ、結果、児童相談所異動となりました。(激怒)

筆者の精神に、最低限は子どもたちと起居をともし、少人数の大人の関わりが必要である、と持ち続けていたエネルギーが、自立援助ホームの立ち上げとなったのです。

平成14年に立ち上げ、翌年5月に特定非営利活動法人ピアホームの設立の運びとなりました。日々、ハプニングの連続ですが行政を始め、子どもたち、家族、関係機関、地域の方々に支えられ、歴史は浅いのですが地域福祉に更に貢献できればと思っています。

現在は4名の職員とピアホームを支える会の方々に支援をいただき、スタッフは子どもの権利擁護を重んじ精力的に取り組んでいます。

【筆者の子ども福祉への思い ①】 一休さん

平成9年4月から児童相談所での勤務が始まりました。先ず感じたことは「相談があるのなら来所して・・・」とお役所仕事の受け身な姿勢でした。(今は違いますが)当時の鳥取県の児童相談所では「子ども虐待」に意識が向き始めた初期であったと記憶にあります。

当時は非行児童対応を児童福祉司一人で行い、結果、児童自立支援施設入所措置をとれたら児童福祉司として一人前であると、諸先輩から言い伝えられた伝統的なものがありました。対教師暴力・道路交通違反・ガス吸引行為・学校間対立暴力・不良行為・不純異性交遊等々の行動化した子どもたち、保護者、関係機関と日夜問わず向き合いました。

この頃の児童福祉司の人数は少なく(筆者+2名女性)、一人で6中学校、12小学校を担当し、若かったこともあり、精力的に学校等の現場を巡回していました。しかし動けば動く程、ケースが倍増。児童相談所への相談であるはずが、学校の相談は筆者個人への期待に変わりつつあると感じた時期でした。

「これでは心身ダメになる・・・」

組織人として所内ではケースの情報共有し、担当としての方針を常に自己確認することに努め、それをもって学校等へ出向き、個々の方針確認・状況確認を二週間に一度、定期的に行いました。

担任、学年主任、生徒指導主事等、管理職との会議で努力したことは、学校で出来る指導の限界と児童相談所業務上、出来る限界を話し合い、方向性を出したことを覚えています。

学校からの相談は時系列的にまとまった記録がなく、メモを数枚持参され相談が始まる状況でした。児童相談所は学校から聴取した速記内容をケース記録用紙に転記する作業があることを某中学校の生徒指導主事に伝えました。それ以降、多忙な学校の生徒指導主事が時系列的にまとめたものを見童相談所への相談時には用意してくれるようになりました。全中学校に徹底するまでには2年程度を要しましたが・・・。(苦笑)

児童相談所が学校等に出向き、情報共有を定期的に行うようになり、双方の出来ること出来ないこと「限界説」を理解し合うようになり、また多機関の出来ること出来ないことを共有し始めたことが良好な機関連携が出来るようになった第一歩でした。(確信)

しかし、近年の出来事ですが、異動で学校長が替わり、情報共有や定例会をすること自体、無駄であると言われることがありました。筆者自身が児童相談所の管理職になってからのことですが、確かにその校長が言われた無駄な会議を検証すると、「学校は問題行動等の相談で緊急性が高いと思い相談しているのに何ら結論が出ず、見守りを学校に任す」と聞きました。筆者が校長の立場であれば同様の発言をしていたと思います。

学校のみならず、児童相談所を含め多機関でも同様なことが起きうると思います。組織のトップが変われば方針が変更になることはあると思います。しかし、子どもの処遇には組織同士、大人同士が子どもの権利を重々に理解し、子どもの幸せを念頭においた、建設的な意見交換が行われることが望ましいです。

筆者は所内で以下のことを伝えていました。

- ・ケース会議に出席する前に分かっている情報を上司に報告しSVを受け、会議では所としての発言、提案をすること
- ・会議において結論は先延べしない（所に持ち帰らない）（途中で上司に連絡をとりSV）
- ・次回の会議の日時決定
- ・次回の会議までの役割分担を各機関明確にしておく（見守りではなく、明確な役割分担）
- ・参加機関の出来ること出来ないことを知り、確認する（限界説）
- ・会議後、記録する前に上司には口頭報告する（報連相の徹底）
- ・愚痴を所内で言う、聞く（職員のメンタル面）

【筆者の子ども福祉への思い ②】

最近、学校・保育・認定こども園及び認定外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供についての通知を目にしました。多機関との情報共有・連携を強化、徹底するよう通知がありますが、このことも、如何に子どもに関わる組織人として意識するのか、また一機関として職員に通知内容を徹底するのか疑問です。

なぜ疑問視するのか、例えば、筆者の知っている限り、要保護児童対策地域協議会の存在すら構成機関・構成員に周知されていない事実があります。法改正の2004年から14年経過します。

現状は一部の機関、機関の一部の者は意識が高いのですが、認知は低いものがあります。市町村・児童相談所は機会がある度に要保護児童対策地域協議会の説明は行っているのですが現実には淋しいものがあります。

構成員まで周知する作戦を現職場で思案中ですが、周知を早急に実行したいです。

【筆者の子ども福祉改革】

児童相談所勤務で児童福祉司として駆け出した頃、某中学校の一部の子どもたちが校外で違反行為、法に触れる行為を繰り返す状況にありました。一部の子どもたちは集団化し、学校教諭は荒れた子

どもとたちと向かい合い話をするすら出来ない状況でした。また、保護者の協力が得ることの出来ない家庭も多々ありました。先生方は全てに余裕がなくなり、子どもたちの問題行動にしか目が向かない状況でした。

何故、子どもの荒れが発生するのか、何故、子どもたちの荒れが治まらないのか、必死で考え悩んでいました。学校から子どもや家族の情報はあるのですが、それ以上に問題行動の背景を深く調査すると、その某中学校の地域性、保護者、家族、本人、その他の問題が解決されず、理解されないまま放置され、子どもの問題行動に繋がっていることに到着しました。

子どもたちが荒れて教職員は疲弊し、学校（教育委員会）だけでは問題解決できず、毎日がドラマのような某中学校に直面しました。

「これではいかん」

おせっかいな筆者は地域住民の方々にも参加いただき、非行問題に係る機関連携と題したシンポジウムを非行問題に詳しい講師（弁護士・大学教授・福祉関係者）を集め、某中学校で開催しました。筆者はコーディネーターでしたが、各講師は福祉的な視点で話していたことが印象に残っています。

今だから言えることですが、当時の学校現場では福祉的な視点に関わりをもつ教職員は少なく、児童相談所との連携は良い関係ではない時代でした。

そのシンポジウム中に、筆者が以下に記していることを控え目に話したと思いますが、今でも学校職員間で筆者の名言として語られています。

「学校は児童相談所へ熱い球を直球で投げってくる。学校は熱く燃え上がって、誰も持てないような赤く燃え上がった鉄球を突然投げってくる。誰も受け止めることができない。手に取れるくらいの温度の時に持って（相談）きたら鉄球を冷やすことができる。」

某中学校校区では現在も保育・小学校・中学校の職員が集まり、地域の子どもたちに係る情報共有を実務者レベルで行っているモデル地区として過言でない活動を行っています。

同時期に子どもに関係する機関の方々に声を掛け、「子どものサポートシステムを支援する会」（筆者代表者）を発足しました。現在も子どもに関係する多職種の方々が定期的集まり、勉強会・講演会等を開催し、地域に根付いた活動を行っています。子どもたちの支援者にとって、様々な問題を多角的な視点を持ち、それぞれの問題解決の糸口の一助になっていると思います。

自主的な活動の顔の見える関係性は、ネットの一本の横糸に例えると、その一本の細い糸が太い横糸になり、太い横糸がネットを張り巡ります。縦糸はそれぞれの参加者の職業で縦糸も沢山あればネットは最強です。

蜘蛛は縦糸を張ってから横糸を張り巡らす習性があります。筆者の経験上、子どもに係るネットワークは太い縦糸を張るものが多いのですが、横糸は細く、中身は薄っぺらな形だけのもので、機能としては弱いネットワークが目立ちます。

子どもに関わる大人は、未来ある子どもたちを粘着力の強い縦横糸のネットワークの基、高いアンテナをもって子どもたちの権利を守りたいものです。

【筆者の子ども福祉への提案】

機関連携の困難さは児童福祉界のみならず、どの業界でも頭を抱える問題です。

子ども福祉で問題視されていることは機関同士の蜜なる連携が出来ていないことが昨今、指摘されています。

内閣府、文部科学省、厚生労働省から通知が出されていますが、子どもに係る機関はどこまで職員に周知し、実践しているのか知りたいところです。

経験上、身近な児童相談所同士の連携すらギクシャクしている現状があることを聞きます。ましてや他県、多機関との連携を事務的に終わるのではなく、緊急度を如何に伝え、受ける側が迅速な対応を組織（組織力）として如何に動くことが重要なポイントです。

コミュニケーションは受ける側が決定権を持っていると言われていて、アンテナの高い受け手であ

りたいものです。

ケース移管を受ける児童相談所・市区町村は一機関で対応するのではなく、要保護児童対策地域協議会の該当する構成機関が緊急対応できる体制作りを各自自治体で組織化することが急務と感じています。その緊急対応を地域で組織化されていることも聞きますが、構成機関として、出来ること出来ないこと（限界説）を子どもの最善の利益として如何に共有するのかコーディネーターの役は重大であります。

会議で自己職場の主張ばかりしていて結論がでない会議があると、よく耳にします。

子どもに係る全ての機関の出来ること出来ないことを認識している、スーパーコーディネーターが求められる今日です。

【筆者の児童福祉界での転機 ①】

関西の児童相談所所長が児童虐待ケースの責任をとり辞職されました。当時、米子児童相談所相談課の副主幹であった筆者にとっては衝撃的であり、憤りを感じました。当時は児童虐待ケースで死亡事例等が発生すると、児童相談所の所長がマスコミの前で謝罪している光景を目にすることがありました。

当然、児童相談所が主に関わっていれば、所属長として責任をとり謝罪、辞職は想定内のことではありますが、マスコミは専門機関である児童相談所の責任であるかのように報道しました。

知人であった所長の辞職がきっかけで人生観（仕事観）が変わったことは事実です。

筆者自身、児童相談所で児童福祉司4年、副主幹6年、相談課長4年、所長4年の未熟な経験ではありましたが、ミッションとしては「子ども虐待は絶対許さない」「機関連携を重んじ、機関連携が子ども家族を救う」でした。

昼夜、相談・通告対応で児童相談所のみならず、多機関の方々と協議を重ね話し合ったことを思い出します。

知人であった所長の辞職でギアチェンジ。

【筆者の児童福祉界での転機 ②】

深夜、保護者から家庭訪問依頼の入電があり、訪

問することにしたのですが、何故か嫌な胸騒ぎがし、管轄の警察署に援助依頼をし、担当の女性児童福祉司と訪問しました。

胸騒ぎは的中、玄関で待ち構えていた保護者に、いきなり鉄パイプで筆者は頭部を殴打され、後方支援の警察官に保護者は傷害事件で現行犯逮捕されました。(複雑心)

児童相談所の子ども・保護者対応には否(保護者も認めている)はなかったのですが、通告を含め、昼夜問わずの家庭訪問のあり方に筆者自身どう対応すれば良かったのか、良いのか悩みました。

その後、家庭訪問等の組織対応としては複数対応(男性職員は必ず入る)で行う再確認はされたのですが、目に見えるような大きな変化はありませんでした。(苦笑)

頭部流血事件でギアチェンジ。

【筆者の児童福祉界での転機 ③】

近年、児童相談所は医療機関から児童虐待の通告を受理することが多くなりました。

鳥取県西部地区には鳥取大学医学部附属病院があり、対象となる児童は増えていることは確実です。それは医療従事者として、子ども虐待を疑う意識が高まったことと、通告義務が定着してきたと感じます。また、鳥取大学医学部附属病院内に小児マルトリートメントチームが子ども虐待対応しており、メンバーのMSWが細やかで丁寧な調整とコーディネートを担当していることが関係機関との連携に一助していることは確かなことです。

乳幼児の虐待ケースには数多く係ることがあり、その都度のケース対応をしました。生死をさまようようなケースもありましたが、児童相談所の立ち位置として、ケースから保護者対応・機関連携のことを学ぶことが多かったと感じています。(感謝)

鳥取大学医学部附属病院と米子児童相談所との過去の関係を振り返ると、最悪なことがあったと聞いています。(伝説)米子児童相談所の対応の悪さに鳥取大学医学部附属病院側が週刊誌に投稿したことがありました。その件を調査したのですが、双方からの事実は確認できず封印されていました。

現在の関係は良好であるのですが、医療機関からの通告対応には、子ども虐待対応に特化して機関連携に精通したスーパーコーディネーターを担う人材が必要です。今後はスーパーコーディネーターの育成を行うことが地域内で大きな課題であると思っています。(苦笑)

医療機関との連携強化の定着でギアチェンジ。

「平成24年度研究報告書 児童虐待対応における児童福祉と医療機関との連携についての研修」子どもの虹情報研修センター 筆者が研究代表者で鳥取大学医学部附属病院の先生方、児童福祉施設の先生方と報告書を作成しました。更にギアチェンジ。

【筆者のミッション】

児童福祉施設関連の新しい社会的養育ビジョン、児童福祉法・虐待防止法の改正など児童福祉に従事している者は、さまざまな窮屈さ・困難さを感じつつ、多くの課題を抱えていることが現状であると思います。児童福祉施設では入所数、小規模化、処遇、施設内虐待、子ども間暴力、職員の確保など。児童相談所では良好な機関連携の維持、児童虐待対応、一時保護など、日々の課題と中長期的な課題が山積になっていると推測いたします。

まずは子どもの権利を第一に考慮しつつ、地域性を生かした取り組みを望みたいものです。

現在、米子市福祉保健部こども未来局こども相談課 教育委員会事務局 学校教育課で働く者として、米子市のこどもたちの明るい未来に繋がる施策を思案しているところです。数年前から考えていたことを記したいと思います。(スクラップ&ビルド)

【大目標】 地方から発信できることは何か

- 要保護児童対策地域協議会の分室化(3万人程度に設置)
- 民生委員、主任児童委員と行政との協働
- 公民館の有効活用(ミニコミュニティー)

【小中目標】 地方から発信できることは何か

- 関係者会議の重要性の意識化

■ エッセイ ■

- 関係機関の良好な関係の継続と維持
- 職場におけるスーパーバイズの充実
- 会議におけるコーディネーター役の充実
- 施設と市職員との関係性の整理
- 児童家庭支援センターと地域との関係整理
- 医療機関と関係機関との良好な関係維持
- 児童虐待防止推進月間オレンジリボンたすきり
レー啓発活動の実施継続と拡張
- お節介な地域住民の拡張、人材育成
- 学校、関係機関の定期的な情報交換の充実と
継続

上記に述べたことは数年前から思い、悩んでいたことでもあります。

筆者自身の体力は衰えつつあるものの、まだまだ気力と思考力は老いてないと確信しています。

将来、いかなる立場になっても、子どもたちを愛する地域における、お節介なおじさんであろうと思っています。

最後に小林登先生、小林美智子先生、川崎二三彦先生、子どもの虹情報研修センターのスタッフの皆様、子どもの虹情報研修センターからご紹介いただきました先生方には、鳥取県の児童福祉の活動にご理解をいただき沢山のご支援をいただきました。まだまだ発展途上であります。今後とも変わらぬご支援をお願いいたします。



児童福祉領域における人材育成 「～人を育てることの本質論について～」

社会福祉法人共生会伊豆長岡学園 施設長
橋川英和

1. はじめに

現在、社会的養護について、「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、今後の我が国の社会的養護についての方針が示されています。この機に、養育についての論議が活発に行なわれています。「養育について考える」「人を育てることについて考える」という土台をしっかりと考える必要にわれわれはせまられています。

児童福祉領域における人材育成を考える時、「そもそも人を育てるとは、どんな人にどのようにして育てるか」という最も根源的なことを考える必要があると考えています。

社会的養護について考えると、わたしは、里親か施設か、施設の形態や規模か、という問題は二の次であると考えています。そもそも家庭における養育機能が崩壊してきていること、換言すると世界の先進国を含め、自他を大切にすることができない人が増えていること、それは「家庭での養育が世界的に危機的状況に陥っている」ことが、関係していると思えてなりません。

巨視的な視点から「人を育てる」ことについてまず考え、その後に児童福祉領域における人材育成について考えてみたいと思います。

2. 養育について考えるようになった理由

わたしは児童養護施設伊豆長岡学園で大学卒業してから32年間、勤務し続けています。

その間に会った子どもたちの中には、とても厳しい境遇の子どもたちがいます。自暴自棄になって、命を落としてしまった卒園生、重い犯罪に手を染めてしまい刑務所に服役する卒園生もいます。そのような卒園生の保護者も、人との出会いに恵まれない生い立ちがあり、刑務所や精神科病院を出たり入ったりすることを繰り返してきた人もいます。その中でも厳しい生い立ちの保護者の中には、自分や他者の命をやりとりしてしまう人たちにも出会ってきました。

命のやりとりをしてしまうほど追いつめられた卒園生や保護者に出会うと、人生を左右しかねない重責が、わたしたち社会的養護に携わる者にはあると実感してきました。その重責で押しつぶされそうになったり、追いつめられるような想いをたくさんしてきました。支援内容が至らずに、苦慮した経験は数知れません。自らの力不足故に、会った子どもたちのその後の人生に明暗が分かれてしまう経験を未だにしています。

そのような重責を感じるたびに、「養育、人を育てるとはなんぞや」ということを考えざるを得なくなってきました。そのような観点から、「養育論」「人材育成」について考えていきたいと思います。

3. 対人援助職である児童福祉に携わる者としての落とし穴

対人援助職である以上、決定的な落とし穴があることを、長年感じてきました。福祉や医療、教育も

含め対人援助職は、「自己満足」という大きな落とし穴をいつも抱えています。そこに気がないと偽善や自己満足でしかないものに陥る怖さを抱えています。

また力が及ばない時は、自己欺瞞的（*心の奥底では良心によりうしろめたい気持ちがあるにもかかわらず、自分を騙し周りのせいにしてしまう傾向があること）に子どもの親のせいにしてたり、子ども自身のせいにしてたり、あるいは自分の組織や職場の人間やチームの問題にしてたり、関係機関の対応のせいにしてしまうこともよくあることです。

自分たちが良かれと思っていた支援が自己満足であることすらも気がつかない恐ろしさに、自戒の念を忘れずにいることが、簡単なことでないことも、よくわかっています。そのような落とし穴をしっかりと自覚しながら、今、支援をしている内容が、相手にとって適切なものかどうか、ということをおぼわぬでいることを保っていきたいと考えています。

4. 「今、ここにある問題」は、どこから来ているのかという視点

今、目の前にある問題は、果たしてどこから来ているのか、という問題に目を向ける必要があると考えています。「養育の危機的状況」や「人材育成の危機的状況」は、家庭や学校、企業や組織で、西洋の近代社会が生みだしてきた、合理主義、物質主義、科学主義、個人主義の風潮の中で、確認されているところでは、

そのことは我が国だけの問題ではなく、世界中の先進国で共通の問題であると考えています。知識や技術を習得することに偏重してきた明治維新以降の日本の問題は、様々な世界情勢の中で西欧列強諸国に侵略されないことを優先してきた中で、「人をどう育てるか」という大事なことを見失い、19世紀の西欧列強諸国と同じ間違いを繰り返してしまったと思います。数多くの書物から歴史や思想・哲学を含め学んできたことから、そう実感しています。

このような歴史的な背景があって、「どのような

人に育てるのか」という中で、特に徳育（倫理性や道徳性）が失われてきたように思えてなりません。徳育や倫理性、道徳性とは、「個人主義的に功利的に、自分さえよければ、」とか「ただ漠然と楽しく自己流に生きる」というようなものではなく、「人としてより善く生きる」ことを追究することです。徳育や倫理性や道徳性は、伝え方を間違えると、教条的な一方的に押しつけることによって、本来の意味が全く伝わらないものになってしまいます。その背景には、高慢で不遜で、自己満足や自己欺瞞を多く抱えていると、最も苦しんでいる人の「くるしみ」や「かなしみ」は気づかれることなく、踏みにじってしまうことすらもあると思います。

明治維新以前の日本には、家や寺子屋や藩校の中で、仏教や儒教や道教、武士道の教えの中に日本独自の徳育を自然と身につけるようなしくみがありました。1900年以降、東洋の古典的な徳育が含まれている上記のような宗教や思想哲学（ヴェーダ哲学の流れを組むものも含む）は、優れた思想家や哲学者（ニーチェら）や物理学者（相対性理論のアインシュタインや量子力学のニールス・ボーア）らによって東洋の叡智として高く評価されてきています。

「今、ここにある問題」は、急速に西洋化してゆく中で、「人を大切にするという育成」が風化してきて、手っ取り早く、拝金主義のような経済優先の社会になってきたことにより、人を育てることの本質論を見失ってきた問題であると思います。

5. 養育者との相互性のある乳幼児期の育ちの中の「体験」の重要性

聡明な人たちが言及してきたように、世界に対する基本的絶対的な信頼感の獲得、換言すれば「生まれてきてよかった」と無意識的に思えるような人たちとの出会いの経験を通し、人生や世界に対する意味を、その人なりに実感を持って無意識的に感じ取ることができるようになります。そのような乳幼児期を基盤とした「育ち」というまさしく「体験」が必要になってきます。このような乳幼児期の「体験」

が、やがて大人になって他者の痛みを我が事のように感じ、無私的な行為に自然と導かれていくように生きることにつながるのだと思います。

例えば血がつながっていなくとも、そのような感覚を感じさせてくれる人との出会いという体験によって獲得されるものです。そのような観点から養育や人材育成について考えてみたいと思います。

6. 徳育（倫理性・道徳性）を自然と育むような 養育や人材育成、職場風土の醸成の必要性

現代社会は、ともすると手っ取り早く便利で、早く結果が出るものが優遇され、手間暇がかかるものは敬遠される風潮があります。便利で手っ取り早く、利便性があり、使える人が優遇される場所があります。

人を育てることに關しても、そのような傾向があると感じています。子育て、学校教育、企業や組織における人材育成においても、面倒は避け簡単で手間暇がかからないものを良しとするような歪んだ風潮があるように感じています。

とりわけ児童福祉領域では、人との出会いや育ちに恵まれなかった子どもたちは、とても手がかかるとともに、かかわる側が相当に自分自身を磨き、高めておかないと太刀打ちできません。そもそも自分自身や他者を心底から信じ大切に思うことが到底できないような経験をもっている子どもたちに対して、われわれ自身が、よく学び、謙虚さと情熱を兼ね備え、日々精進していても、十分な支援ができないと思悩むことばかりです。

また組織における人材育成についても管理職が、子どもの支援をする大人に対しても「大切にされていると実感できる組織風土を醸成すること」は、組織としての志気を高めることにも繋がり、意欲的で健康な組織作りをすることになります。

この職場風土づくりについては、明治維新後の日本的な経営の礎を築くことになった、内村鑑三の『代表的日本人』という書物が大いに参考になると考えています。この書物は1908年、内村が世界に向けて

英文で書き出版したもので、世界的に注目された本です。日本の偉人たちの徳のある生き方は、現代の世界で見直されるべき、とても参考になる内容です。1961年1月20日、ジョン・F・ケネディ大統領が就任した日に、日本人の記者より「最も尊敬する日本人は？」という問いに対し、ケネディ大統領は、「ウエスギ・ヨウザンは最も尊敬している日本人です」と答えています。日本人にすらあまり知られていなかった上杉鷹山を知っていたのは、『代表的日本人』という書物をケネディ大統領が読んで影響を受けていたからです（このことを示す文章が2013年に発見されています）。

そのような書物を読むと、今のこの世に何が足りなくなっているのか、という気づきを持つことができます。そして、自分さえよければよいというような人、組織、藩、国家は廃れていき、反対に、徳のある人が率いる組織、藩、国家が繁栄するという法則は、歴史の上でも、また、実証的な企業経営の研究結果の上でも、見出すことができます。

現代の世界中の先進国では、自他（人や生き物や自然環境を含む）を大切にするという徳のある生き方が見失われており、「人をどのように育てるのか」という根本的の問題が見失われている状況であると感じています。

「自他を大切にするという徳のある生き方」とは、まずは周りの人のために、自分自身を磨き高め、より善く生きようとするということです。

弱い者が虐げられてきた「くるしみ」や「かなしみ」に満ちた人類の歴史を振り返ると、人を育てることの基本として、自他を大切にする徳のある生き方は、各人の価値観や考え方の多様性を認めつつも、外してはいけないことだと思います。

このことは100年～1000年を越える単位で生き遺ってきた書物から学びとることができます。人と人との関係で最も大切なことは、日常生活のありふれた人とのかわりの中にあります。そのような身近な日々の生活の中に、そして時には言いようもない「くるしみ」や「かなしみ」の中に、「かけがえない意味」を見出すことができる視座が存在する

ということを、時を越えて生き遺る書物から気づかされます。

7. 支援を絶えず検証する姿勢と、子どもの「くるしみ」や「かなしみ」に寄り添うこと

社会的養護を受ける側にある子どもたちが、一方的に押しつけられ、その方針がいつ正しいと検証されるかもわからない不安定なところにあってはなりません。これについては、施設であっても里親であっても、自分自身の支援内容をしっかりと謙虚に省みる姿勢がなければ、子どもたちは、それこそよかれと思って行った支援や施策に翻弄される人生を生きなければなりません。

わたしは極刑を受ける人の『処刑前夜』（北山河、北さより、編）という書物を最近読みました。極刑を受けるぐらいですから、極悪な犯罪に手を染めてしまった人たちです。しかしその多くの極刑囚は、人生の最も初期に、居場所が定まらず、たらい回しにされたり、人との出会いに恵まれなかった生い立ちを抱えている人たちでした。

自暴自棄になり落ちるところまで落ちるような転落の人生を歩み、極刑を受け死んでいった人たちから、「出会えてよかったと思える人との出会いによって救われる体験」がいかに人間にとって大切なことか、ということをおの本から学びとることができます。

いいようもない苦しみ、かなしみ（「^{かな}悲しみ」^{かな}「哀しみ」^{かな}「愛しみ」^{かな}「美しみ」^{かな}「愁しみ」）の中にある人々を救うような支援は、なかなか手の届かないところにあります。

子どもの理解においては、近年、「〇〇障がい」ではないか、というように分類や仕分けするような紋切り型の手っ取り早い理解が多くなっているような印象を受けています。人を大切にするための理解とは、一人ひとりの育ちの問題をより丁寧に細やかに理解することが必要です。まるで優れた詩や映画を味わうように、子どもたちの生い立ちの中の様々な体験を子どもたちはどのように解釈しているのか

ということについて、情景を思い浮かべようように実感を持って理解することが何よりも大切なことだと感じています。このことは人材育成の面では、職員に対しても一人ひとりの育成においても同様なことが言えると感じています。

学んでも、学んでも、尽くしても、尽くしても、手の届かないところにいるかも知れない人たちに出会うと、ただただ謙虚になって、そのような人々を救われたと思えるような、健康で良好で支え合い、高め合うチームづくりをするしかありません。それは里親であっても施設であっても、「つながりあえる」大人集団づくりが必須となってきます。それでも手の届かない悔しい想いをすることもあると感じています。

「言葉」の限界を感じ、ただ寄り添うだけの行為だけで言葉にならない「コトバ」の力が必要だと思うことも、幾度もありました。

本当の意味で自らの支援を検証するには、対人援助職についている者は、常に謙虚に学び続けることが必要不可欠です。学び続けることによって、自分自身の無知を知り、限界を知り、学べば学ぶほど謙虚さを身につけていくことは、どの領域においても昔から言われ続けていることです。

8. 育てることの本質論には必ず「憧れ」が存在するということ

養育論は、言葉で語るだけでは意味がありません。いくら美辞麗句を並べ立てても、行動が伴なければ子どもにも若い人たちにも必ず見抜かれてしまいます。支援にあたる大人側が、知識や技術偏重に陥らない支援、人格を磨いた徳のある生き方を、身を持って率先垂範しながら言葉でなく「行動によって示す」ことによって、子どもたちや次世代を担う人たちに伝えていくことが大事なことだと思います。

もし、このようなことが少しでもできつつあるのなら、子どもはそのような大人に「憧れ」を持ち、次世代を担う若い職員は管理職に対して「憧れ」を持つことができる筈です。わたしが今、ここ（伊豆

長岡学園) にいるのも、入社して4年目に、そのような「憧れ」を持つことができた上司と出会いに恵まれたからだと未だに感謝しています。そのような上司に出会えたお陰で、その後も恩師と思える人たちとの出会いに恵まれてきました。

そのような「憧れ」を持つことができるような人間関係を体験することこそが「人を育てること」の本質であり、人材育成、定着、確保の要となると考えています。

9. 徳のある生き方とはどんな人か

『代表的日本人』という書物から組織作りを参考としていた松下幸之助が、「徳のある生き方」について、下記のようにわかりやすく述べているので紹介します。

「実力のある、徳をそなえた人に対しては、何か困ったことがあれば、一つあの人の意見をきいてみようということ、相談にくる人も少なくないと思います。これはつまり、困ったときに自然と相談にいきたくなる人が徳のある人である、ということでしょう。直観的かつ体験的に頷ける指摘ではないでしょうか。そしてそのように具体的に考えてみると、さまざまな答えがでてきそうです。どの人にも真摯に向き合う人、信頼されその信頼に応える力のある人、他人に誠をつくす人間力を備えている人……。」(『若さに贈る』松下幸之助)

この徳をそなえた人についての松下幸之助の言葉は、いろいろな分野で人を育てる領域で広く適用で

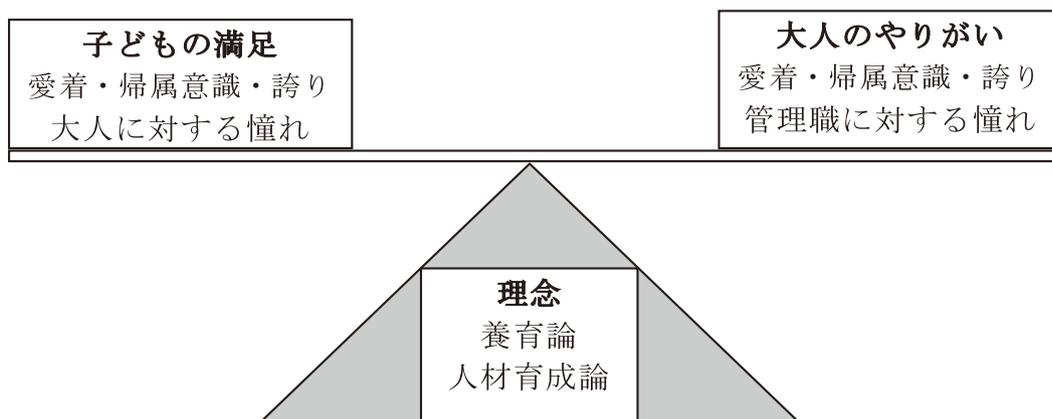
きると思います。いわば「人を育てることの本質論」です。「くるしみ」や「かなしみ」の中にいる子どもたちや、入社して間もない若い職員から、自然と相談される人を目指すことが「人を育てることの本質論」であると思います。

『代表的日本人』の中で紹介されている二宮尊徳は、逆に徳のない人を見ぬく鋭い眼力を持っていました。さも我こそは仕事をたくさんやっていると見せかけだけの人を相手にせず、人が見ていなくとも愚直なまでも人が嫌がる仕事を黙々と取り組む人を「徳のある人」として見過ごしませんでした。世渡り上手な小手先の人ではなく、徳のある背骨がしっかりと貫かれた人を見ぬく眼力を持っていたのです。

「人を育てること」の本質は、育てる側の器や人格、にあると思います。それは人種や国境を越えたものであると思います。人類の歴史が、出自や身分や人種や女性や子ども、障がいを抱えている人、など、もっとも弱く虐げられた人々に対して「大切にする」という人権擁護の方向に向かっていることを思うと、頷けることだと感じています。

10. 本物の養育を土台にした職場風土づくり

わたしは、施設長として、本物の養育論や人材育成論、理念が土台にある職場風土づくりを形成するには、下記の図のように「子どもの満足」と「大人のやりがい」というシーソーのバランスが取れることが大事であると考えています。



■ エッセイ ■

そして、上記のように、しっかりとした理念・養育論・人材育成論の上に、子どもの満足度と大人の満足度（やりがい）が両立するような組織運営が大事であると考えています。第三者評価の子どもの利用者調査結果「子どもの満足」と、職員アンケート結果「職員のやりがいや満足」を真摯に受け止め、子どもも大人も施設やホーム（養育家庭）に愛着や帰属意識や誇り、大人（管理職）に対する憧れが自然と滲みとれるような、「本物の養育論・人材育成論」を真摯に培う必要があると思います。

11. おわりに

歴史を振り返ると、もっとも苦しんでいる人、悲しんでいる人たちを大切にすることを教えるものが存在しています。『代表的日本人』で取り上げられている人たち（西郷隆盛や二宮尊徳）や吉田松陰は、上杉鷹山の師として知られている細井平洲という人から強い影響を受けています。彼の学問は、学問のための学問ではなく、もっとも苦しんでいる人や悲しんでいる人たち（貧しき庶民、高齢者や病人、障がいを抱えた人、弱い立場の女性や子ども）を、大切にするという福祉の心を持っている「生きた実学」です。

その流れを大事にしている経営者（豊田佐吉、他）の企業は世界的に繁栄しています。徳（道徳）と経済を両立した経営です。

児童福祉領域では、目立った結果は見えにくいですが、歴史の中の先達が書物の中で伝えてくれる貴重な教え、特に世界が失いかけている徳育を改めて学び直すことにより、巨視的な視点から養育論や人材育成論を考えていくことが、わたしは大事だと考えています。

「人を育てることの本質論」についてわたしの考えを述べさせていただきました。児童福祉領域における養育や人材育成の問題は、大げさに聞こえるかも知れませんが世界が直面している人を育てる問題であると思えてなりません。社会的養護に携わる者として、「人を大切にする徳育」を基にした養育論・人材育成論について、追究していきたいと思います。



ブカレスト・ベルリン街歩き

子どもの虹情報研修センター
川松 亮

1. 第43回資生堂児童福祉海外研修

2017年9月19日、17名（添乗員1名含む）のメンバーを乗せたルフトハンザ航空機が羽田空港を飛び立った。43回目を迎えた資生堂の児童福祉海外派遣研修団の旅立ちである。私は特別講師と言う待遇でその一員として加わる光栄を得た。事前研修を含め、国内で収集可能な資料による準備をして、期待に満ちた顔で座っているメンバーたちが、座席のそこここにあった。実に刺激に満ちた13日間の始まりであった。

視察の詳細な報告は、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団から出された「2017年度第43回資生堂児童福祉海外研修報告書～ルーマニア・ドイツ児童福祉レポート」と子どもの虹情報研修センターとしてまとめた視察報告書に譲ることとして、ここでは視察の旅を通して感じた二か国の印象について記してみたい。

2. ブカレストの印象

ルーマニアを旅することなど、このような機会がない限りまずなかつただろう。東欧の国の一つで、かつてチャウセスク政権が崩壊したことで世界史の重要な1ページとなったことくらいしか知識を持ち合わせてはいなかった。チャウセスクベビー（ルーマニアではそのような呼び方はなく、デクレツェイ（中絶禁止令後に生まれた子ども）と言うそうであり、その一部が「捨て子」となった）の子後調査やジーナ博士らのブカレスト早期介入プログラムに

よって、児童福祉にとっては重要な情報を提供している国であることも知ってはいたが、今回あらためてその内容を勉強しての旅立ちとなった。日本からはフランクフルトでの乗り継ぎを経て、実に17時間かかってたどりついた。

ホテルはチャウセスク大統領が贅を尽くして建築した「国民の館」という建物（現在は国会議事堂として使われている）のそばで、政府系の大きな建物が目に入った。「国民の館」の前方から続くメインストリートは整備され、第2次大戦前に「東欧のパリ」と言われた面影を彷彿とさせた。一方で、視察で回った市内の各地域は、どこも古い高層住宅が並び、くすんだ色合いの印象であった。後で調べると、これらの高層住宅はチャウセスク時代に以前の建築物を壊して建てられたものらしい。現在も多くの方が暮らす場となっている。独特な風貌の高層建築だった。

目抜き通りは車で埋め尽くされ、両側に隙間なく車が止められている。裏通りはそれこそ駐車車両で埋め尽くされている。その間を野犬が歩く姿を何度も見かけた。ブカレストの野犬の多さは有名らしい。通行人の服装は庶民的で、朝の路面電車には溢れるほどの人が群がるように乗っていた。ヨーロッパの中では貧困国に位置づけられることがうなづかれる光景であった。ロマ人と思われる女性が、駐車場所を案内して金銭を得ている様子を垣間見て、ロマ人の置かれている立場にも思いをはせた。

一方で、食事のために立ち寄ったショッピングモールは実に巨大できらびやかで、歩いている人々の服装も派手だった。高級住宅街の近くにあったら

しい。貧富の差が大きいことを想像させられた。

市内観光の日に訪れた旧市街の建築物群は、伝統的なヨーロッパの雰囲気を感じさせる趣のある地区だった。ギリシャや中国の観光団も訪れていた。オープン式のカフェで気持ちの良い昼食を取り、ドラキュラのモデルとなったツェペシュ王の胸像を眺めたりして過ごした時間が心に残っている。

3. 誠実な通訳者

ルーマニア視察で忘れられないのが、通訳のフロリンさんとの出会いである。私たちの滞在期間中、ずっと寄り添って細かい気遣いで助けてくれた。日本語の語彙の豊富さには舌を巻き、私たちの方が教えられたくらいであった。合間にお聞きしたところでは、京都大学で日本史の博士号をとっておられ、12年間日本で暮らされということだった。日本語に詳しいわけである。通訳ぶりは実に誠実で信頼が置けた。視察団員一同、彼の人格に惹きつけられ、ルーマニアを離れた後はフロリンロスという言葉がはやった位であった。

フロリンさんからは、視察場面以外でも、ルーマニアについて様々なお話を伺えた。彼の話からは、汚職が横行する政府やルーマニアの古い体質への失望と、自由を求めて活動する意欲とが感じられた。彼だけではなく、視察先でお会いした政府の方にも民間団体の方にも共通して、穏やかな真面目さ、誠実さが感じ取られた。きっとルーマニア人の気質でもあるのだろう。

とりわけ民間団体の方たちからは、「情熱」を感じ取ることができた。それもオーバーなアクションを伴う激しい情熱ではなく、穏やかな中に秘めたような情熱が感じられた。まだまだ不十分な社会資源の中で、ルーマニアの子どもの福祉をすすめるようとする方たちの誠実な取り組みに敬意を覚える視察であった。

4. 世界中の人がいる街ベルリン

ブカレストを後にした私たちは、二つ目の訪問先

であるベルリンに降り立った。ベルリンの9月は、コートが手放せないような気候であった。ベルリン中央駅の目の前のホテルを拠点に、バス、路面電車、高架鉄道、地下鉄を駆使した視察訪問が続いた。公共交通機関を使っただけの訪問は、市民の空気を肌で感じることができる機会となった。

ベルリンに入った日は、ドイツの総選挙が行われた当日だった。町にはポスターがあふれ、テレビでは政治家の討論が熱く繰り広げられていた。その最大の争点は難民受け入れ問題であった。

ベルリンを歩いた第一印象は、あらゆる人種・民族が暮らしているということだ。肌の色、顔の特徴、服装の違いは様々で、まさに民族のつぼと言ってよいのではないかと感じた。視察先ではどこでも、それぞれの民族の文化を尊重しながらも、ドイツ社会に統合していこうとする努力が語られ、実際にも取り組まれていた。その地道な熱意には敬意を抱いた。

とりわけ政府の担当者へのインタビューが心に残っている。児童福祉を担当するドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省子ども・若者局の担当官は、難民が人間的に開花できる条件を整備しようとしていることを語られるとともに、民主主義の発展に反する右翼的な動きを防止しなければならないことを熱く込めて語られた。とつとつとした語り口の中に込められた熱情を感じ、強い感銘を受けたインタビューとなった。

公園や駅では物乞いをする老若男女の人をたびたび見かけた。紙コップを持ってホーム上の人の前を歩き回る若者や、地下鉄の車内でバイオリンを演奏し始める若い女性があり、何とかお金を得ようとしていた。EUで独り勝ちと言われる好調な経済を維持しているドイツだが、貧困の問題も見過ごすことはできなかった。

13か国の子どもが在園していると話されていた保育園、40か国の言語で対応していると述べておられた民間機関、難題を抱えながらも社会全体で解決の道を探ろうとしているドイツの取り組みに今後も注目していきたい。

5. 歴史の振り返り

訪問先の随所で感じ取られたのが、ナチスの支配を許したことへの反省と、全体主義を防止するための取り組みが根付いていることだった。そのためには子ども一人一人が自分の考えを持つことが大切にされていると感じた。学校のクラスは少人数で運営されており、訪問した保育園では活動内容を子どもが自由に選択していた。食事も個々の子どもに応じて好きな時にとれるようになっていた。子どもが自ら選ぶことを大切にしていることが感じ取れた。

社会に合わせるのではなく、自分で考え、自分の意思を持つことを重要視する思想が、ドイツ社会のすみずみにまで徹底しているのではないだろうか。これは社会の仕組みにもおよび、民間団体と行政、国と自治体の関係においても、より小さい単位の意向を重視する「補完性の原理」がとられていた。

翻って日本社会を考えると、戦前社会の反省がなされずその桎梏をいまだに克服できないまま、伝統的価値観が個人を束縛することの多い現実に、日本の後進性をあらためて感じさせられた旅であった。もちろんドイツにも伝統的な価値観が残存しており、それとの戦いが継続しているだろう。ドイツでの個人を尊重する取り組みの在り様に学ぶべき点はあまりに多いと思う。

6. 「ボーダーを越えていけ」

今回の訪問国であるルーマニアとドイツは、いずれも1989年という年に縁が深い国である。東欧革命、ベルリンの壁の崩壊があったその年から数えて30年が経とうとしている。とりわけベルリンは、東西社会が同じ自治体の中で統合された都市である。この間の苦労や軋轢は想像が及ばないほど大きなものであったろう。

両国ともにその苦難を乗り越えて現在に至っている。そしてドイツでみたように、今また難民という新たな課題を抱えている。様々な人々が同じ場で融合し合いながら暮らす多文化社会を構築しようと努力が続けられている。

今回の視察団の団長であった久保田まり先生は、帰国後の感想の中で「あらゆるボーダーを越えていく」ことの大切さを感じたと述べられた。毎年の視察団はその期のニックネームをつけているのだが、今回の第43期視察団の愛称は、久保田先生の発言をもとに「ボーダーを越えていけ」とすることを全員一致で決めた。

ボーダー（かべ）は社会のいたるところに存在している。私たちの心の中にも存在している。そうした壁を自ら乗り越える意識を絶えず持ち続けて、これからの仕事や取り組みに活かしてゆきたいと強く思う旅の終わりであった。

平成29年度専門研修の実績と評価

1 平成29年度虐待対応研修における取り組みの概要

子どもの虹情報研修センター（以下「センター」という）は、平成14年度より児童虐待対応等に関わる支援者の専門研修事業を行っています。平成29年度は、計21本の研修を実施しました。平成29年度の専門研修の特徴は以下のとおりです。

（1）平成28年度児童福祉法等の改正に伴う研修の見直し

平成28年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」で、要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修、児童相談所児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、および児童福祉司スーパーバイザー研修が義務化されました。これらの研修の実施主体は都道府県で、児童福祉司スーパーバイザー研修については都道府県等の委託を受けてセンターが行うことになりました。これを受け、センターで行ってきたこれまでの研修（「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」「児童相談所児童福祉司指導者基礎研修」「地域虐待対応研修企画者養成研修」「地域虐待対応合同研修」等）の抜本的な見直しを行いました。「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」「児童相談所児童福祉司指導者基礎研修」は「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修」として前期と後期に分けて行い、「地域虐待対応研修企画者養成研修」は、調整機関担当者研修を中心に、児童福祉司任用前講習会、任用後研修の講師及び企画者を養成する「義務研修講師等養成研修」として再編しました。市区町村職員を対象とした「地域虐待対応合同研修」は、要保護児童対策調整機関担当者の研修を都道府県が行うことになったため、休止することとしました。また、「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修」の新規実施に伴い、評価ツールの開発や分析等、関連する業務負担が大きいことから、「児童相談所・児童福祉施設職員合同研修」および「児童相談所職員合同研修」を休止し、「テーマ別研修」を2回から1回としました。

（2）児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修

法定カリキュラムに基づいてプログラムを企画し、平成29年度は試行という位置づけのため、都道府県との委託契約は結ばずに実施しました。児童福祉司スーパーバイザー（福祉司SV）が全国で500名以上いることが推定されており、数年間ですべての福祉司SVの受講を実現するために、定員80名の研修を2グループで開催しました。定員を大幅に上回る申込があったため、多くの都道府県等と人数調整を行い、全175名（うち2名が前期のみ）の参加となりました（他にSBI子ども希望財団が1グループ80名定員で西日本において実施）。研修は前期（3日間）と後期（3日間）に分けて実施し、前後期の間には事例のまとめ等の事前課題への取り組みを求めました。前期は福祉司SVとして必要な知見の習得や技術の獲得を目的とし、後期は福祉司SVとしてさらに知見を深め、技術の向上をねらった内容としました。プログラムのほとんどは演習となっており、模擬事例をもとにしたグループ討議、事前課題として参加者が取り組み提出された事例の検討等を行いました。各自治体が修了証を交付するにあたって、センターからは各期の研修の終了時に受講証明を発行しました。

福祉司SVに対して、国から到達目標が示されているため、それらを5段階での自己評価項目として自己評価シートを作成しました。研修の前後で評定をしてもらい、研修後は各自に結果をフィードバックしました。また、毎日の最後に振り返りの時間を設け、各カリキュラムで何を学んだか、気付いたこと等の自由記述を求

め、学びや気づきの定着を促しました。

センターでは、自己評価シート等の回答を用いて、研修の評価を行いました。これについては、研究事業に位置づけ（「児童相談所と市区町村における児童相談担当職員人材育成に関する研究」、回答の分析を行い、より効果的な研修方法のあり方等を検討しました。

（３）義務研修講師等養成研修

平成28年の児童福祉法等の改正で市区町村要保護児童対策調整機関の調整担当者等への研修等が義務化され、全ての都道府県は研修を実施することになり、法定カリキュラムも示されました。従来センターでは、市区町村職員対象の研修の実施が活発になるよう、研修企画者の養成を目的として「地域虐待対応研修企画者養成研修」を行っていました。しかし、市区町村への研修が義務化され、カリキュラムが示されたため、平成29年度は、全国各地で講師を務める人がカリキュラムの内容を適切に扱うことができるように内容を刷新し、研修名も「義務研修講師等養成研修」として、法定カリキュラムに沿った講義や演習の要点について、具体的な内容に踏み込んで解説する研修としました。各講師は、法定カリキュラムの内容に即してスライドや解説書を作成し、参加者が各地で講師をする際にそれを活用できるようにしました。

各地での研修実施を考慮して、平成29年度は4月早々に本研修を実施しました。早い時期であるにもかかわらず68名の参加がありました。研修講師を担うことが前提で参加されている方がほとんどで、昨年までの参加者に比べて講師としての動機が強いように見受けられました。1年後の平成30年4月から5月に、参加者に対して地域での研修実施状況を調査したところ、30名から回答があり（回収率44.1%）、そのうち研修企画を担った方は24名（80.0%）、研修講師を担った方は16名（53.3%）でした。

（４）ホームページを活用した研修教材の提供

平成27年度からホームページを活用して研修教材を提供する取り組みをしています。これまでに以下の教材を配信してきました。

ひとつは、15分程度で実施できるワークシートを提供する「Webトレーニング」です。公開されているテーマは、「要保護児童ケースのための包括的アセスメント・トレーニング」と「ケースカンファレンス・トレーニング」です。これらは解説とワークシートがダウンロードでき、所内研修等の教材として利用できるものです。もうひとつの教材は、15分程度で講義が視聴できる「ミニ講座」です。平成28年度に「子どもと家族を支援するための包括的アセスメントケースの全体像を理解し有効な支援を届けるために―」と「ジェノグラム―描き方と活用のコツ―」（6部構成）を公開しました。

平成29年度は、ミニ講座を新たに2本作成しました。「乳幼児の心の発達（5部構成）」と「考えてみよう、子どもの権利（5部構成）」（平成30年4月公開）です。

平成29年度のアクセス数の実績は、Webトレーニングが3,508件、ミニ講座が2,855件でした。利用した方から、手軽に見ることができるといった感想や、市区町村や児童相談所、児童福祉施設等での研修に利用しているという情報が届いています。

（５）児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修

児童相談所、児童心理治療施設に所属する医師、および医療機関で児童虐待にかかわる医師を対象とした研修を、センター開設当初から実施しています。参加者は毎年30名ほどですが、リピーターが多いのが特徴です。そのため講義については、参加者の希望を踏まえた内容を設定し、事例検討は毎年の固定プログラムとしています。また隔年で視察見学も取り入れています。これまでの視察先は、兵庫県こころのケアセンター（平成20

■ 事業報告 ■

年度 神戸市)、子どもの村福岡(平成23年度 福岡県)、国立きぬ川学院(平成25年度 栃木県)、児童養護施設青葉学園(平成27年度 福島県)、京都医療少年院(平成29年度 京都府)でした。

リピーターが多い背景に、医師は児童相談所や施設等でほとんどの場合ひとり職場であることがあり、この研修を児童福祉領域特有の課題を共有し情報交換できる場として位置づけているようです。平成21年度にメーリングリストを設けましたが、以来、学会等における児童虐待に関するシンポジウムの企画やブース設置の協議や情報交換の場として活発に活用していただき、医師同士のネットワークの発展に貢献しています。このネットワークの活動は広がりを見せ、現在は関連学会(日本精神神経学会や日本児童青年精神医学会等)において、一般の精神科医に対して児童虐待への理解を広く求めていく取り組みが行われています。

(6) 児童福祉施設職員を対象とする研修

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設等を対象とした研修については、これまで「包括的アセスメント」「家族支援」「チームアプローチ」「人材育成」を重視して企画してきました。平成29年度はこれらに加えて、児童養護施設職員指導者研修では「思春期・青年期の課題」と「里親との協働」、乳児院職員指導者研修では「アタッチメント」「里親との協働」、母子生活支援施設職員指導者研修では「ジェネラルソーシャルワーク」「アタッチメント」「周産期への支援」、児童心理治療施設職員指導者研修では、「子どもの権利と施設文化」「トラブル場面への治療的対応」、児童福祉施設指導者合同研修では「養育について」「支援者支援」「生活環境の変化や移行期への支援(喪失への支援)」、児童福祉施設心理担当職員合同研修では「青年期のアイデンティティ」「若年親の理解」等を取り上げました。

「児童養護施設職員指導者研修」と「児童福祉施設指導者合同研修」では定員を大幅に超える申込みがあり、定員を超えて受け入れましたが、参加を断った人数はそれぞれ39名と43名でした。民間児童養護施設職員等の処遇改善事業で研修受講が要件となったことが、申込みが増えた要因のひとつと考えられます。

なお平成29年度から全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会および全国母子生活支援施設協議会が作成した研修体系に基づき、各プログラムが研修体系のどの育成領域に該当するかを明記するようにしました。

(7) テーマ別研修

平成29年度のテーマ別研修は、「虐待を受けた子どもへの地域でのケア」というテーマで実施しました。ネグレクト、DVケースへの対応、さらに性的虐待に注目して、地域で支援を行う上で必要な視点や取り組みの工夫等について取り上げました。140名の定員を大幅に上回る174名に参加枠を広げましたが、150名の参加をお断りせざるを得ませんでした。平成29年度はテーマ別研修を1回としたことが、申込みが増加した要因のひとつと考えられます。

2 研修参加者数

平成29年度は21本の研修を実施した結果、参加者総数は1,560人で、前年度（1,828人）と比較して268人の減少でした。これは児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修が開始となり、他の研修を休止したことによります。

表1 平成29年度研修別参加状況

番号	研 修 名	H29 (人)
1	義務研修講師等養成研修	68
2	児童相談所長研修<前期>	67
3	児童相談所長研修<後期>	66
4	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<前期>	89
5	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<前期>	88
6	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<後期>	88
7	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<後期>	87
8	児童相談所・児童心理治療施設（情短）・医療機関等医師専門研修	38
9	市区町村虐待対応指導者研修	92
10	児童虐待対応母子保健関係職員指導者研修	60
11	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	106
12	児童相談所児童心理司指導者研修	58
13	児童養護施設職員指導者研修	84
14	児童心理治療施設（情短）職員指導者研修	45
15	母子生活支援施設職員指導者研修	65
16	児童福祉施設指導者合同研修	98
17	乳児院職員指導者研修	73
18	児童福祉施設心理担当職員合同研修	97
19	テーマ別研修「虐待を受けた子どもへの地域でのケア」	174
20	児童福祉関係職員継続研修（Web研修）	8
21	児童相談所児童福祉司SVステップアップ研修	9
	合 計	1,560

3 研修の評価－研修後のアンケート結果

(1) 研修全体の評価

研修終了時にアンケートを実施し、研修全体が「役に立つ」と思う程度を1点から5点で評価してもらいました。参加者の主観的な評価となりますが、概ね高い評価を得ているものと考えています。

しかし5点の割合は、義務研修とそれ以外の任意の研修との間で差がありました。任意の研修では、5点の割合が60%を超える研修が過半数でしたが、一方で児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修では5点の割合は40%を下回りました。

表2 研修全体の評価

	No	研修名称	参加	回答	0%	20%	40%	60%	80%	100%
児童相談所	1	児童相談所長研修 <前期>	67	67	2	32			33	
	2	児童相談所長研修 <後期>	66	66	3	35			27	
	3	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A <前期>	89	88.9*	1	18.0	42.7		25.8	
	4	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B <前期>	88	87.6*	1	17.1	39		27.3	
	5	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A <後期>	88	81.8*	1	14.7	36.3		28.7	
	6	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B <後期>	87	86.9*	1	19.1	39		26.1	
	7	児童相談所児童心理司指導者研修	58	57	2	19			36	
	8	児童相談所児童福祉司SVステップアップ研修	9	9	3	3			6	
児童福祉施設	1	児童養護施設職員指導者研修	84	80	4	27			49	
	2	児童心理治療施設(情短)職員指導者研修	45	45	1	20			24	
	3	母子生活支援施設職員指導者研修	65	60	1	20			37	
	4	児童福祉施設指導者合同研修	98	89	3	28			58	
	5	乳児院職員指導者研修	73	68	2	12			54	
	6	児童福祉施設心理担当職員合同研修	97	92	1	24			67	
	7	児童福祉関係職員継続研修(Web研修)	8	7					7	
市区町村	1	市区町村虐待対応指導者研修	92	81	1	21			59	
	2	児童虐待対応母子保健職員指導者研修	60	55	1	11			43	
その他	1	義務研修講師等養成研修	68	64	3	24			37	
	2	児童相談所・児童心理治療施設(情短)・医療機関等医師専門研修	38	33	1	12			20	
	3	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	106	103		35			67	
	4	テーマ別研修「虐待を受けた子どもへの地域でのケア」	174	157	3	40			114	
合計			1560	1133						

* 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修では、講義・演習ごとに評定を求めたため、全体の効果・評価は平均値を示している。

* 未記入の件数はグラフから除いた。

(2) 研修の効果

「知識を新たに得ることができた(知識)」「新たな気づきや理解の深まりがあった(気づき)」「意欲・関心が高まった(意欲)」の3つの側面について、研修全体でどの程度「効果がある」と感じたか1点から5点で評定してもらいました。

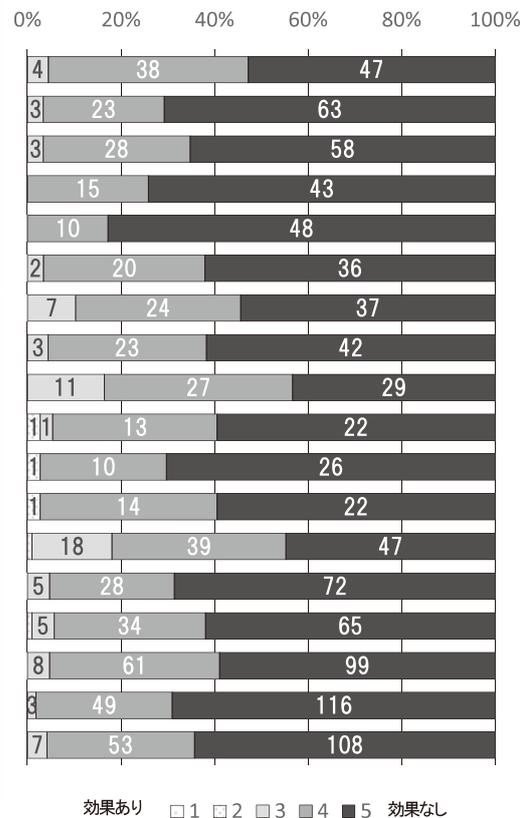
表3 研修の効果

No	研修名称	参加	回答	側面	0%	20%	40%	60%	80%	100%
児童相談所	1 児童相談所長研修 <<前期>>	67	67	知識	11	26	30			
		67	67	気づき	3	29	35			
		67	67	意欲	6	34	27			
	2 児童相談所長研修 <<後期>>	66	66	知識	9	32	24			
		66	66	気づき	5	27	33			
		66	66	意欲	2	13	30	21		
	3 児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修A <<前期>>	89	88.8	知識	19.1	40.6	26.4			
		89	88.8	気づき	14.6	43.1	28.9			
		89	89	意欲	17.8	41.6	27.7			
	4 児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修B <<前期>>	88	87.6	知識	18.8	41.9	23.1			
		88	87.6	気づき	15.3	41.7	27.7			
		88	87.6	意欲	19.6	42.0	23.1			
	5 児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修A <<後期>>	88	82	知識	15.1	39.0	26.2			
		88	82	気づき	12.1	36.9	31.7			
		88	81.6	意欲	16.0	37.1	27.1			
	6 児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修B <<後期>>	87	86.8	知識	18.8	38.4	28.4			
		87	86.9	気づき	14.6	39.9	31.0			
		87	86.9	意欲	20.7	41.0	23.2			
	7 児童相談所児童心理司指導者研修	58	58	知識	2	23	33			
		58	56	気づき	6	49				
		58	56	意欲	2	18	36			
	8 児童相談所児童福祉司 SVステップアップ研修	9	9	知識	1	2	6			
		9	9	気づき	2	7				
		9	9	意欲	1	3	5			
児童福祉施設	1 児童養護施設職員指導者研修	84	83	知識	6	34	43			
		84	83	気づき	2	25	56			
		84	83	意欲	4	26	53			
	2 児童心理治療施設(情短)職員 指導者研修	45	44	知識	4	15	25			
		45	44	気づき	1	14	29			
		45	44	意欲	2	20	22			
	3 母子生活支援施設職員指導者研修	65	64	知識	4	22	36			
		65	64	気づき	2	18	42			
		65	64	意欲	2	23	36			
	4 児童福祉施設指導者合同研修	98	96	知識	7	41	47			
		98	96	気づき	3	27	66			
		98	96	意欲	4	35	57			
	5 乳児院職員指導者研修	73	73	知識	6	14	53			
		73	73	気づき	2	11	60			
		73	73	意欲	3	12	58			
	6 児童福祉施設心理担当職員 合同研修	97	95	知識	5	33	56			
		97	95	気づき	2	22	73			
		97	95	意欲	3	25	67			
	7 児童福祉関係職員継続研修 (Web研修)	8	8	知識	1	7				
		8	8	気づき		8				
		8	8	意欲	1	7				

効果あり □1 □2 □3 □4 ■5 効果なし

■ 事業報告 ■

	No	研修名称	参加	回答	側面
市区町村	1	市区町村虐待対応指導者研修	92	89	知識
			92	89	気づき
			92	89	意欲
	2	児童虐待対応母子保健職員指導者研修	60	58	知識
			60	58	気づき
			60	58	意欲
その他	1	義務研修講師等養成研修	68	68	知識
			68	68	気づき
			68	67	意欲
	2	児童相談所・児童心理治療施設(情短)・医療機関等医師専門研修	38	37	知識
			38	37	気づき
			38	37	意欲
	3	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	106	105	知識
			106	105	気づき
			106	105	意欲
	4	テーマ別研修「虐待を受けた子どもへの地域でのケア」	174	168	知識
			174	168	気づき
			174	168	意欲
合計			4680	4595	



すべての研修において、3つの側面のうち「気づき」の研修効果が最も高く評価されました。研修を通して自分の実践を振り返り、そこで様々な気づきを得た参加者が多かったようです。5点と評価した参加者が80%を超えた側面がある研修は、「児童相談所児童心理司指導者研修」、「乳児院職員指導者研修」、「児童虐待対応母子保健関係職員指導者研修」(いずれも気づきの側面で80%超)、「児童福祉関係職員継続研修(Web研修)」(知識・気づき・意欲の側面で80%超)でした。一方、5点の評価が40%を下回った側面があった研修は、「児童相談所長研修《後期》」(知識と意欲の側面で40%割れ)、「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修AおよびB」(知識・気づき・意欲のいずれの側面も40%割れ)でした。

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修のカリキュラムは、福祉司SVの業務を遂行する上で必要な内容が幅広くカバーされ、時間も規定されているため、すべてを網羅するためには時間が足りない状況でした。特に参加者のニーズの高いプログラム(法制度に関するものなど)に十分に時間をかけることができなかつた状況です。このことが他の研修に比べてこれらの評価が低かった要因と考えます。事後アンケートでは「もっと時間がほしい」などの記述が目立ちました。

4 希望する研修テーマ

希望が最も多かったのは、「職員チームのあり方」で児童福祉施設が中心でした。次いで「愛着障害」、「ケースカンファレンスのあり方」の順でした。平成28年度は「愛着障害」が「職員チームのあり方」よりも人数が多かったのですが、児童福祉施設の研修で「愛着障害」を挙げている人数が前年度より減少していました。

表4 希望する研修テーマ

区分	No	研修名称	参加者数	回答者数	1位	2位	3位	
児童相談所	1	児童相談所児童心理司指導者研修	58	57	「性的虐待・性的問題行動」 31名	「具体的な治療(支援)技法」 20名	「家族支援・家族統合」 19名 「スーパービジョンの方法と実際」 19名 「愛着障害」 19名 「施設での子どもの育ち」 19名	
	児童福祉施設	1	児童養護施設職員指導者研修	84	82	「職員チームのあり方」 47名	「愛着障害」 40名	「スーパービジョンの方法と実際」 37名
		2	児童心理治療施設(情短)職員指導者研修	45	45	「職員チームのあり方」 16名	「事例検討」 15名	「ケースカンファレンスのあり方」 12名 「家族支援・家族再統合」 12名 「性的虐待・性的問題行動」 12名
		3	母子生活支援施設職員指導者研修	60	59	「職員チームのあり方」 23名	「ケースの包括的アセスメント」 20名	「性的虐待・性的問題行動」 18名
4	児童福祉施設指導者合同研修	98	93	「職員チームのあり方」 55名	「人材育成」 40名	「発達障害」 39名		
5	乳児院職員指導者研修	73	71	「愛着障害」 36名	「ケースカンファレンスのあり方」 35名	「事例検討」 32名		
6	児童福祉施設心理担当職員合同研修	97	95	「職員のメンタルヘルスクア」 56名	「職員チームのあり方」 46名	「治療的養育・環境療法」 42名		
市区町村	1	市区町村虐待対応指導者研修	92	89	「ケースカンファレンスのあり方」 33名	「ケースの包括的アセスメント」 29名	「要保護児童対策地域協議会の運営」 28名	
	2	児童虐待対応母子保健職員指導者研修	60	60	「虐待の発生予防」 26名	「ケースの包括的アセスメント」 22名	「リスクアセスメント」 21名	
その他	1	義務研修講師等養成研修	68	67	「要保護児童対策地域協議会の運営」 37名	「ケースの包括的アセスメント」 31名	「ケースカンファレンスのあり方」 25名 「児童家庭相談のあり方」 25名	
	2	児童相談所・児童心理治療施設(情短)・医療機関等医師専門研修	38	33	「性虐待・性的問題行動」 12名	「警察との連携」 9名 「事例検討」 9名	「職員のメンタルヘルスクア」 8名	
	3	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	106	102	「要保護児童対策地域協議会の運営」 35名	「ケースの進行管理のあり方」 30名	「在宅支援のあり方」 29名	
	4	テーマ別研修「虐待を受けた子どもへの地域でのケア」	174	164	「愛着障害」 55名	「親の精神疾患」 47名	「虐待と脳科学」 45名	
総合順位			1053	1017	「職員チームのあり方」187名	「愛着障害」 150名	「ケースカンファレンスのあり方」 105名	

5 研修教材の提供

ホームページ上で、研修教材「Webトレーニング」や「ミニ講座」等を中心に、研修教材の提供を行っています。子どもと家族の支援を行う上で基本的かつ重要な技能を身につけることを目的とした教材です。

(1) Webトレーニング

解説とワークシートでの学習を基本とした教材です。現在、次の2つの教材を公開しています。自分が関わるケースや模擬事例等を念頭におき、解説を読みながらワークシートに記載することを基本としています。この演習を繰り返すことで、アセスメントやカンファレンスを行う際の必要な視点を身につけることを目的としています。「解説」と「ワークシート」はダウンロードでき、15分～30分程度で取り組めるものです。研修教材としても活用できるものとして作成しました。

- ① 要保護児童ケースのための包括的アセスメント・トレーニング（平成27年9月公開）
包括的アセスメントを構成する3要素（総合的な情報の把握→ケースの理解と解釈→支援方針の設定）に沿って、各要素の力を高めるためのトレーニングです。
- ② ケースカンファレンス・トレーニング（平成28年7月公開）
カンファレンスの質の向上を目指したトレーニングです。情報や課題の整理、支援の手立て等について模擬事例を通して学びます。また、報告資料の作成や報告の仕方等もトレーニングできます。

(2) ミニ講座

ホームページから視聴できる15分程度の教材動画です。現在、次の4講座を掲載しています。子どもや家族を支援するための基本的事項について、職場等で手軽に視聴できる内容となっており、例えば、新任研修等の演習の前段階の講義等で活用できるものとして作成しました。

- ① 子どもと家族を支援するための包括的アセスメント
—ケースの全体像を理解し有効な支援を届けるために—（14m12s）（平成28年8月公開）
- ② ジェノグラム — 描き方と活用のコツ —（平成28年8月公開）
この動画について（02m24s）
全体版（95m10s）
 - ① ジェノグラムとは？（09m07s）
 - ② ジェノグラムの記号（13m52s）
 - ③ 婚姻関係の表記（15m55s）
 - ④-1 親子関係の表記（16m06s）
 - ④-2 特殊な親子関係の表記（06m29s）
 - ⑤ 複雑な家族関係の表記（17m46s）
 - ⑥ ジェノグラム活用上の留意点（15m52s）附属資料（PDF）

- ③ 乳幼児の心の発達（平成30年3月公開）
 - ① はじめに～発達を学ぶ意義～（06m17s）
 - ② 0～3歳までの基本的な発達（15m07s）
 - ③ アタッチメント（愛着）（15m35s）
 - ④ エリクソンの心理社会的発達理論（12m34s）
 - ⑤ おわりに～講義を現場で活かすヒント～（07m00s）

- ④ 考えてみよう、子どもの権利（平成30年4月公開）
 - ① 子どもの権利とは（12m48s）
 - ② 子どもが考える子どもの権利（11m15s）
 - ③ 子どもの意向と子どもの最善の利益（9m35s）
 - ④ 専門性と子どもの権利（13m21s）各論<1> しつけと虐待（13m48s）

（3）「義務研修講師等養成研修」講義資料

「義務研修講師等養成研修」で講師が用いた講義資料をセンターのホームページに掲載しました。要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を中心に、児童福祉司任用前講習会や任用後研修を行う際に活用されています。

（4）研修映像記録（DVD）

センターで行われた講義をDVDに編集し、貸出を行っています。各自治体や機関等で行われる研修会等で利用されています。

2017年度に行った研究等について

子どもの虹情報研修センターでは、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童虐待に関する文献研究、さらには児童福祉現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題について研究を行い、成果をセンター研修に活かすとともに、現場で役立てていただくことを目的として研究活動を実施しています。以下、2017年度に行った研究等の概要を紹介します。

I. 2017年度の研究

(1) 研究情報の収集と分析

児童虐待に関する文献研究 「非行と虐待」

研究代表者 富田 拓 (国立きぬ川学院)

1. 問題と目的

児童虐待と非行には密接な関係があるとされているが、そのような理解や概念は時代によっても違い、立場によっても異なる。今回の文献研究では、そうしたことも踏まえ、戦後から日本社会において、主に児童福祉における非行対応、児童虐待対応の中で、それらがどのように絡み合い、どういった議論がなされてきたのか、それぞれの現場での議論も含め文献をレビューすることにより検討を行う。

なお、この分野についてのすべての文献を網羅することは膨大過ぎて筆者らの手に余るので、今回は、選択的にテーマを設定し、文献的検討を行った。

2. 方法

国立国会図書館、Cinii、聞く蔵等を利用し、キーワードを「非行と虐待」を基本とし、非行については、「犯罪少年」等広がりのある言葉も含め検索を行った。結果、500以上の文献が初期には収集されたが、その中から取捨選択し、テーマを以下のように設定した。

- ・「近代日本における非行と児童虐待に関する認識」
- ・「非行と虐待に関する量的研究の動向」
- ・「非行と虐待に関する新聞記事の動向」
- ・「児童相談所における非行ケースへの対応—児童相談事例集掲載ケースの検討から」
- ・「日本の精神医学は非行をどう見てきたか」
- ・「各種虐待の被害体験と非行・反社会的行動」

3. 結果と考察

「近代日本における非行と児童虐待に関する認識」では、児童虐待防止のための組織の活動が欧米各国で展開される19世紀末から20世紀初頭において、日本の関係者が児童虐待と非行、犯罪をどのように捉えたかを考察している。主として留岡幸助、山本徳尚ら草創期の感化院関係者の認識を概観し、原胤昭と菊池俊諦らの論考を検討している。

「非行と虐待に関する量的研究」では、戦後から行われてきた数量的研究のうち、特に非行と虐待について検討したものについてレビューを行った。「非行と虐待に関する新聞記事の動向」では、「非行&虐待」で検索しヒットした1985年から2017年までの新聞記事716記事のうち、176記事について検討を行い、それらの新聞記

事の特徴を分析した。

「児童相談所における非行ケースへの対応—児童相談事例集掲載ケースの検討から」では、昭和24年から平成10年まで出版されていた児童相談事例集（児童のケースワーク事例集、児童福祉事業取扱事例集）を年代順に見ることで、その時々には児童相談所がどのように非行を扱っていたかの比較検討を行った。

「日本の精神医学は非行をどう見てきたか」では、日本の精神医学の黎明期に精神科医が少年非行に強い関心を寄せたのはなぜだったのかというところから、家族などの虐待的生育環境に着目することになったこと、そしてその後司法精神医学が非行に対する興味を大きく減じ、近年の発達障害と非行との関連への注目、虐待と非行の関連の再発見と続いて、司法精神医学がようやく発達の視点をもつに至った経緯を文献を通して明らかにすることを目的とした。

「各種虐待による被害体験と非行・反社会的行動」については、特にネグレクトや男性の性被害などあまり言われてこなかったことに注目した。これらの被害体験と、非行、問題行動との関連を考えたとき、どのようなことが今まで言われ、どのような課題があるかについて検討を行った。

今回は、非行と児童虐待に関する文献について、特に国内文献を中心に検討を行った。歴史的には、児童福祉の始まりの時期から関連が言われていた。「児童虐待」と同様に、時代による言葉やとらえ方の変化が見られるものの、社会的にも、専門家の間でもその関連については関心が払われていた。特に、児童虐待に関する関心が児童虐待防止法成立前後で高まったが、その流れと同じころに非行と虐待の関連が再発見されたことになる。しかしながら、虐待が非行へ及ぼす細かい影響や長期的な影響や予後を追った研究は我が国では行われてこなかった。なぜこのような状況なのかということへの関心ももつべきであるが、今後は量的及び質的にこの分野に関する研究をさらに行うべきであると考えます。

児童虐待に関する法制度及び法学文献資料の研究

研究代表者 吉田 恒雄（駿河台大学）

これまでに7期に分けて法学文献資料を収集し報告書を作成してきた。今期は第8期として、2014年4月～2017年3月における児童虐待に関する法制度及び法学文献・資料の研究を行った。内容としては、①法令（法律・通知等）、②判例、③法学文献、④統計資料を対象に、その動向を分析し、併せて主要文献資料等の紹介・解説を行う。これにより、児童虐待対策において法学分野が果たした役割を明らかにすることを目的とする。第8期の研究は、平成29年度・平成30年度の2年計画で遂行する予定であるが、その1年目にあたる昨年度は、文献の調査・収集・検討を中心として研究を進めた。なお、2年目にあたる本年度は、報告書を作成する予定である。

（2）課題研究

児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究 第2報

研究代表者 影山 孝（東京都児童相談センター）

児童相談所のソーシャルワークにおいて法的な対応を求められることが多くなり、そのために弁護士と連携協働して対応する機会が増えている。こうした状況の中、2016年児童福祉法改正により児童相談所への弁護士配置が進められることとなった。各自治体における配置は、常勤・非常勤・個人契約・団体契約とさまざまであり、常勤以外の弁護士相談頻度もまちまちである。地域の特性に根差した児童相談所体制の充実を図る中で、

■ 事業報告 ■

弁護士の利点をどう活かしていくかが問われているだろう。そのために、弁護士を配置することで児童相談所の業務にどのような効果が生まれているのか、弁護士と協働した取り組みをする上での課題は何かなどを整理して、今後のあり方を検討することを目的として本研究を実施した。2017年度は2016年度に行った質問紙調査を補足して、法改正後の状況を把握するため再度調査を行った。また特徴のある児童相談所を選んでヒアリングを実施した。

2017年度の質問紙調査で判明した弁護士配置状況は、児相弁護士を新たに常勤配置した自治体が1か所増え、5自治体となった。また、非常勤配置した自治体が31か所と平成28年度調査より22か所増えた。一方団体契約については2016年度調査と変化なく、弁護士個人との契約は42か所から27か所に減るなど、契約弁護士から非常勤弁護士に代わって配置が進んだものとみることができる。ただし、常勤以外の弁護士への相談頻度や方法はさまざまであった。

2017年度研究では、全国の10児童相談所に対して弁護士配置の状況に関するヒアリングを実施した。ヒアリング先は、常勤配置2か所、非常勤配置2か所、非常勤と個人契約の併用1か所、個人契約3か所、団体契約1か所であった。多くのヒアリングで児童相談所配置弁護士の同席を得た。

本調査結果を踏まえ、今後の弁護士配置のあり方については以下のように考える。

第一に、児童相談所の地域性を考慮することである。全国それぞれの児童相談所が所管する面積や人口規模、地域特性はさまざまであり、そのことは相談対応件数の違いからも明らかであり、全国一律に児童相談体制を検討することは適当ではないし、弁護士の配置形態を全国一律に考えることはできない。弁護士の配置形態についても、各々の自治体の実態に応じて多様な形態を尊重すべきである。

第二に、児童福祉に理解と情熱を持った弁護士を確保することである。児童相談所は、子どもの相談機関として位置付けられているが、常に子どもの最善の利益が確保されるかどうか、唯一の判断基準となっている。子どもの福祉実現のために職務を行い、子どもの権利を守ることを最優先の目的として、熱意を持って取り組める弁護士を確保し、育成していくことが必要となる。

第三に、常勤弁護士についてバックアップを行う仕組みが不可欠である。どのような形でバックアップを行うかは地域の実情を考慮することが必要であるが、県弁護士会の協力は不可欠であり、そのためには弁護士会で行われている委員会や研修への参加時間を保証していくことが必要であり、場合によっては常勤弁護士が他の弁護士のスーパーバイズを受けられる費用を負担できる仕組みも考慮すべきである。また、申立件数や事例の困難度に応じて常勤弁護士と共に常勤以外の複数の弁護士による代理人を選任できる体制を整えていくことも必要である。

第四に、非常勤、個人契約弁護士の場合には、定期的に弁護士が児相に赴いて、気軽に相談できる体制を作ることが必要と考える。常勤弁護士のメリットとして、弁護士と日常的に関わり、立ち話的にも法律相談を行えることがある。しかし、常勤弁護士でなくとも、弁護士が定期的に児童相談所を訪問し、同じフロアに座り、ふらっと相談できる体制を作ることが可能である。また、弁護士相談に対する需要が高まるのであれば、弁護士の相談時間増を行うだけでなく、複数の弁護士を配置することが効果的である。

最後に、子どもに対して児童相談所弁護士が積極的に関わることを検討すべきである。子どもに対して、家事審判手続きや司法手続きの流れを、弁護士が直接子どもに説明することが有意義である。

児童家庭支援センターの役割と機能のあり方に関する研究 第2報

研究代表者 川並 利治（金沢星稜大学）

1. 目的

児童養護施設等に付置している児童家庭支援センター（以下センターという。）は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定され、児童家庭支援センター設置運営要綱で地域に根差した支援を提供できる専門性の高い相談機関として、その基本的なあり方が位置づけられている。

しかし、2019年度末までに340か所（少子化社会対策大綱）と示された目標設置数は123か所（2018年5月1日現在 全国児童家庭支援センター協議会調べ）に留まっており、本研究1年目を実施した2016年度アンケート調査によれば、地域による取り組みの格差が生じ、また、総じて行政からの認識も希薄で、正しい理解がされているとは言えないことがわかった。

2年目となる2017年度は、先進的もしくは特徴的な取り組みを行っていると思われるセンターを直接訪問し、経緯や工夫点、課題についてヒアリングを行って、有効な連携のあり方や取り組み例の紹介を通して、センターの今後の取り組みの進展・向上に寄与することを目的とした。

	所在地	児童家庭支援センター名	付置先
1	北海道札幌市	興正こども家庭支援センター	児童養護施設
2	岩手県大船渡市	児童家庭支援センター 大洋	児童養護施設
3	埼玉県加須市	愛泉こども家庭センター	児童養護施設
4	埼玉県比企郡嵐山町	らんざん児童家庭支援センター	児童心理治療施設
5	千葉県千葉市	児童家庭支援センター ふたば	児童養護施設
6	千葉県いすみ市	子山こども家庭支援センター	児童養護施設
7	福井県越前市	児童家庭支援センター 一陽	児童養護施設
8	滋賀県大津市	こばと子ども家庭支援センター	乳児院・児童養護施設
9	鳥取県米子市	児童家庭支援センター 米子みその	乳児院
10	大分県中津市	児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」	児童養護施設

2. 方法

選定に当たっては、アンケート調査から得られたデータより「独自性がある」「相談件数が多い」などを指標に、地域的な偏りが生じないように北海道から九州までの全国ブロック別に最低1か所程度選定されるよう協議した。うち、4センターは共同研究者のセンターとし、表に示した10センターへのヒアリングを行った。

3. 結果及び考察

相談件数が多いセンターはいずれもセンター職員と行政職員との「顔の見える関係」が構築されており、相互理解ができているがゆえ、スムーズな連携が図られている。

また、今回のヒアリング先は、所在する自治体の人口が100万人を超えるセンターもあれば、10万人以下のセンターも複数あったが、自治体の人口によりセンターの求められるニーズが異なり、それぞれの役割を果たすことにより自治体との好連携が生み出されていることが見えてきた。

例えば大都市モデルのセンターの役割として、特定のスキルに特化した支援の提供が求められる。具体的に「里親支援」「親子関係再構築支援プログラム」「通告時の安全確認」などが考えられる。また、全国の9割強を占める人口20万人未満の自治体においては、相談にかかわる高い専門スキルや豊富な社会資源を期待しにくい。したがってこのようなモデルのセンターは、児童相談所が近くにない中で様々なスキルを求められる。ヒアリング調査から、要保護児童対策地域協議会においてキーパーソンを担い、要保護児童の発見と支援の裾野

■ 事業報告 ■

を広げる役割を担っているセンターや、いち早く「フォスタリング機関」の前段階としてのモデルを実現し、里親支援及び児童虐待予防を充実させているセンターが存在することがわかった。さらに人口1万人未満の町村におけるセンターのモデルは、十分とはいえない社会資源や相談体制の中での児童相談所の補完機能や全般的支援の役割が求められるであろう。

一方ではセンターの人材確保、財政措置の課題をどうクリアするのか模索状態が続いている。センターを拡大していけるかは、都道府県（指定都市、中核市を含む）の意向に大きく左右され、圏域内でセンターを児童虐待防止の相談機関として明確に位置づけてもらえるような働きかけも重要である。

「新しい社会的養育ビジョン」にも示されている通り、今後、センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携して、里親ショートステイを調整する機能、フォスタリング機関事業の機能や在宅措置や通所措置の機能などリスクの高い家庭への支援や代替養育後のアフターケアなどを担う有力な社会資源として機能しなければならない。そのためには「児童家庭支援センターが提供できるスペシャルなスキルはこれです。」という明確なコンセプトが示せることが必要である。

児童相談所と市区町村における児童相談担当職員の人材育成に関する研究

研究代表者 川松 亮（子どもの虹情報研修センター）

1. 目的

2016年児童福祉法改正により、児童相談所児童福祉司の研修が義務化されたが、そのうちのスーパーバイザー（以下、SV）研修については児童相談所や地域の子どもの家庭相談における要となる人材の育成につながるため、国としても全国的に統一された方法による研修を実施することとなり、子どもの虹情報研修センターがその委託を受けることとなった。そこで、SV研修の効果について測定し今後の研修の質的向上を図ることが必要となり、研修実施効果を検討して、SV研修のあり方について提言としてまとめることを目的に本研究を実施した。

2. 方法

2017年度に子どもの虹情報研修センターにおいて実施した、前後期2班編成の計4回の研修について、事前事後に参加者アンケートを実施し、①SV研修到達目標の自己評価、②SVにおける困難度、③研修の満足度、④研修後振り返りシート、⑤修了レポート、⑥講師への実施後アンケートを実施し、SV研修効果についてプロセス評価とアウトカム評価の両面から多角的に検討することとした。また、合わせて、児童福祉領域における国内外のSV育成に関する文献資料を収集し、理論的な到達点を分析して今後のあり方の参考として提供することとした。

3. 結果

SV研修を前後期ともに修了した方は175名であった。児童相談所経験年数平均8.9年、児童福祉司経験年数平均6.8年、SV経験年数平均2.0年であった。職種別には、福祉職46.3%、行政職40.6%、心理職7.4%などとなっていた。研修評価のために、国が示した児童福祉司SV研修到達目標を自己チェックする質問項目を作成し、研修前後で自己記入してもらった。知識、技術1、技術2、態度の4領域ごとに到達目標の構造を確認するため因子分析を行い、知識では5因子、技術1では4因子、技術2では3因子、態度では1因子が抽出された。それぞれの因子について、研修前後の得点差を見るといずれも優位に得点が上昇していた。また、SV困難度アンケートについても、5項目中3項目で優位に困難度が軽減していた。このように到達目標の因子構造と研修の効果が明らかになった。

4. 考察

児童相談所の歴史を振り返ると、SVの位置づけや役割が時代とともに変化してきている。また、1964年か

ら1986年までは国主催のSV研修が実施されていたが、その後は行われていない。児童相談所のSVに関する研究文献もわずかしら検索できなかった。SVのあり方に関する研究は十分に行われてきたとは言えない。当センターではかつて、2008～2009年の課題研究において、7タイプのSV方法を整理した。海外に目を転じると、SVの発展とともにその教育が理論化されてきている。特に、Kaudushinのエコロジカル・アプローチによる概念化が注目される。そのソーシャルワーク・スーパービジョンのスタンダード（7眼流モデル）には汎用性があると考えられる。この視点からSV研修の到達目標を整理し、SVが機能するように質の向上を図っていくことが必要である。今回の研修効果測定で、到達目標の因子構造や研修効果が一定程度確認できたが、実務にとってより効果的な研修内容となるように継続した検討が必要である。

乳児院養育の可能性と課題を探る—現代発達科学的視座からの検証—

研究代表者 遠藤 利彦（東京大学）

1. 目的

現在、乳児院に入所してくる子どもの相当数が、入所時点で既に重篤な発達リスクを抱えており、逆に心身に医療的課題を持たない子どもは、半数にも満たないという状況がある。また、入所時に顕在的な問題を有さない子どもでも、虐待やネグレクト等の不適切なあるいは劣悪な環境下で過ごしてきたことが疑われるケースが少なくなく、総じて、入所児の発達状態は入所段階から、定型的环境で成育している子どもと比して、低水準に止まると言わざるを得ない。実態として、乳児院の多くは、そうした子どもに対して専門的なケアを施し、その発達の改善を図り、また実現していることが想定される訳であるが、一般的に、退所時の発達状態のみをもって、乳児院で成育してきた子どもの発達は「著しく遅れ、また歪んでいる」と安易に判断されてしまうという社会的状況があることは否めない。本来、乳児院における子どもに対するケアの評価は、個々の子どもが入所時から退所時にかけていかに変化し得たかということをもってなされるべきであるが、退所時の子どもの状態が一般的な子どもの標準値に比して低いということだけから、乳児院養育の機能が不当にも過小評価されているという由々しき事態がある。もっとも、これについては、これまで日本の乳児院全体で、入所児の成長発達を共通に捉え得る標準的なアセスメント・ツールがなかったことも一因として考えられる。こうした状況認識の下、本研究は、将来的にそうした標準的ツールを作るための下準備として、2017年度は、個々の乳児院が、どのようなアセスメント・シートをいかに用いてきているかについての実態調査を行うこととした。

2. 方法

全国の乳児院すべてに悉皆的に、入所前後・入所中・退所前後において、子どもの発達状態や課題、また家族の情報等を捉えるために用いているアセスメント・シートや記録フォーマットの送付を依頼した。

3. 結果・考察

結果的に、全体の84.7%の乳児院から協力を得ることができ、収集されたアセスメント・シートの内容を、主に発達臨床心理学の視座から整理・分析し、現状として、子どもの心身発達あるいは子どもの家庭状況等のどのような側面に対して、より多く着目しているか、あるいは逆にあまり着目していないか、また子どもの発達の状況をどこまで踏み込んで詳細に捉えようとしているか、あるいは逆に表面的にしか捉えようとしていないかなどに関して、体系的に知見をまとめることができた。さらに、その知見に基づき、今後、日本の乳児院で広く活用されるべき、標準的なアセスメント・シートおよびアセスメント・システムの試案の作成を行った。

嬰兒殺が起きた「家族」に関する実証的研究

研究代表者 川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）

日本の虐待死亡事例において犠牲になる子どもの年齢として最も多いとされるのが「0歳児」である。本研究では、『平成27・28年度研究報告書嬰兒殺に関する研究』（以下、「H27・28年度嬰兒殺研究」）の目的を一部引き継ぎ、母親が加害者となった0日児の虐待死亡事例を対象に、加害者である母親が置かれていた状況を明らかにするとともに、死亡事例をなくすために必要な社会的支援について検討することを目的とする。

研究方法では、対象は「H27・28年度嬰兒殺研究」の5事例（①～⑤）と、2008年度から2017年3月までの間に発表された地方自治体による死亡事例検証報告書から確認できた5事例（A～E）の10事例である。分析方法には3つのアプローチを用いた。第1に、先行研究で指摘された社会背景をベースに、csQCAを用いて、どのような社会背景が組み合わされると嬰兒殺が起きるのかを析出した。第2に、ABC-X理論を用いて、対象事例に共通してみられる母親とその家族の生活状況と家族の問題解決のパターンについて検討した。第3に、エスノメソドロロジーの視角から、母親が妊娠の事実を「誰にも相談しなかった」と理解されてゆく軌跡を検討した。以上より、加害者たる母親の置かれていた状況を捉え、死亡事例をなくすために必要な社会的支援について検討を行った。

結果は、第1では、新生児殺に至る2つのパス（道筋）が析出された。具体的には、①家族生活に経済的な困窮があり、加害者（母親）が家族やパートナー（父親）に対して葛藤を抱え新生児殺がおきるというパス（7事例）、②経済的な困窮やプレッシャーはなく、加害者（母親）は仕事をもち、未婚で、加害者がパートナーや同居家族に対し葛藤を抱え新生児殺がおきるパス（3事例）だった。第2では、対象の5事例が3つのカテゴリーに分類された。具体的には、経済的困窮が背景にあり、①低所得を多就業によって補う家族で、子育てのパートナーは父親だが母親が出産・育児に経済的な負担から同居の祖父母に負い目を感じ犯行に至った型（2事例）、②貧困状況にあり、父親は不在で子育てのパートナーを母方祖母もしくは祖父が担う家族で、母親の性産業で家計を支える型（2事例）だった。一方で、安定就業の家族だが、③父親の連絡が途絶え途方にくれた母親が妊娠を秘匿し、社会的な不名誉を避けるため犯行に至った型（1事例）だった。第3では、新生児殺事件の裁判過程で、加害者となった母親の妊娠の秘匿について、しかるべき相手に相談しなかった状況を、「相談すべき者／相談すべきではない者」に関する社会的知識が動員される仕方が明らかにされた。加害者（母親）によるパートナー（父親）への妊娠の相談が適切か否かでは、社会通念に準じて両者がカテゴリー化され、双方のカテゴリーの親密度に応じて、一連の行為が理解される傾向にあった。新生児殺に至る背景を解明する際には、裁判過程の基準を離れ母親と父親の双方の行動に基づいたストーリーを改めて理解する必要がある。

以上から、嬰兒殺は、経済的基盤が脆弱で嬰兒の父親又は同居家族に葛藤がある状況で、母親に家計や家事、育児といった主たる家族生活の運営を担う負荷がかかり、他の家族成員に相談することができなかった型がある一方で、経済的な困難はないが、母親の未熟性と嬰兒の父親の責任回避が要因となり、母親が妊娠の責任を一方的に負わざるをえなくなった型があることが示された。また、量刑を科すことが目的の裁判では背景要因の抽出が主要な検討課題とはならないため、裁判で構成されるストーリーを基に改めて事例の背景を汲みとる作業が必要であることが示唆された。死亡事例をなくすためには、望まない妊娠を防ぐことは基より、社会通念や家族力動によって母親に課せられた負荷を取り除くことが肝要となる。今後は、母親だけでなく、嬰兒の父親（法的及び生物的）の行動や、家族内の母親の位置にも焦点をあてた検討が必要である。

平成29年度の専門相談について

子どもの虹情報研修センター専門相談室では、児童虐待等の問題に関わっている児童相談所や児童家庭支援センター、児童福祉施設、市町村の相談窓口等の機関を対象にして、各現場で抱えている事例の処遇・援助に関する相談や情報の提供等の相談を行っております。

相談は、電話、メール、FAX、面談などにより、主に当センターの職員が対応しておりますが、法的対応に関する相談については必要に応じて専門相談員として委嘱している弁護士により相談・助言等を行っております。

当相談室については、主に当センターにおける研修や、地域に出向いて実施している研修（地域虐待対応等合同研修、及び児童福祉施設職員地域研修－出前研修）等を通して周知を計って参りましたが、平成15年度の開室以来、相談の件数も年々増加し、その内容も幅広いものになっております。

1 平成29年度の相談状況

(1) 相談受案件数

相談受案件数は、平成29年度は625件と昨年度とほぼ同様の件数となっております。これは、開設当初の約8.2倍の伸率となります。

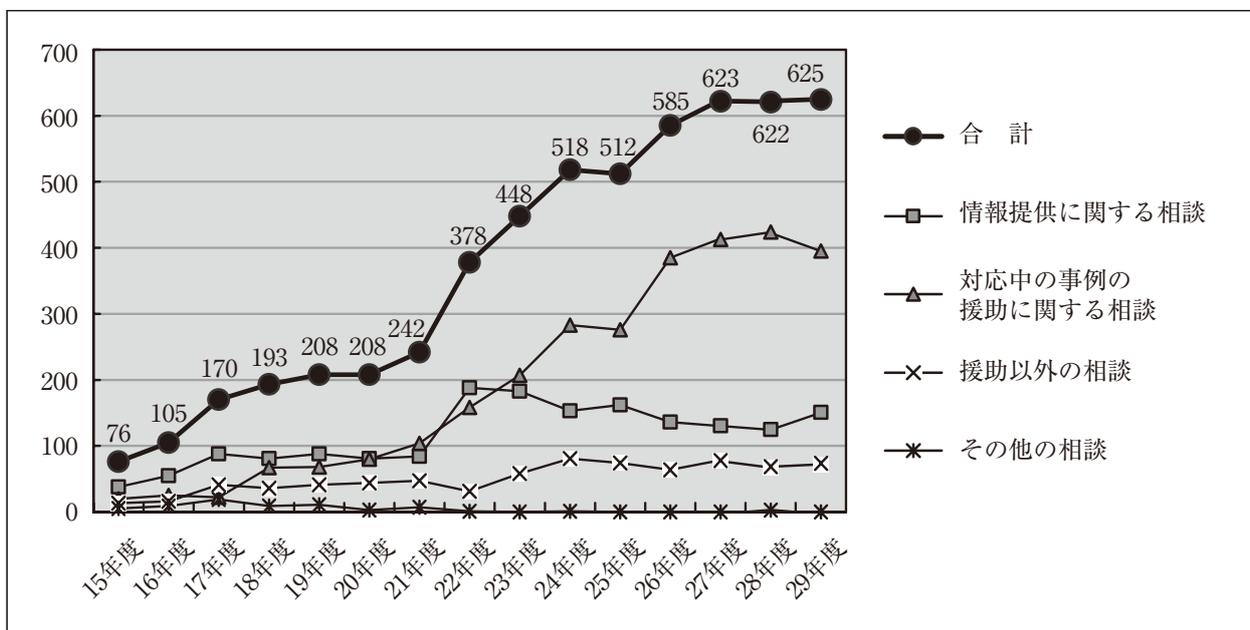


図1 年度別受案件数の推移 (単位：件)

なお、各月の受理状況は下記のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
50	55	60	46	62	51	49	48	55	48	51	50	625

■ 事業報告 ■

(2) 相談の方法 (手段)

電話による相談が全体の71.7%を占め、次いでメールが20.3%となっています。

右図の「面談」は、来所しての相談や、当センターの研修における参加者からの相談で、「その他」は、要請のあった地域に向いて行う地域研修（出前研修）の会場での相談です。

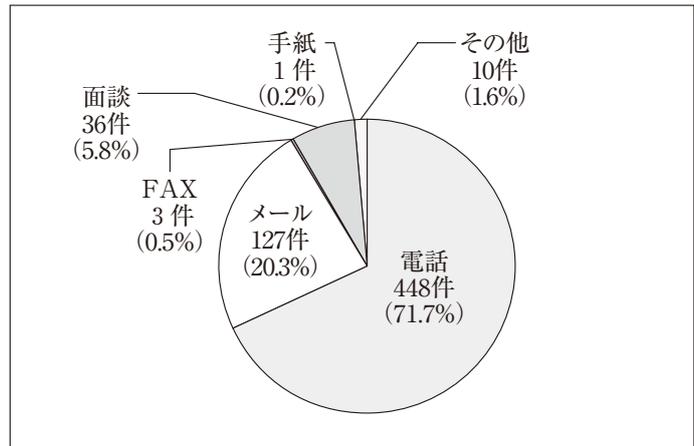


図2 相談の方法

(3) 平成29年度分野別・内容別相談状況

全体としては、援助に関する法律相談232件（37.1%）が最も多く、次いで援助に関する福祉相談141件（22.6%）、そして福祉に関する情報提供の相談が95件（15.2%）となっています。

分野別では、福祉が最も多く293件（46.9%）、次いで法律が261件（41.8%）、心理が41件（6.6%）と続いています。

内容別では、援助に関する相談395件（63.2%）が最も多く、次いで研修講師の相談や文献資料の照会などの情報提供に関する相談151件（24.2%）、そして、制度利用や機関連携のあり方などケース援助関連以外の相談が79件（12.6%）となっています。

分野別・内容別相談状況（単位：件）

内容 \ 分野	法 律	保 健・医 療	心 理	福 祉	そ の 他	計
援助に関する相談	232	4	18	141	0	395 (63.2%)
援助以外の相談	17	2	2	57	1	79 (12.6%)
情報提供に関する相談	12	18	21	95	5	151 (24.2%)
その他の相談	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
計	261 (41.8%)	24 (3.8%)	41 (6.6%)	293 (46.9%)	6 (0.9%)	625 (100%)

(4) 平成29年度機関等別受理状況

平成29年度における機関等からの相談受理状況は、児童相談所からの相談が64.5%と最も多く、次いで市町村が17.0%、都道府県・政令市5.1%となっています。

機 関	件数 (%)	機 関	件数 (%)
国の機関	2 (0.3)	医療機関	8 (1.3)
都道府県・政令市	32 (5.1)	児童家庭支援センター	3 (0.5)
市町村	106 (17.0)	社会福祉協議会	1 (0.2)
児童相談所	403 (64.5)	保健所・保険センター	2 (0.3)
里親・FGH	1 (0.2)	報道機関	10 (1.6)
児童養護施設	17 (2.7)	教育機関	5 (0.8)
児童自立支援施設	6 (1.0)	学生	5 (0.8)
児童心理治療施設	4 (0.6)	個人 (市民)	6 (1.0)
母子生活支援施設	6 (1.0)	その他	8 (1.3)
		合 計	625 (100)

2 平成29年度の相談事例から (抜粋)

【法的分野】

- ① 児童福祉法第28条の申し立てを行ったが、その後に親権者が他県に転居した場合の対応について相談したい。
- ② 里親委託中に子どもが怪我をした事例で、保護者から慰謝料や休業補償を請求された場合の対応について相談したい。

【保健・医療分野】

- ① SBSの疑いで通報があった事例について、医療機関とどのように連携したらよいかについて相談したい。
- ② 医療機関関係者向けに、児童虐待の啓発のための研修会を企画している。研修講師についての情報を教えてほしい。

【心理分野】

- ① 小学生の抜毛の事例について、子ども見立てやケア、保護者への助言の仕方について相談したい。
- ② 学校内で同級生に暴力を振るうなどのトラブルが絶えない児童のケアと保護者への支援の仕方について相談したい。

■ 事業報告 ■

【福祉分野】

- ① 両親に精神疾患があり、子どもたちへのネグレクトや心理的虐待が疑われる事例について相談したい。
- ② ネグレクトを理由に一時保護されている子どもの家庭復帰にむけての支援体制について相談したい。

専門相談室

電話 045-871-9345 (直通)

F A X 045-871-8091

Eメール soudan@crc-japan.net

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

子どもの虹情報研修センター紀要
No. 16

平成30年12月25日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-440-6341(代)



CRC Japan

Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems related to Child Abuse and Adolescent Turmoil

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)